

平成19年度農林水産省経営局委託調査

農業法人向け融資における実態調査報告書

平成20年3月

財団法人 農林水産長期金融協会

【目次】

第1	調査の目的	1
第2	本年度の調査内容	1
	1. 調査の内容	1
	2. 調査方法	2
	3. 検討会の議論	2
第3	平成19年度調査結果の概要	4
	1. 調査の要約	4
	2. 主要課題に関する調査・検討結果	6
	3. 今後の課題	9
第4	検討会の議論の概要	13
	1. 検討会の設置と検討会のねらい	13
	2. 平成19年度調査のための論点整理	14
	3. ABLを利用した農業法人向け融資の活性化	16
	4. 農業スコアリングモデルの活用	18
	5. 農業信用保証保険制度の活用	21
	6. 民間金融機関の活用	23
	(検討会資料)	
	資料1 「19年度農業法人向け融資における実態調査」の論点整理メモ	25
	資料2 「ABLの活用(メモ)」	34
	資料3 「農業融資におけるABLの活用(メモ)」	35
	資料4 「スコアリングモデルの活用(メモ)」	38
	資料5 「公的保証制度の充実による融資の活性化(メモ)」	39
	資料6 「農業法人から金融機関への要望(メモ)」	40
第5	平成19年度現地調査結果	41
	現地調査の概要	41
	I 農業法人(46法人)	
	1. 稲作(5法人)	41

2. 畑作・露地野菜（3法人、4法人 計7法人）	43
3. 施設野菜（4法人）	46
4. 施設花き（3法人）	48
5. 果樹・茶・きのこ（5法人、1法人、4法人 計10法人）	50
6. 酪農（3法人）	54
7. 肉用牛（5法人）	56
8. 養豚（4法人）	58
9. 採卵鶏・ブロイラー（3法人、2法人 計5法人）	61
II 農協（22農協）	64
1. 東北（青森、宮城、福島）の5農協	64
2. 関東（茨城、埼玉、東京、神奈川）の3農協	67
3. 甲信越・北陸（山梨、石川、福井）の3農協	68
4. 東海・近畿（静岡、岐阜、大阪、兵庫、和歌山）の3農協	70
5. 中国・四国（鳥取、岡山、広島、香川、高知）の4農協	72
6. 九州・沖縄（福岡、熊本、大分、沖縄）の4農協	75
III 銀行・信用金庫（24銀行・8信用金庫）	77
1. 東北（青森、宮城、福島）の3銀行・1信用金庫	77
2. 関東（茨城、埼玉、東京、神奈川）の2銀行・1信用金庫	79
3. 甲信越・北陸（山梨、石川、福井）の3銀行・1信用金庫	81
4. 東海・近畿（静岡、岐阜、大阪、兵庫、和歌山）の5銀行・1信用金庫	82
5. 中国・四国（鳥取、岡山、広島、香川、高知）の5銀行・3信用金庫	84
6. 九州・沖縄（福岡、熊本、大分、沖縄）の6銀行・1信用金庫	88
第6 まとめ	91
1. 農業法人向け融資の実態	91
2. 農業法人向け融資の活性化方策	95
3. 農業法人の発展と資金調達	98

第1 調査の目的

1. 農業法人は、借地により規模拡大を行う経営が多いことから、保有資産が乏しく、担保不足により資金調達面で支障を来しており、経営改善を図る上での阻害要因となっている。
2. また、農業法人は比較的大口の運転資金を機動的に必要としているが、運転資金の主たる供給を担うべき銀行、信用金庫等の民間金融機関においては、農地を担保として評価せず、また農協系統においても資金供給に消極的な状況にある。
3. このため、農協その他の民間金融機関（以下、民間金融機関）の農業法人向け融資の実態を調査・分析し、
 - (1) 民間金融機関が円滑な融資が行えるよう農業法人向け融資に係るリスクの把握・評価の手法を検討し、民間金融機関による農業法人向け融資の活性化を支援する措置の検討資料に資する調査結果に取りまとめる。
 - (2) 今後法人化を目指す農業者及び、製造・加工事業、農産物の流通に関する事業等の分野に進出し多角化経営を行おうとする農業者に対して、資金管理手法の確立ができるよう法人経営の規模等に応じた資金調達等の実態の情報提供に資する調査結果を取りまとめる。

第2 本年度の調査内容

1. 調査の内容

- (1) 平成18年は、以下の基準でアンケート調査と現地ヒアリングを実施した。
 - ① 農業法人については、農業法人の現況、経営属性、経営マインド、経営管理の状況、民間金融機関からの借入状況、借入の目的、担保・保証の提供状況等について
 - ② 民間金融機関については、農業法人向け融資の現状、審査方法、融資条件、担保・保証の徴求、債権保全措置の基準、今後の農業融資に対する姿勢、動産担保融資（ABL）を中心とする。

金融手法に対する取組姿勢等について

現地ヒアリング先は、以下の23道府県を対象とした。

北海道	秋田県	岩手県	山形県	栃木県	群馬県	千葉県
新潟県	富山県	長野県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府
奈良県	島根県	山口県	徳島県	愛媛県	佐賀県	長崎県
宮崎県	鹿児島県					

- (2) 本年度は平成18年に現地ヒアリング調査を行っていない残りの24道府県について、アンケート調査実施先の中から農業法人及び民間金融機関を以下の基準で選び、現地ヒアリングを実施した。
 - ① 農業法人は、各都府県で中心となる営農類型で特色を有するものを対象とし、経営マインド及び資金需要を中心に、今後の借入動向、農業投資の予定、運転資金の調達方法等、加えて金融機関からの借入についての満足度、問題点、改善点等に着目
 - ② 民間金融機関は、各都府県で中心的役割を担うものから、農業融資に積極的な機関を対象とし、農業法人向け融資への取組、現状、問題点、今後の取組姿勢等、更に動産担保融資やスコアリング等、融資手法への取り組みに着目

2. 調査方法

(1) 農業法人及び民間金融機関への現地ヒアリング

- ① 農業法人は、アンケート調査結果から、規模拡大や多角化経営で投資を検討していると回答した農業法人、民間金融機関からの借入について要望があると回答した農業法人に留意し、次の項目を考慮し選定した。

農協取引先と銀行・信用金庫取引先別を同程度、売上規模、営農類型別（法人経営が多い営農類型（耕種4〔稲作、畑作、露地野菜、施設野菜〕、畜産4〔酪農、肉用、養豚一貫、採卵鶏〕）を中心とする各3～5法人程度）

- ② 民間金融機関は、各都府県で農協、銀行・信用金庫のそれぞれにおいて、農業法人融資残高が上位の金融機関を1機関。さらに、動産担保融資、スコアリング融資等の融資手法に取組む金融機関を調査先に加えた。

- ③ 平成19年度に調査対象とした24都府県は以下のとおり。

青森県	宮城県	福島県	茨城県	埼玉県	東京都	神奈川県
山梨県	石川県	福井県	静岡県	岐阜県	大阪府	兵庫県
和歌山県	鳥取県	岡山県	広島県	香川県	高知県	福岡県
熊本県	大分県	沖縄県				

(注) なお、北海道及び愛知県については、本年度の調査対象ではないが、個別検討課題のための現地調査を行った。

(2) D I 調査の実施

現地ヒアリングを実施した農業法人、農協、地銀・信用金庫等に対しそれぞれD I 調査を実施した。農業法人には法人化によるメリットや景況感及び民間金融機関からの借り入れについて尋ねた。金融機関には農業融資、融資の手法及び融資後のフォローについて尋ね、D I 値として数値で把握することに努めた。

3. 検討会の議論

- (1) 今回、現地ヒアリング調査に当たっては、その結果の分析・検討を行い、農業法人向け融資の改善等に必要の判断資料を提供することに加え、平成18年度の調査結果を踏まえた上で、今年度予想される論点などを考慮して、農業金融に精通した学識経験者、民間金融機関で農業融資に取り組んでいる実務経験者等を追加し、検討委員を10名にして検討会を設置し、議論を行った。

(2) 検討委員の構成は以下の10名である。(役職等は就任時のもの)

所 属	役 職	氏 名
中央農業総合研究センター	農業経営研究チーム長 (座長)	梅本 雅
(社) 日本農業法人協会	専務	野村 俊明
信金中央金庫	総合研究所上席主任研究員	鉢嶺 実
三井住友銀行(株)	法人マーケティング部成長事業グループ	保泉 学
農林中央金庫	農林部 部長代理	保田 孝樹
農林漁業金融公庫	経営改革部	新堀 健二
中央畜産会	事業第一統括部長	近藤 康二
農林漁業金融公庫	審査部	大塚 政敏
(財) 農林水産長期金融協会	常務理事	細見 俊晴
同 上	参与	桑田 敬吾

(3) 検討会における議論については、平成18年度に明らかになった検討項目について、それぞれ専門的な立場から実態を踏まえた議論を行なうように努め、検討テーマに照らし必要とされる者及びアドバイザーを招き、以下のテーマを主要検討項目とし、議論を深めた。

- ①スコアリングモデル、動産担保促進の環境整備及び事例、
保証機関(農業信用基金協会) 等
- ②農業法人の資金調達の現状 等

第3 平成19年度調査結果の概要

1. 調査の要約

(1) 現地実態調査の実施

① 調査の対象と方法

現地実態調査は、前述の24都府県を対象に、1都府県件当たり農協1程度、銀行・信金1程度、農業法人2程度を選定し、聞き取り事項等整理して「現地実態調査実施要領」を定めて実施した。

調査は、事前に「聞き取りたい事項」をメモに整理して調査先に送付し、現地を訪問してヒアリングにより行った。調査先は、18年度アンケート回答先であり、アンケートの内容から事前に調査先の特徴を把握できた。特に、農業法人の場合は動産担保の実績や希望など、本年度調査のポイントになる情報などは事前に確認して訪問した。

② 調査の実施状況

現地実態調査は、最終的に26都道府県（北海道、愛知は昨年度と重複）において実施した。農業法人は46法人、農協は22農協、銀行は24行、信用金庫は8庫、計100機関(18年度は91機関)を訪問した。

今年度は、後述する検討会での議論を重視し、現地実態調査の結果等を検討会の議論に反映させるべく、第3回検討会(10月26日)までに、大阪府と沖縄県を除く23都道府県を訪問した。なお、大阪府と沖縄県は11月に訪問している。一つの県を一度には回れないことも多く、11月以降も選定した調査先を順次訪問した。⇒現地実態調査結果は後述。

③ 調査結果と検討会への報告

現地実態調査結果は、農業法人、銀行、信用金庫、農協の業態ごとに分けた一覧表に整理し、第3回検討会及び第4回検討会(11月19日)に資料を提出し、主要事項を報告した。第3回検討会では、主に金融機関の動向を報告したが、概要は次のとおり。

[銀行からの主な聞き取り事項]

- ・ 銀行は、総じて農業融資を活発化したい意向
- ・ 全国的にみて、南北では農業融資については把握しているところが多いが、それ以外の地域では「マーケットが小さい」、「よく分からない」という意見もあった。
- ・ 融資にこだわらず、経営支援を行おうとする銀行の意見もあった。
- ・ 情報収集は農林公庫からという銀行がいくつかみられた。
- ・ ほとんどの銀行で償還期間は最長10年以内となっている。
- ・ 金融機関と農業法人との情報共有が重要であり、セミナー等の開催希望などのコメントもあった。
- ・ 超長期の融資は農林公庫で対応してほしいという話が多かった。
- ・ 公的保証の充実についての要望も多かった。

[農協からの主な聞き取り事項]

- ・ 品目横断対策により法人化の動きは出てきたが、安易な法人設立ではないか今後が心配。
- ・ 畜産法人は農協からはなれている法人が多いという印象がある。
- ・ 基金協会の財務内容によって対応が違っていることから、県間の差が出ているとの意見があった。
- ・ 銀行等が償還期間はキャッシュ・フローの範囲内としている一方で、農協は、償還期間を耐用年数見合とすることが多かった。
- ・ 農地の評価方法については、固定資産税評価に基づき低く留めている J A と売買事例等に基づいて評価している J A の差がみられた。

また、現地実態調査結果の中から、各検討会のテーマごとに関係すると思われる主な意見を整理して各検討会に提供した。

(2) 今年度調査のポイント

① 今年度調査の論点整理

第1回目の検討会において、座長から、「19年度調査は、幅広く議論して2年目調査結果として取りまとめるため、必ずしも18年度調査結果の『2年目調査に向けての課題』のみに縛られないことを確認しておきたい。19年度調査は、事務局作成予定の「2年目調査の論点整理」をみて検討していく。」こととされた。第2回目の検討会の案内時に論点整理メモを各委員に送付した。

② 「課題解決ツリー」に基づく検討

第2回検討会では、座長からも「課題解決ツリー(9ページ参照)」が提示された。検討会での意見交換によって若干修正されたが、論点が明確になった。具体的には、次のとおり。

- ・ 民間金融機関の融資の活性化を支援するための情報提供を行うための情報の共有化の方法について
- ・ 農業法人への過度に担保に依存しない方式での融資の活性化方策の提案として、スコアリングモデルの活用、ABLの活用、公的保証の活用
- ・ 農業法人等に対する資金管理手法の確立のため、農業法人の視点から見た経営のための資金管理手法の提示
- ・ 農業法人等に対する資金調達等の実態の情報提供を行うために資金調達方法の改善例を広く紹介

(3) 検討会での議論

① 検討会の開催状況

前述のとおり、昨年度調査と同様に農業金融に精通した学識経験者、民間金融機関の実務経験者などからなる検討会を設置して、調査の課題についての議論を行った。第1回目を7月25日に開催し、最終回の3月5日まで、ほぼ1ヶ月に1回程度合計7回の検討会を開催した。

なお、検討会には、オブザーバーとして農林水産省経営局金融調整課、中央農業総合研究センターが参加した。

- 第1回 19年7月25日 検討会の設置、検討会の事業とスケジュールなど
- 第2回 19年8月28日 19年度調査に係る論点整理、現地実態調査の実施について
- 第3回 19年10月26日 現地実態調査の概要、ABLを利用した農業法人向け融資
⇒ゲスト (農) 小川共同牧場
鹿児島銀行
- 第4回 19年11月19日 農林公庫のスコアリングモデル、スコアリングモデルの活用
⇒ゲスト 農林漁業金融公庫
- 第5回 19年12月19日 農業信用基金協会保証について、公的保証の充実について
⇒ゲスト 全国農業信用基金協会協議会
秋田銀行
- 第6回 20年1月28日 民間金融機関の活用について、調査報告書の構成について
⇒ゲスト (有)すえひろ、(有)新岡農園
- 第7回 20年3月5日 調査報告書の概要について

② 現地実態調査結果の報告

現地実態調査結果は、前述のとおり農業法人、銀行、信用金庫、農協の業態ごとに分けた一覧表に整理して、検討会に提供、概要を説明した。また、各検討会ではテーマを決めており、現地実態調査結果のうち当該テーマに関連した事項をメモにして、検討会に提供、説明を行った。

③ ゲストからのヒアリング

検討会の議論を、より現場の実態にそったものとするために、極力現場に近いゲストを招いて検討委員が直接話を聞く機会を多く設定した。上記のとおり、計4回の検討会に8名のゲストに来ていただき、現場の意見を聞かせていただいた。

④ 委員による議論

ゲストを招いた検討会では、最初にゲストから話題提供等をしていただき、その後、検討委員との質疑応答により、現場の実情を把握した。ゲストを含めた議論を1時間から1時間半行い、ゲスト退席後には、検討委員のみで議論を深めた。

⇒「第4 検討会の議論の概要」参照

2. 主要課題に関する調査・検討結果

(1) ABLを利用した融資

① 現地実態調査結果

全国的には、農業の盛んな道県を抱える南北の銀行で既にABL(動産担保)が行われている実績がある。肉用牛関係では、トレーサビリティ法によって個体管理が徹底していることも実施の追い風になっている。ただし、ABLは債務者から債権者に提供する担保に関するデータの整備や担保物件の継続的な管理に相当コストがかかるのが実態であり、全国肉牛事業協同組合が関与するケースのように補助事業によっているものもある。各銀行とも、全般的にABLには前向き

あるが、ABLそのものをあまり手がけておらず、ましてやマーケットも十分把握できていない農業分野で取り組むのはまだ先の話、というのが大方の銀行の反応である。

信用金庫の場合は、営業エリアが局地的なこともあって、南北に限らず農業の盛んな地域ではABLの実績もあるなど、農業融資に積極的に取り組んでいる信用金庫も多い。理事から農業への動産担保の適用の検討を指示されたものどこから検討してよいのかが分からない、といった信用金庫もあり、ABLの情報やノウハウが蓄積されればこれが活用される可能性は高い。

農協の場合、中にはかつて動産担保を行ったことがある、という農協もあるが、全体的に農業融資そのものが低調である。積極的にABLまで手がけようという意識は感じられない。

農業法人に関しては、ABLや動産担保のことをまだ知らない経営者も多い。「動産を担保に提供せざるを得ない経営は危ない」と話す大規模畜産経営者もあったが、総じて、利用したいと考えている経営者が多かった。不動産担保よりも棚卸資産(豚)の方が換価性が高いと説明する畜産経営者、倉庫の新米を担保として資金調達を希望する稲作経営者もいる。また、肉用牛経営では、民間金融機関が自社の試算表などを見るようになり、勉強してくれている、とっている法人もある。金融機関が変わってきている、と感じてきている農業者も少なくない。ABLのノウハウを持つ金融機関も出てきてはいるが、必ずしも多くはない。農業経営者にとっては、身近な取引金融機関がそのようなノウハウを持つことに期待している。

② 検討会での議論

ABLについては、在庫から売掛金の流れを一体として把握して債権管理を重視するタイプと動産等の評価を行い、担保処分など債権回収を重視するタイプを分けて考えている。現実的には、「担保評価」を行うタイプの需要が多いと考えられるが、「無担保・無保証ではなく、在庫担保に限定するものでもなく、事業用資産を担保として経営状況を把握しながら融資する」ことを基本として議論を進めてきた。金融機関、農業法人ともABLに関しては前向きであり、「ABLの実施は農業法人向け融資を活性化するには必要であるが、円滑に実施していくには課題も多い」というのが検討会での認識であった。ABLの一つである動産担保については、今まで一律担保として取り扱っていなかった動産を担保提供すると金利低下につながって経営上有利になる、という意見もあった。

(2) スコアリングモデルの活用

現地実態調査におけるスコアリングモデルの活用に関する金融機関の評価は分かれる。認定農業者向け商品を開発済でスコアリングによる融資諾否決定をシステム化している金融機関があれば、「スコアリングは格付に利用する程度」とし、融資諾否決定に利用することにネガティブな金融機関も多かった。比較的農業融資の実績が多いと言われている金融機関にそのような傾向があるようである。しかし、スコアリングモデルを活用して広く農業融資を徐々に本格化させるのも一つの手法である。

検討会では、農業分野の融資審査に関しては定性評価の基準やそれを踏まえた審査手法の充実を求める意見も多く、農林公庫のスコアリングモデルを活用する際には業界情報の提供を併せて推進していくこと重要であることが確認された。クイック融資の活用や農林公庫の業務協力機関との一層の情報交換の緊密化によって民間金融機関による農業融資拡大の余地は大きい。ただし、スコアリングを活用した融資は比較的短期で借入金額が少ない融資に適しているものと認識し

ておく必要がある。

(3) 農業信用保証保険制度の活用

①現地実態調査結果

全国の民間金融機関の多くから、「公的保証制度が充実されれば農業融資は確実に伸びる。」との意見があった。平成19年10月から、中小企業の保証協会では責任共有制度が導入されて部分保証の考えが広がっている。農業融資について公的保証制度を利用する場合も、民間金融機関はリスクを負担する考えであるという。業界に関する情報も少なく審査ノウハウの蓄積も不十分の金融機関も多いと思われるが、民間金融機関はリスクを避けようというのではなく、リスクを少なくして新分野に進出したいのではないかと思われる。

民間金融機関から示された具体的な意見は次の三つに要約できる。

- ・農業信用基金協会と中小企業向け保証協会を一体化する
- ・民間金融機関にとって農業信用基金を利用しやすいものにする
- ・農業信用基金協会、保証協会に代わる使いやすい第三の保証機関を利用する

②検討会の議論

保証制度の活用を議論した検討会には、全国農業信用基金協会協議会と秋田銀行に来ていただいた。秋田銀行は、農業近代化資金を扱っているが、基金協会保証は付けていない。また、最近秋田県の基金協会の訪問を受け、利用についての基本契約を締結する方向に向かいたいとの申し出を受けているとのことである。民間金融機関に基金協会を積極的に利用してほしいということで、農林水産省でもパンフレットを作り、全国的にPRを強化し始めている時期とのことである。

基金協会は各県にあり、各基金協会の財務状況も異なることから、制度の運用は県によって少し違うとの説明があった。県によって、民間金融機関との基本契約を締結する条件に差がでることは本来好ましいとは思われないが、現在は民間金融機関に対してアプローチしているところであり、まずPRを積極的に進めることが民間金融機関の農業融資活性化につながるものと考えられる。

(4) 農業法人が民間金融機関に期待すること

多くの金融機関が農業分野に関心を持っている中で、ユーザーの農業法人は民間金融機関をどのようにみて、何を期待しているか。現地実態調査でも民間金融機関への要望事項を聞いた。

農業法人からは、「民間金融機関は農業をよく理解していない。」とか「銀行が、農業法人の中身が分からない。」といった意見があった。一方で、「民間金融機関の対応は変わってきている。無担保、無保証人の融資も増えている。このような傾向が広がることを期待したい。」という意見も多かった。

第6回検討会には、農業経営者をゲストに招いて民間金融機関に対する要望事項を聞いた。法人代表者からは、最近の民間金融機関との接触の結果として、「一般金融機関は経営を読み取り、悪いところを指摘してくれる。」との発言があった。民間金融機関のサービスが融資だけではないことが分かる。また、金融機関を選ぶポイントは「正しく私達を理解できる人」とのことであった。

金融機関に対しては、動産担保の実施や保証制度の充実などの個別の要望事項もあったが、

「ビジネスの内容を見て融資してほしい。」という大きな要望があった。ある程度の農業法人の基本的スタンスになっていると理解できる。先進的な農業法人の発言であり、このような認識の法人は一部であろう。農業法人に関しては、いかにして資金調達の方法を広げていくかということについて、まず意識改革を求めていかなければならないことも多いと思われる。

3. 今後の課題

検討会で、当初明確にされた「課題解決ツリー」(下の [論点] [具体的には])に沿って現地実態調査等で確認した現場の状況等のポイントをまとめ、今後の課題を整理した。



(1) 融資の活性化を支援するための情報提供

① 民間金融機関への情報提供

民間金融機関が、農業分野に関心が高いものの多くの金融機関が一定量の業務として進出できていないのは、民間金融機関にとって農業に関する情報が不足していることが大きな理由だと考えられる。言い換えれば、「農業のマーケットが見えていない。」ということが一つの理由と思われる。農業法人の損益がどの程度のものか、どのような設備投資を行っているのか、このようなことが分かってきた金融機関が積極的に進出していると思われる。

また、現地調査で金融機関を訪問すると、超長期の融資はリスクが高いため自ら融資は行わず、農林公庫資金の活用が期待されていることが分かる。民間金融機関側には、農林公庫からの情報提供を引き続き期待する声もある。民間金融機関でも農林公庫資金の取扱いは可能であり、農林公庫資金の内容やその資金の使われるマーケットが見えてくると民間金融機関の動きも活発化してくると考えられる。

民間金融機関が農林公庫資金利用者のマーケットを見通せるようになり、営業と審査に関するノウハウが蓄積されれば、自らの資金を原資とする農業近代化資金やプロパー資金の融資も広がってくると考えられる。

民間金融機関が農業分野のマーケットを理解できるような情報提供が必要である。どのように情報提供するかであるが、まずその対象は、たまたま農業資金を扱うことになった民間金融機関の支店職員よりもそのような支店からの照会に応える本店(部)担当者との情報提供が効率的であると考えられる。

また、現地実態調査を行うと、民間金融機関から農業融資に関するセミナーの開催要望が多い。情報提供の仕方として農林公庫による提供を期待しているものや、現に行われている金融団体主催のセミナーに農業融資のメニューを加えてはどうかとの意見もあった。

今回の調査で課題となったABLや農業信用保証保険制度など、地域の農業事情や農業法人向け融資の目利き講座の開催などについて、実務に関する民間金融機関のニーズに応じて体系だったサポートが考えられて良いと思われる。農業関係の融資事例集や農業制度資金の総覧的なものを、民間金融機関が必要とするときにすぐ役立てられるような形で提供できれば効果は大きい。

② 農業法人組織、民間金融機関との情報の共有

現在の民間金融機関と農業法人の情報のやりとりは、ほとんど個々の組織同士で行われているだけである。例えば、民間金融機関は、基本的な情報として、農業団体にはそのような組織があり、業界でどのように位置づけられているのか、農業補助金にはどのようなものがあるのか、というように情報を必要としている。これらの情報は、個々の組織同士のやりとりの中で把握するよりも、金融界と農業法人組織などとの団体間で情報を共有することが効率的である。

農業には行政が関与する部分が多く、金融機関側も、市町村の農業担当者や普及組織の経営担当者との接触を活発化すると地域の農業事情などについて相当の情報蓄積が

進むと思われる。一定の制限はあると思われるが、金融機関と農業団体という関係に行政も含めた枠組みでの情報の共有が進むと、さらに農業融資が活性化する環境づくりが進むと思われる。

一部の地域では、民間金融機関が農業法人協会に参加して、金融機関側から積極的に情報入手を行っているところもある。今後は、都道府県などの行政機関も交えて、このような情報を共有する態勢づくりを進めていくことが重要である。

(2) 担保に過度に依存しない方式での融資の活性化方策

① ABLの活用

一部の金融機関と農業法人の間では、ABLを活用した融資が行われている。また、機会があれば農業分野で活用したいという金融機関も多く、農業法人側でも活用されていない事業資産を担保として活用することに期待も大きい。しかし、担保となる動産の評価、管理、処分などの実務面で明確になっていない部分もあり、経済産業省を中心として業界におけるそれらに関する議論の結果等を踏まえ、実務的な手法を整理してPRしていく必要がある。実際に行われている事例集などで啓蒙を図っていくことも効果的であると思われる。

② スコアリングモデルの活用

農業融資におけるスコアリングモデルは、既に農林公庫で開発されて利用されている。農業団体でも開発しているが、実用化はこれからの状況である。短期、少額の融資などでは特にスコアリングモデルの活用が期待されるが、一方では、スコアリングの結果は参考にする程度で融資諾否決定には利用しない、という金融機関もある。今後は、農林公庫のスコアリングに業界情報の提供を合わせることで、融資の活性化を進め、さらには金融機関独自のスコアリングに農業情報を加えて融資の活性化を進めることにつなげていくことが期待される。

③ 公的保証の活用

公的保証の活用については、民間金融機関、農業法人ともに、これが充実されれば農業融資は確実に伸びるとの認識であり、民間金融機関からは、都道府県にある中小企業向けの信用保証協会との一本化を求めるような意見もあった。現在、都道府県にある農業信用基金協会による農業信用保証保険制度の銀行、信用金庫による利用は低調であり、その利用の活発化に向けて個別に金融機関と各基金協会が接触を始めている状況である。今後の課題としては、既存の農業信用保証保険制度のPRを積極的に進めることが必要である。そして、そのフォローを行って、実際に民間金融機関が利用する態勢を整えることが重要である。

(3) 農業法人への情報提供

ABLにより、農業法人の資金調達方法が広がった。また、18年5月1日施行の会社法によって有限会社(特例有限会社)でも社債を発行できるようになり、資金調達の選択肢が広がった。このような資金調達の選択肢の拡大は農業法人の経営改善に役立つものと思われる。このような情報を農業法人や農業法人を志向する農業者に提供することは、本調査の事業目的にも合致しており、今後必要な事項と思われる。

『資金管理』とは、「資金計画」と「資金統制」から成り立つが、資金調達の選択肢が広がれば資金計

画の幅も広がる。特に「社債」のように一括償還のような手法はこれまでになく、新たな資金管理の考え方や手法が必要になる。また、加工事業などに取り組んだり、直売などが増えると在庫を持たざるを得なくなる。このようなケースでは、短期運転資金や長期運転資金がこれまで以上に必要になる。資金管理の重要性が高まるので、一層農業者への情報提供に留意していく必要がある。

第4 検討会の議論の概要

以下は、6回に分けて執り行われた検討会の議論についての取りまとめである。

1. 検討会の設置と検討会のねらい

(第一回検討会:平成19年7月25日(水)開催)

(1) 農業法人向け融資における実態調査検討会設置と委員の就任

委員互選により中央農業総合研究センター梅本氏が座長に選出。

(2) 検討会のねらいと各委員の発言

①検討会の目的

(事務局) 経営局からの今回の受託調査は、政策金融改革の官から民への流れの中で、どのようにして民間金融機関による農業法人向け融資の円滑化を図るか、ということが基本。その実態調査の2年目であり、調査そのものに関する指導・助言のみならず、そのとりまとめに関して、具体的な指導・助言をいただくことにある。

(座長) 今年度の調査に当って、昨年度調査結果報告の「2年目調査に向けての課題」には必ずしも縛られないことを確認しておきたい。事務局が作成予定の「2年目調査の論点整理」の内容をみて検討したい。

②各委員の発言の要旨(第1回目の検討会ということでフリーに発言していただいた)

(ア)農業法人において、優秀な経営者の経営姿勢と中小企業診断士などの「自己資本比率を上げるべき」というような経営に対する指摘は必ずしも一致しない。農業法人経営にあった分析指標というものがあるのではないか。

(イ)財務諸表を作成する際、どういった勘定科目をどこまで統一するか、モデルの提示が必要であり、経営の将来性を金融機関が評価できるかどうかが重要である。

(ウ)農業法人向けの融資については、銀行・信用金庫のみならず、農協グループとしても考えていく必要がある、何かアイデアももらいたいと思っている。事業承継や再生も論点の一つになっている。

(エ)民間金融機関が積極的に融資できるように、民間向けのどういった情報提供が必要か。信用金庫の現場として、この1、2年農業が大きく取り上げられるようになったが、どうしたらいいかわからないのが実情。

(オ)融資の仕事を経年やってきた者としては、与信判断の根拠を考えると、実際には担保などよりも地域とのつながりが融資でも大きな要素になる。

(カ)昨年の現地調査では、訪問先の担当者があまりリレーショナルシップバンキング(以下「リレバン」という。)に詳しくなかったようなケースもあった。今年度は、リレバンも聞けるようにして現地調査も必要では。

(キ)農業者、農協、地域の動きと世の中、金融機関の動きのスピード差が大きくなってきているので、農業者等が自分で判断してその差を埋められるようなどどういった情報提供が必要となるか。そのために農協は特に人材育成が重要であろう。本調査でも、具体性をもって結果を役立てていくような問題意識が必要。

また、会社法を生かす方法も情報提供の必要がある。

2. 平成 19年度調査のための論点整理

(第二回検討会:平成 19 年 8 月 28 日 (火) 開催)

(1) 論点整理

別添資料1『19 年度農業法人向け融資における実態調査』の論点整理メモ』について事務局から説明

○ 調査の目的のため必要な事項は、

(Ⅰ)「民間金融機関による農業法人向け融資活性化を支援する措置の提示」と

(Ⅱ)「農業法人等に対する資金管理手法の確立のための資金調達等の実態の情報提供方策」の2つに大別される。

(Ⅰ)「民間金融機関による農業法人向け融資活性化を支援する措置の提示」

(ア)「民間金融機関の融資活性化を支援するための情報提供」

具体的に論点を整理すると、「農業法人向け融資に関する情報のミスマッチ」については、民間金融機関への『情報の共有化の方法について』とすることで調査の要望に応えるに足りる。

(イ)「農業法人への担保に依存しない方法での融資の活性化方策の提案」

①「スコアリングモデルの活用」、②「動産担保の活用」、③「公的保証の活用」、④「民間金融機関の融資に係るリスクの把握・分析評価の手法の提示」について、①と④については内容が重複するため、『スコアリングモデルの活用』に統一することし、②については動産担保よりも幅広の意味で検討を進めるため『ABL の活用』とし、③についてはそのまま論点として残すこととした。

(Ⅱ)「農業法人等に対する資金管理手法の確立のための資金調達等の実態の情報提供方策」

(ア)「農業法人等に対する資金管理手法の確立」

「経理の勘定科目の統一等に関する啓蒙普及のあり方と手法の策定」と「農業法人の経営改善の視点と金融機関の審査の着眼点の情報の共有への取組み」との2つの論点があったが、それらを簡潔に統一し『農業法人の視点から見た経営のための資金管理手法の提示』とすることとした。

(イ)「農業法人等に対する資金調達等の実態の情報提供」

あくまでも情報提供ということで、今後の論点としては『資金調達方法の改善例を広く紹介』とした。

(2) 論点整理に対する議論の要約

(Ⅰ) 民間金融機関による農業法人向け融資の活性化を支援する措置の提示

(ア) 民間金融機関の融資の活性化を支援するための情報提供

・民間金融機関への「情報の共有化の方法について」と捉えるのがよい。民間金融機関との情報の共有化の方法について議論することで調査の要望に応えるに足りるだろう。

(イ) 農業法人への担保に依存しない方式での融資の活性化方策の提案

- ・「スコアリングモデル」と「民間金融機関の融資に係るリスクの把握・分析評価の手法の提示」はスコアリングモデルに一本化するのが良い。スコアリングモデルは過去の実績の評価によるもので、将来の評価(事業収益の評価)や、農業の実態把握能力育成は、民間金融機関への情報の共有化により民間が取り込むべきノウハウの部分になる。
- ・ 動産担保の活用」については、動産担保という表現よりも、より広い意味の「いわゆる ABL」とした方がよい。
- ・ 「公的保証の活用」についても当然検討すべき内容となる。

(Ⅱ) 今後法人化を目指す農業者及び多角化を行おうとする農業法人等に対して、資金管理手法の確立のための資金調達等の実態の情報提供

(座長) 非常にわかりづらいテーマ。ここは「資金管理手法」と「資金調達の実態」の2つに分けて考えるのが良い。

(ア) 農業法人等に対する資金管理手法の確立

(座長) 経営のための資金管理の手法について、農業法人の視点と民間金融機関の視点とがあるが、ここでは主に農業法人からの視点での資金管理の手法について検討を進めていくのが良い。

(イ) 農業法人等に対する資金調達等の実態の情報提供

- ・ 資金調達の実態の情報提供ということなので、現状うまくいっている事例を提示すればよい。

3. ABLを利用した農業法人向け融資の活性化

(第三回検討会:平成19年10月26日(金)開催)

(1) ABLを利用した農業法人向け融資の活性化

別添資料2「ABLの活用(メモ)」、(現地聴き取り調査結果等)、資料3「農業融資におけるABLの活用(メモ)」、(事務局作成)を基に行った議論の要約

- (ア) ABLについては、評価、管理、処分が重要。ABLの問題点は金融機関の意識及び内部体制と農業者の意識が進んでいないことにあるが、幅広く手法として考えるとよい。一般的に仕掛品の処分市場はなく、登記も東京一極集中は問題であるし、金融庁の評価の問題もある。
- (イ) ABLは債権者と債務者両者にコストがかかるのが問題。ABLは必要ではあるがそう簡単ではないといったトーンになる。
- (ウ) 売掛債権の方が先行しており、動産担保も有形固定資産で実際やっているしできる。ただ、規模が問題で、3千万円の融資でも3億円の融資でもABLの管理コストは同じ。つまり、大手都市銀行のように5億円くらいの残高があって、毎月管理してデータがもらえてといった条件が揃わないと、ビジネスにならない。
- (エ) 規模的にはできそうな場合でも、処分のノウハウが無いのも進まない理由。
- (オ) 家畜や収穫物など今まで担保として活用されていなかったものが、金利面等で有効に使えるなら良い。実際には、ABLを利用すると、金融機関側のコストは嵩む。
- (カ) もともと、不動産担保融資→動産担保融資→無担保融資と進展したものなので、動産担保融資というひとつ戻るイメージはある。
- (キ) 肉用牛はトレーサビリティが法律できちっとしている安心感はある。ゴーイングコンサーンで考えるので、動産処分ではなく、経営を継続させることが重要。中古の市場が無い以上、担保処分の価格がわからない。実際は無担保でも融資できる先に、ABLを利用している可能性もある。

(2) ABLを利用した農業法人向け融資の実際

① ゲストからABL融資の利用状況について説明

<K銀行 M氏>

- ・ K銀行では10年ほど前から、県下の「産業」をどのように振興していこうかを考えてきた。県の産業を考えたときに「農業」を振興し、そこから他の産業へ影響を波及させることとした。
- ・ しかし、農地の担保評価は低く、畜舎においても開放型が主流で登記及び担保評価が難しい状態だった。そこで県の農業生産の6割を占める畜産に対してどのような融資展開ができるだろうかと思索したところ、売価の得られる家畜をトレーサビリティのシステムを利用し管理することで担保評価できないだろうかと考えに至った。
- ・ 現在、K銀行の農業残高は500億円。うち8割は畜産融資。ABLだけの融資残高はまだ少ないのが実態。

<O農業法人 O氏>

- ・ 59年前から経営をスタートし現在和牛1600頭を飼養。現場は実働6人で管理している。売上は6億7千万円程度で1人あたり1億円を目指してやってきている。経営農地は4haで59年かけやっと1箇所集まった。
- ・ 経営は順調に進んできたが、資金調達面では苦労もした。当時農協の貸付限度額は資本

金の 20%までであったため、合併前の農協では必要な融資枠が得られなかった。そのため預託制度を利用し規模拡大を進めてきた。

- ・平成 15 年くらいから市中銀行が牛を担保に融資すると言ってくるようになったので、牛のデータを提供し譲渡担保という形で2億円の融資を受けた。担保力としては9ヶ月から売却寸前の牛までいるが全て合わせて6億3千万円くらいの価値はあると考えている。また、トレーサビリティシステムのおかげでしっかり管理がなされている。
- ・牛が担保ということで病気の話が心配されるが、BSEについては現在の日本ではもう発生の心配は無い。口蹄疫についても発生したとしても保険の制度があり8割はカバーできる。

② ゲストを交えた議論の要約

(ゲストの補足説明)

- ・譲渡担保は、与信枠に相当する頭数のみとし、パソコンで管理している情報をもっている。
- ・現在ABLについては入り口の手法は確立されているが、管理、処分についてはまだの状態。評価を第三者にすることは検討の余地はあるが、管理は直接銀行が見られる状態にしたい。最終処分については今のところ考えていない。
- ・管理手法については、民間企業か銀行に対して提案もされているが非常にコストがかかる。今後は考えている方向としてはインターネットというツールを使い、いつでもデータを見られるようにすること。
- ・限度額の算出方法はB/Sや動態表での期末の牛の状態などのバランスを見て判断している。売掛債権は押えていない。
- ・金融庁においても、一般担保として扱う際の実務について質問があったような場合の回答の準備はできていないだろう。
- ・農業者にとって ABL は金利のメリットが一番。預託牛の場合4%程度だが、銀行からの融資の場合2%程度で資金調達ができる。

「全国にABLを広めるには金融機関、農業法人はどうしたらいいのか。」という質問に対して

(ゲスト)

- ・畜産以外に広げるときの手法が見つからない。また、畜産では中間管理手法が確立されていないのが問題。また、保証付きでは意味が無い。重要なのはちゃんと把握できて、コストがかからない方法であること。
- ・日々動きがあるのが動産担保であり、コンピュータで管理する仕組みがあることが必要条件。また、登記の場合「この畜舎の牛」という形で登記されて、すべての牛が一つの金融機関の担保として拘束されてしまうので身動きが取れなくなる。現行の譲渡担保契約方式の方が良い。

(委員)

- ・技術論ではなく、キャッシュ・フローで広く捉えることが必要。
- ・倉庫で管理している茶を担保にする手法は昔からやっていた。市場があるので確実に販売できた。在庫を担保と勘案するか、担保に取らず経営を見て判断するかは大きな分かれ道。

(座長)

無担保でも無保証人でも在庫担保でもなくて、キャッシュ・フローを勘案して融資するものとして、今後は進めたい。

4. 農業スコアリングモデルの活用

(第四回検討会:平成19年11月19日(月)開催)

(1) 農林公庫の農業スコアリングモデルについて

① 農林公庫の農業スコアリングモデルについての説明

- ・ 農林公庫における農業スコアリングモデルは平成17年12月にスタートした。
- ・ 個人の場合逐年評価と定性評価のウェイトが高いのがポイント。
- ・ バックデータは1万6千件ありデータ量から見ても説得力のあるモデルとなっている。また、GINI値の示すように統計的見地からも充分信頼できるものとなっている。
- ・ スコアリングモデルで重要なのは財務データ。しかし業種によって様々なため同じ視点で統一的なものを作るには無理がある。そのため農林公庫では細分化し個人3種、法人2種の5つのモデルを作成した。
- ・ 農業の場合は特に財務データだけで分析していると不完全なものになってしまう。そのためモデルの判別力向上のため補足する情報として逐年情報を取り込んだ。
- ・ スコアリングモデルの活用の一例として平成18年度からスーパーL資金のクイック融資があるが、これは500万円以下の案件についてスコアリングを利用することで5営業日以内に融資可否の回答をお客へ伝えることとしている融資手法である。
- ・ スコアリングモデルは業務協力行に提供し審査資料の補足として利用してもらっている。ただ、利用会員474先のうち農協が335先だが、実際に活用しているのは銀行や農業融資に積極的な信農連。
- ・ 民間金融機関からは農業のリスクがどれだけあるかわからないといった意見があり、リスクを数値化するお手伝いをしている。いずれは農業信用リスク情報サービスの提供をしたいと考えている。

② 農林公庫職員を交えた議論の要約

(農林公庫による補足説明)

- ・ 財務情報、逐年情報及び定性情報の合成のしかたについて。農業個人の合成割合(財務評価:逐年評価:定性評価=50:20:30)については、かなり複雑な計算式があり、60本の方程式がある。合成割合は計算上もっともGINI値が高くなる割合にしている。
- ・ 個人の耕種については精度を上げるため2つに分けたが、畜産はいずれ類型ごとに分けたいと考えているものの、データの規模が小さく現在はまだ分けられない。
- ・ 農業個人における財務情報入力の前データは青色申告。ただ、借入金の情報は別に提出してもらっている。
- ・ 代表者貸付に関して農林公庫内の査定の場合は金額によってルールが決まっているが、スコアリングでは指示はしていない。変数は財務80、定性15、逐年5入力する。パラメータとしては10もない。
- ・ 現場からは、操作性の要望がある。ほかに要望を受け、結果をPD値の幅で表示していたのを数字での表示に改善した。利用行へのアンケートで、操作性には改善の余地があるとの結果になったが、使用した現場の感覚と出た結果に違いがあるとの回答はひとつもなかった。
- ・ 借入額により結果が悪く出て、実態と違うのではないかとと思われる先はある。これから改善して

いきたい。地域別データはまだ作っていない。

- ・ 農業信用リスク情報サービスは農林公庫が運営する。それぞれの機関のデータを提供してもらってやればよいと考えている。

(質疑)

- ・ 異常値により除外したデータが1万あるが、その先はスコアリングできるか
⇒1万のデータはデータが揃っていなかったり、途中でデフォルトしたりして使えなかったものなので、それらをスコアリングに使用することはない。
- ・ 勘定科目入力の実態について
⇒個人法人とも財務分析の変換表を持っており一般的な勘定科目に直して入力している。
- ・ 業務協力行での定性情報、逐年情報の入力について問題は無いか
⇒定性情報の入力ルールを提示している。逐年情報も入力項目が少ないので情報は集められるだろうし集まらないときは平均値を入れる。
- ・ 農地価格の下落は考慮してあるのか
⇒考慮していない。

(委員の発言の要約)

- ・ 計算部分がブラックボックスになっていると、この農業者はどうして悪い結果になったのか手がかりがつかめない。パラメータのウェイトを公表している。中小のスコアリングと結果はそんなに変わらない印象で、借入額がピピットに反応している。
- ・ 農業の場合実態として借入が多くても経営が良い先でここは潰れないだろうという先があるが、やはり結果は悪いものとなる。財務面からはこうだが、農業の場合違うといった話がほしい。あるいは、農業も一般と実はそんなに変わらないのかもしれない。
- ・ より正確な判定をするには決算データの正確性が重要だが、青申の主目的は節税であり実態と違う。正確に開示している先にはメリットになるべき。
- ・ この点は補助においてもいえることであり、融資残補助の対象としても有効だろう。金融機関の反応は、前回のアンケートでロジック開示を希望する話があった。

(2) スコアリングモデルを利用した農業法人向け融資の活性化(委員による議論の要約)

- (ア) 事例紹介か活用推進により、農林公庫のスコアリングを活用というストーリーとなるのだろう。
- (イ) 中小公庫、農林中金、農林公庫のスコアリングモデルがあるが、それぞれどうなのかの検証は必要ではないか。農林中金では青申のキャッシュ・フローをみた簡易なものはあるが、農林公庫のようなスコアリングはこれから作るどころ。農林公庫の方が先行している。データベースをどう作るかの議論を始めたところ。その手法のひとつとして農林公庫と協力していく方法がありコスト面でも有利、また農業はひとつに統一した方が便利だと考えている。
- (ウ) 統計処理するなら母数は多いほうが良い。農林公庫はPD値の結果を総合的にどう整理するかが問題。モデルによって評価が違う可能性がある。
- (エ) 農林公庫では破綻懸念先に落ちたものをデフォルトとしており有効期間は1年である。このスコアリングモデルを民間では何の目的に使うのか。融資判断かそれとも金利のプライシングか。
- (オ) ブラックボックスが見えないと所詮参考にしかならない。地銀の実態としてどこまで参考としているかわからないが、普及させるのであれば中小公庫のスコアリングとの違いをどう表現していく

のかが課題。

- (カ) スコアリングだけでは普及は難しい。情報サービスに農業固有の情報がついてくれば、使い勝手が良くなるだろう。信用金庫でもスコアリングはやっているが、農業に特化したデータは農林公庫にしかないので期待している。
- (キ) CRD協会は保証料率を出すのが実態。農林公庫が信用リスクデータベース(CRD)をやるなら保証機関が保証率を算定する役に立つのではないか。融資のジャッジをするなら逐年及び定性情報は重要。
- (ク) 農林公庫のスコアリングを使って融資推進+情報提供もやっていって、銀行独自のスコアリングに農業の情報加えていくといったストーリーとなるだろう。ブラックボックスの開示は必要。ブラックボックスを開示すれば、各々の機関で独自に修正もできる。また、データのみほしい機関もあるだろう。データの共有化ができればいいが現実には難しい。それならばデータが最も集まっているのは農林公庫や農林中金になる。
- (ケ) 業務協力行には基本的データの冊子が送られており非常に参考になっている。農協はそれぞれの判断で融資をしているが、業界平均は農林公庫のデータに依存している。スコアリングはプライシングに使用することが多い。融資判断にはあまり使われていない。

(座長)

議論としては、スコアリングに業界情報等の情報提供をあわせることで、融資推進をすることとし、ポイントを整理することとする。

5. 農業信用保証保険制度の活用

(第五回検討会:平成19年12月19日(水)開催)

(1) 農業信用基金協会の保証制度の活用について

① 全国農業信用基金協会協議会より現状につき説明

- ・ 銀行では21行、信用金庫12行で協会保証の利用実績がある。営農類型では、主に畜産関係で利用されている。
- ・ 保証料は各県の基金協会により違うが、平均で0.3%。
- ・ 銀行、信用金庫の利用を期待しているが、新たに信用組合の利用が年度内に実現できるように準備を進めている。

② A銀行による近代化資金の利用状況や基金協会の保証制度等に関する説明

- ・ 当行はトップが農業に積極的なスタンス。農業融資はほとんどがプロパー資金。近代化資金の実績もあるが、基金協会の保証制度は利用していない。県の基金協会との契約も行っていない。
- ・ 現在の近代化資金の使いづらい点や基金協会の保証制度への疑問などは以下の6点。
 - (ア) 金利の変動が多く扱いにくい。
 - (イ) 利子補給や担い手向けの利子助成の手続きが煩雑。
 - (ウ) ノウハウの蓄積ができていないため与信の判断基準がはっきりできていない。農林公庫のスコアリングも参考にしているが、農家の多くはバランスシートを作成していないのであまり利用できない。
 - (エ) 農協の組合員は基金協会の保証の利用にあたり、新たな出資は必要ないとなっているが、農業者が銀行を利用する際には銀行は出資しなければならないことも障害になる。
 - (オ) 保証制度を利用する銀行や信用金庫に課せられる負担金の制度が分かりにくい。
 - (カ) 中小企業向けの信用保証協会と一緒にしてもらえると使いやすい。

③ ゲストを交えた質疑等

- ・ 銀行からの出資について(上記②の(エ)に関連して)
 - ⇒全国共通で一定の割合の出資を求めているわけではない。一律1万円という県もある。
- ・ 負担金制度について(上記②の(オ)に関連して)
 - ⇒負担金は、保証倍率等を基礎に定められた基金造成として保証利用額に応じた負担と制度資金を償却した場合には返済しない拠出金がある。保証倍率は公開している。
 - 銀行としては、損金算入できる出資方法になっていないと資金を出しづらい。
 - ⇒交付金、という形で損金算入できる仕組みもある。
- ・ JA 組合員の銀行、信用金庫の利用について
 - ⇒JA 組合員でも銀行、信用金庫を利用できる。ただし、保証倍率の関係で、多額の保証を行う場合には追加出資を求められることがある。このことは、JA でも銀行でも扱いは同じ。また、近代化資金だけでなく、銀行のプロパー資金などでも保証制度は利用できる。
 - ⇒実態として、JA 組合員が信用金庫を利用できなかったケースがある。制度としては利用できるはずであり、個別の事情があったかのではないかと思われる。

- ・ 中小企業向け保証制度に導入された責任共有制度について
⇒農業では責任共有制度を導入する状態にない。ただ畜産の負債整理や負担軽減支援資金などは7割から9割の部分保証となっており当分拡大はないだろう。地域性が強く南北では負債整理資金以外でも部分保証の拡大が必要だろう。
- ・ 民間金融機関が農業へ融資を進める上での課題について
⇒基金協会としては、経営情報は融資機関からもらえない状態。銀行・信用金庫は基金協会の取り扱い件数が少なく、継続した取引ができていないため、情報交換ができていないのが問題。
- ・ 基金協会の保証制度の啓蒙普及について
⇒パンフレットやレジュメを配付して啓蒙普及している。新たに信用組合も加わるので、増刷して配付することになる見込み。
- ・ 県によって保証制度の扱いにバラツキがあることについて
⇒バラツキは、制度の範囲内で動いている分には手が出せない。むしろ各県の実態に差があるのでそれぞれの県のリスクにあった運営を考えると一本化は逆にできない。畜産などは事故率が17%にものぼりさらに1割は回収ができない状況であり、金融の枠の外にある状態。

(2) 現地調査結果なども踏まえた公的保証の充実についての委員による議論の要約

① 現在の課題について

- ・ 信用金庫では利用できないというイメージがあり、実態はやはり使えないのではないかと。
- ・ 建前は使えるというが、運営はシステムがやっているので難しいのだろう。農業者の経営上の問題で利用できないのは仕方ないが、民間金融機関だからという理由で使えないのは問題。原因は、PRが行き届いていないということでもあるだろう。
- ・ いかにも制度の仕組みを伝えるかに尽きる。新しく第3者機関を作るという話にはならない。かつて農林公庫だけで作るという構想があり、何度かチャレンジしたこともあったが、やはり南北や営農類型で保証率も大きく違い、なにより多額の補助金を毎年もらわないと運営でできない試算となったため断念した。
- ・ コスト、リスク、効果が比較できる数字の入った啓蒙資料があると利用者にとってわかりやすい。

② 今後に向けての議論

- ・ 当面はPRを進めるのだろう。今やっと民間の声が大きくなって動き出したところ。門戸を開いてもらえれば普及するのではないかと。
- ・ 県段階で情報を伝える場がないとなかなか動き出さない。情報の共有を希望する声は大きい。行政から動かすことも必要だろう。
- ・ 基本契約はどこの県でも必要で、現場では基本契約を結ぶことすら知らない状況。情報のPRが本当に必要である。

6. 民間金融機関の活用

(第六回検討会:平成20年1月28日(月)開催)

(1) 農業法人2社から金融機関との取引の状況について説明

(K農業法人)

- ・奥能登で、構成員3人の有限会社で、水稻、大麦、大豆を栽培。売上は1億1千万円ぐらい。今年は売上げが1千万円ぐらい下がる見込み。資金繰りは年間通して大きな問題はないが、損益は赤字かもしれない。
- ・金融は、JAと取引しているが、JAの対応振りをみていると、果たしてどこまで農業経営の内容をつかんでいるのだろうか、という疑問も出てくる。農協は経営を読み取る力がないと感じる。一般金融機関に取引をシフトしようかと思っている。
- ・100haを超える経営にはなっていたとき、スケールメリットが出していけるかどうか。今の体制でやっていけるかどうか。いろいろと考えている。借地が多く、経営規模に比べて担保や信用が相対的に下がったときの資金繰りが心配。担保物件が無くてもうまくいく仕組みがあればありがたいと思う。

(S農業法人)

- ・話したいことは三つ。(ア) 経営上の問題 (イ) 融資の実態 (ウ) 設備投資

(ア) 経営上の問題

果樹は1年1作で回収まで長い時間が必要。短期間で収穫できる野菜を果樹の間に作付け、収入を得て資金を回してきたが、ポジティブリストができてからそれぞれの農薬が違うため、果樹の間に野菜等を栽培できなくなり、果樹の本業での収益を上げなければならない。

果樹の場合の新商品は新品種を意味し、新商品を生み出すために、時間と土地が割かれ、経営を圧迫する。

(イ) 融資の実態

以前、農協の融資を受けようとしたとき、直前で個人の保証人をつけて欲しいといわれたので、借入れを断ったという苦い経験がある。農協は会合が多く、資金を借り入れようとするといろんな人に私たちの経営の中身を知られたり、関係者の意見で縛られたりする。資金面での審査のハードルが高くなり、秘密も守られていない。関係ない人が資料を手に入れ、それが流出する。私たちの経営は、農協の人たちが考える行動とは違うもののように見られているようだ。

(ウ) 設備投資

機械設備はリースを主体。われわれ一戸一法人は、自己責任で解決している。自分で作ったものを加工して流通させたい。

農林公庫は、他の農事組合法人と同様に扱ってくれた。個人情報も守られた。

きちんと手順と努力を踏んでいけば、元気な農家は実現できる。

(2) ゲストを交えた議論の要約

(ゲストからの補足的な説明)

- ・農協には融資のプロがない。財務諸表を見てそれを読み取る力がない。ビジネスの内容を見た融資が必要なのに、経営体の中身を見て出すことはない。農林公庫からだ、財務内容の指摘を受けるようなこともある。
- ・農協は個人ではなかなか借りられないこともあり、個人で一時的に銀行から借りて、あとでじっくり農協と話を詰めて借りることもある。借入れの割合は、当初、単協5割、農林公庫5割だったが、農協からの借入れは次第に一時的なものとなってきた。
- ・農業の補助金の申請が農協経由に偏っており、農業者全体を公平に扱うべき。
- ・市中銀行が、「農業の中身を知りたい」と、銀行でも農業資金を取り入れるようになった。よく経営の中身を見ると内容を判断できる、と市中銀行は言う。農業法人の取引先が増えている。市中銀行からの借り入れは、信用度が高まる。
- ・農協は情報をたくさん持ってはいるが、農業者からも情報を出さないと出してくれない。
- ・法人化して12年。法人化したことで、後継者も就農した。給料を払える団体へと、ガラス張りで経営が分かるようにしたい。運転資金に自分のお金を出しているようなところもあるが、自分の会社に投資していると思い、頑張っている。
- ・普通にJAに出荷するだけでなく、生産・加工・販売を全部やるから周りからは、商売人と思われるようになった。どこに出しても説明ができる決算書の作成に努めている。
- ・農協は営農関係が強いが、売るについては弱い。売ることについてプロになることが必要。売ることを知らなければ経営ができない。プロを育てて欲しい。農協の努力で直接資材を購入できるようになったところもあるが、もう少し農協にも勉強してもらいたい。
- ・直売所をはじめた時、農協から出てくれと言われた。行政は農協を通して補助金を交付するので、農協がより多くの補助金をもらっている。私たちから見ると、こちらの個人・会社の情報が流れる割に、逆に補助事業などの行政の情報は入ってこない。

(動産担保と金融機関を選ぶときのポイントについてゲストへの質問に対して)

- ・農林公庫からトラクターを担保にお金を借りた。そのときコメの在庫を担保に借りられたらと話した。期中に返済可能な額の範囲でもあり、動産担保融資があれば助かる。
- ・果実の加工品など1年半ぐらいの在庫がある。これを担保に借入れが出来たら最高。農林公庫から資金を借り入れた時、ウメの倉庫、事務所等担保に取られた。農林公庫も担保徴求が厳しい。

(委員の意見)

- ・金融機関に対して、経営指導が併せて求められていると思う。農協は農業経営者の近くにいる、それができるように思うが、実際にはその辺が欠けているか。
- ・米価暴落で、生産者だけが損をしている。流通の中抜きしかない。JAの中には、既存の流通ルートを通さず直接スーパーに出荷しているところもある。これまでの流通ルートを変える試みであり、すばらしい取り組みをしているJAもある。

「19年度農業法人向け融資における実態調査」の論点整理メモ

1 本調査の目的

- ・ 農政の課題は、「食料・農業・農村基本法」に明らかにされている。本調査(「農業法人向け融資における実態調査」)は農業法人及び法人化を志向する者に焦点を当て、同法第21条(望ましい農業構造の確立)及び第22条(専ら農業を営む者等による農業経営の展開)を実現するために行うものと考えられる。
- ・ 具体的には、18年度調査の公示の趣旨にあるとおり、民間金融機関に対しては、「円滑な融資を行えるよう農業法人向け融資に係るリスクの把握・分析評価の手法を検討し、民間金融機関による農業法人向け融資の活性化を支援する措置の検討」に資することを目的としている。
- ・ また、併せて、農業法人(志向する者を含む)に対しては、「資金管理手法の確立ができるように資金調達等の実態の情報提供」を行うことを目的としている。

2 18年度調査結果の概要と若干の考察

[アンケート調査の実施]

- ・ 18年度は、全国の農業法人 2,609、農協 670、銀行・信用金庫 134 に対してアンケート調査を行い、1,263 先から回答を得て農業法人の民間金融機関からの資金借入状況等を把握した。

[現地ヒアリングの実施]

- ・ アンケートで回答のあった農業法人や民間金融機関等に対し、23 道府県で現地ヒアリングを行い、融資の実態等を掘り下げて把握した。

[調査結果のポイント]

- ・ 調査の趣旨に照らして、調査結果のポイントを整理した。

(1) 民間金融機関に関して

- ア 民間金融機関の農業法人への融資の取組みについては、積極性に差がある。
- イ 積極的に取り組む方向にない理由には、「融資ノウハウがない」「リスクを把握できてない」「農地の担保評価が困難」といった事項が挙げられている。
- ウ 積極的に取り組んでいる金融機関においても、「農業法人への信用格付を実施している」が、ほぼ全ての機関が「農業専用のスコアリングモデルは構築していない」。
- エ 民間金融機関からは、農業信用基金協会の保証制度の活用、担保評価手法の統一、動産担保の買取保証制度、などの要望があった。
- オ 農業法人側から民間金融機関への要望として、農地を担保として評価すること、動産担保による融資、農業信用基金協会保証制度の活用、などの要望が強い。

(2) 農業法人に関して

- ア 法人資産の担保や個人資産への担保設定による借入れがある一方で、耕種部門での無担保融資や畜産部門での動産担保による借入れの実績もある。
- イ 民間金融機関側から、正確で統一のとれた決算書の作成を前提に、信用格付を行うときに重視する点を農業法人にも理解してもらいたい、との意見が多かった。

- ウ 農業融資に積極的な金融機関から、「相互にコミュニケーションを十分に行えば今までと違った対応も可能になる」との前向きな意見もあったように、情報の共有が進めば農業法人への融資が活性化される可能性が窺える。

[若干の考察]

(1) 金融機関によって農業融資への取組みに差があるのはなぜか

1年目調査によって確認できた事項の一つは、「農業融資の取組みについては、金融機関による差が大きい」ということ。それは、なぜ起こるか。要因は概ね次の3通りのパターンに整理できる。

- ア 金融機関のトップの意向、または組織として農業融資にリターンを求めるところとそうでないところに分かれている。
- イ 金融機関の人的資源や情報網をうまく使って、農業融資へ進出を果たしているところと、そのような能力が発揮できていないところがある。
- ウ 2期4年間の金融庁のリレーショナルシップバンキング（以下「リレバン」という。）に関する指導により、地域の産業としての農業への融資増強を計画に上げること自体に意義があった面がある。したがって、同じような姿勢(計画)に見えても、実際には取組みの素地が大きく違っている場合がある。

上記のうち、アについては、基本的に各金融機関の経営判断によるものであり、本件調査の結果を以って支援をしても直接影響を及ぼすことは難しい面もある。

イについては、先進事例の紹介、経営分析や個別事業の審査の目利きなどの能力アップの支援などを行うことによって、農業法人への融資の活性化が期待できる。

ウについては、これまで一見して一様に思われたリレバンの計画の中に内実大きな違いが隠れていたもの。過去4年間のリレバンが「緊急時対応」だったものが、平成19年4月から「平時対応」になり、今後は、その違いがおのずとハッキリしてくると考えられる。特に、金融庁が平時の対応の「推進課題として示した3項目(①ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化、②事業価値を見極める融資手法を始め中小企業に適した資金供給手法の徹底、③地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献)」は、それぞれ農業法人への融資に関して深い意味を持つ。結果的に、アの違いが顕在化してくるので、農業融資に意欲の高い機関については、本件調査に関して再度イの中での支援を行うことが有効になるものと思われる。

(2) 無担保融資を実現している要因は何か、阻害要因は何か

農業の耕種部門で無担保融資が、畜産部門で動産担保融資の実績がある。無担保融資のうち法人としては担保を入れていない場合でも代表者の資産を担保に差し入れているケースが多い。無担保融資は銀行・信用金庫に対するアンケートでは5件(16%)しかなかったが、農業法人に対するアンケートでは137件(32%)あった。売上規模の大きい経営ほど無担保融資の割合が多い。

民間金融機関では、既に担保に依存した融資から事業の収益性(キャッシュ・フロー)に着目した融資への転換が進んでおり、農業法人と他産業の法人と区別なく無担保融資が実現されている。金額や償還期間に一定の制限があるものの、金融機関サイドでは無担保融資を行う余地

は広がっている。逆に、無担保融資を行っている金融機関からそのような融資を受けていない農業法人は、「他産業と同様な無担保融資を受ける」とは考えない、即ち、金融機関が無担保融資を実施するために注目する部分(決算状況)に関して意識の低い(実績も低い)農業法人であることが多い。

ただし、金融機関が無担保融資を実施するために注目する部分(決算状況)に関して意識の低い(実績も低い)農業法人の経営全体としてのレベルが低いのかというと、それは断定できない。後述するが、経営の分析指標が、金融機関サイド(中小企業診断士なども含む)と農業サイドでは違っていることがある。例えば、自己資本比率を例にとると、これを高めることが金融機関サイドの評価手法に近づくアプローチの一つといえるが、逆に自己資本比率が低くても、経営の安定性への影響は少なく、農業経営で安定性を計る上で影響の大きい指標は別にあるのではないかと主張する農業法人経営者もいる。金融機関サイドが、より農業経営の分析や事業の審査の向上に関する検討を進めて農業サイドにアプローチしていくことができれば、無担保融資を始め、リスクを評価した上での融資の円滑化につながる可能性がある。

(3) 動産担保融資を実現している要因は何か、阻害している要因は何か

動産担保を活用した融資は、銀行・信用金庫に対するアンケート調査では6件(8%)、農業法人に対するアンケート調査では18件(4%)あった。営農類型別にみると肉用牛が多く、金融機関別では、農協、地方銀行、ノンバンクが多い。

動産担保融資を実施している金融機関にはどのような特徴があるか。まず、当該金融機関において動産担保融資に関するノウハウを持った人材(組織)を育成していることが上げられる。一方、金融機関が動産担保融資を実施するときの課題に上げられるのは、動産担保の管理方法と処分ルート確保であることが多い。当該金融機関は畜産の盛んな地域にあり、牛などの在庫の係数管理や現物の管理のノウハウの蓄積があること、処分ルートに不安が少ないことなどが考えられる。また、当該金融機関では、動産担保の徴求を、債権保全のためというより貸付期間中に農業者からの経営報告による経営の把握を目的として実施している面が見られ、担保を徴求する動機がこれまでと違っている。

約10年前に経営再建の途上にあつたある肉用牛法人経営において、飼料会社が飼料代の担保として牛を集合物譲渡担保として徴求しているケースがあつた。飼料会社と畜産経営との関わりは深く、飼料会社は頻繁に飼料を配送する際、経営状況を確認できるなど、経営の把握が可能である。当時の飼料会社としては英断だつたと思われるが、担保の管理方法と処分ルートの課題も予めクリアしていたと思われる。その後資産が増え、現在では飼料会社に対する飼料代の担保は牛から不動産に変わり、増加した運転資金を調達する先として新たに加わつたノンバンクに対して牛を担保として提供しているとのことである。この飼料会社の取り組みは、法人の成長過程において不動産の担保がない時期に動産担保を有効活用しており、現代の状況にも通じるものがあると思われる。

このようなケースから考えられることは、例えば資金は金融機関が融通し、監視・処分については飼料会社に対応し、資産の管理情報は金融機関、飼料会社、借受者の三者が共有するという三者契約を結ぶ、というビジネスモデルである。このようなモデルによって融資の活性化を図ることも考えられるのではないかとと思われる。これが農協であれば、二者契約で済むものと思われる。

18年度調査では、動産担保の実現を阻害している要因として、金融検査マニュアルで一般担保として評価されていないことを理由としている部分があった。この阻害要因は、19年になって金融検査マニュアルが改正され、実際の運用面の確認は必要であるものの形式的には除外されることとなった。

(4) いわゆる「勘定科目の統一」のもう一つの意味

金融機関から、農業法人の決算書の勘定科目が統一されていない、という指摘がある。民間金融機関の者が、例えば、棚卸資産に多くの牛が計上されて固定資産にはほとんど計上されていない決算書と、逆に固定資産に多くの牛が計上されていて棚卸資産にはほとんど計上されていない決算書の二つの決算書を続けて見たらどう感じるか。農業の融資現場の者であれば、前者が肉用牛肥育経営で後者が酪農経営であることがすぐ分かる。ほとんど農業法人の決算書を見たことがない者が上記の決算書を立て続けに見たらどうか、「勘定科目が統一されていない。」と感じるかもしれない。

農業融資を行う場合、初めての業種の案件を担当したときに参考図書として活用するのが、株式会社きんざいから販売されている「業種別貸出審査辞典」である。少し古い第10次第1巻(平成15年11月発行)31酪農経営IV審査のポイント3経営の見方(3)安全性 a 自己資本比率では、「創業初期においては20%程度でもやむをえないが、通常の経営では50%以上を目標とすべきである。」とされている。現場の実態はどうか。農林水産長期金融協会が公表している平成16年度スーパーL利子助成先酪農法人経営の全国88経営の平均自己資本比率は16.1%である。平均の売上高は267百万円、同当期利益7百万円、同資本勘定56百万円。経営の分析の数値として決して低いとはいえないものと思われる。自己資本比率が高い経営は安定性が高いことは理解できるが、一律に高い自己資本比率が求められなければならないのであろうか。

農業者サイドにおいても、「金融機関に決算書を見てもらう」ときに自らの経営内容を滲み出すような積極的な対応を行うことも可能である。例えば、固定負債である長期借入金のうち1年以内の返済分を短期借入金として流動負債に計上することは一般的には行われているが、農業法人では長期借入金を全額固定負債に計上しているケースが多い。決算時の長期借入金残高のうち1年以内に返済予定の元金を短期借入金に計上すると流動負債が増えて、いわゆる安定性の指標が悪化する要因にもなる。ただ、その金額が少ないときはどうか。決算書を読む側からすれば、固定負債に計上された長期借入金を流動負債に計上された「1年以内返済予定の長期借入金」で除することによって、おぼろげながら償還期限を掴んで毎年の資金運用を検討することができる。即ち、同じ残高100百万の長期借入金を毎年8百万円程度返済するのか15百万円程度返済しなければならないのかが決算書によって分かるので、決算書を通して「毎年の資金運用に余裕がある」というシグナル(当然勘定科目明細を見れば正確に分かる。)を見て取れるのである。

もちろん、「勘定科目の統一」は前提として必要なことであるし、現実に農業分野に不統一の部分が残っていることもあるであろう。ただ、一見して、「勘定科目の不統一」というように農業分野の要改善事項と思われることがあるいは金融機関サイドのいわゆる農業融資の審査能力の不足に由来していることが全くない、と言えるかどうか。経営の分析に当って、的外したような指標を機械的に当てはめようとしている金融機関や中小企業診断士などの存在

は皆無と言い切れるかどうか。このことが、農業法人への融資の活性化を阻害しているとするれば何をどう変えればよいのか。格付に係る定性項目を重視しようとする意見は、この課題と裏腹の関係にあると思われる。まずは、情報のミスマッチ解消のために、(2)で述べたことと同様に農業融資の「目利きを高める」と言われる部分について、金融機関サイドの「PULL」を待つだけでなく、そのような機会と手法等を農業サイドから積極的に提供(「PUSH」)していく取組みが求められているのではないかとと思われる。

(5) 償還期限の問題と制度資金の活用

農業法人、民間金融機関ともに、制度資金の活用については、一定の期待の声があった。

一般的に、金額的に大きな事業などへの対応の「量の補完」というよりも、民間金融機関に対する「質の補完」を制度資金または政府系金融機関に期待しているとも考えられる。「民間金融機関の農業への参入促進」を広く図っていくことは当然としても、時間軸を考えて、償還期間を考慮した上での制度資金による補完措置を考える必要もある。

総じて、民間金融機関のプロパー資金の償還期間は10年以内を想定しているものが多い。これを超える償還期間の融資に関しては、民間金融機関を通じた制度資金の融資や政府系金融機関との協調融資による民間金融の活性化が求められている。逆に、民間金融機関のプロパー資金の農業への参入促進については、概ね10年以内という償還期間を想定することが効果的、効率的支援につながるものと思われる。

(6) 保証に関する現地の要望に応える手法はあるか

18年度調査において金融機関、農業法人共に、公的保証に対する期待が大きいことが分かった。農業信用基金協会の使い勝手の改善要望、農林公庫本体での保証などを求める意見がある。農業金融に関する信用リスクデータベース(CRD)の設置を求める意見についても、中小企業の経営データを集積している有限責任中間法人CRD協会が保証料率の算出に役立っているように、保証に関するテーマに属する課題として考えてみる必要がある。

まず、農業信用基金協会の利用についてであるが、これは、その存在を知らない金融機関があったこと、一方で制度資金融資時に利用している金融機関もあることなどから、喫緊に金融機関に啓蒙を図らなければならことは明らかである。金融機関のプロパー資金での利用に障害が多いとの情報が多いが、「当該金融機関による営農指導が不可欠」との情報もあり、本年度調査において制度・運用について正確な情報の確認が必要である。

平成16年の改正の中小公庫法によって、銀行の融資に中小公庫が部分保証を行い、銀行が貸付債権を受益証券化して投資家に販売する事業が行われている。当時、保証型CLO融資(証券化を前提にした無担保融資)は300社・100億円が最低単位とされていた。このような、政府系金融機関が民間金融機関の貸付債権の部分保証を行い証券化して投資家に販売するような手法も、農業への民間金融の参入促進のためには参考になる。

なお、現在、公的保証は10割保証が一般的であるが、グローバルスタンダードは部分保証であると認められる。中小企業対策においても、平成19年10月からは協会保証は8割、金融機関側の責任は2割というように、部分保証になる見込みである。

3 19年度調査の主な論点と議論の方向

18年度は、広範な角度から論点を探ったが、19年度は1年目の成果を基に、論点を絞って、効果的、効率的な調査・検討を行う必要がある。

(1) 民間金融機関による農業法人への融資の活性化に関する主要な論点

①融資の活性化を支援する措置に関する主な論点

ア 民間金融機関の農業法人向け融資を全般的に活性化するための論点

- ・農業法人向け融資に関する情報のミスマッチの解消を図り、情報を共有することによって融資の活性化を進める手法について
 - ⇒業界動向、担保評価等の情報交換を行う場の設置等※
 - ⇒農業法人の財務内容の特徴等の基本的な情報の啓蒙普及
 - ⇒営業ノウハウ、審査ノウハウの「目利き」に関するセミナー等の開催
- ・農地を担保に供した場合の換価性への不安を解消することに関する環境整備を進めて、融資の活性化を図ることについて（担保に過度に依存することは問題であるが、担保設定にも一定の効果があるとの認識を持ちながら）
 - ⇒売買価格等の情報の農業会議所などへの一極集積と積極的情報提供の検討
 - ⇒自己競落に限り農地の一時保有を認めるような民間金融機関が農地に担保を設定しやすくなるような法令整備の検討
- ・「担保処分による回収の極大化」から「資産の利用による収益からの回収の極大化」への転換を促す取組みについて
 - ⇒農業法人と新たなスポンサーとの仲介機能・組織の検討

イ 農業法人の担保に依存しないで融資を活性化するための主な論点

- ・スコアリングモデルの活用などによる一定金額以下、一定期間内の無担保融資を促進することについて
 - ⇒事例紹介や農林公庫のスコアリングモデルの活用促進
 - ⇒期間の設定等のスコアリングモデル利用上の留意事項や定性項目活用などに関する情報の整備と発信
- ・動産担保の活用による運転資金の供給促進と実務面での環境を整備することについて
 - ⇒事例紹介や金融機関と飼料会社を巻き込んだ三者契約の『集合物譲渡担保』方式の検討等：19年度調査結果報告書2年目調査に向けての課題④
 - ⇒在庫から売掛金までの流れを一体として把握するABLについては、実際に実施されている部分もあるが、経済産業省主導の研究会による基準作りの途上でもあって活用方法には流動的な部分もある。本調査では検討よりも情報提供を主体に取り組むことが必要

ウ 公的保証の活用によって融資を活性化するための主な論点

- ・民間金融機関の農業信用保証協会の利用促進と将来の農業版CRD協会等の設置について
 - ⇒農業信用保証協会利用のネックの確認と具体的な条件整備の検討、啓蒙普及：19年度調査結果報告書2年目調査に向けての課題③
 - ⇒農業版CRD協会設置に向けた取組み：19年度調査結果報告書2年目調査に向けての課題②

※ 農林漁業金融に関する研究会が16年9月に取りまとめた「これまでの議論の整理」の中

でも『民間金融機関との情報交換等のための協議会の設置等』が提言されている。また、19年3月開催の北陸農政局と農林公庫北陸支店・新潟支店との意見交換会においても、農政局管内の民間金融機関による「農業金融懇談会」の定期的開催の可能性について議論されている。

② 民間金融機関の融資に係るリスクの把握・分析評価の手法について

- ・本調査の目的の一つは、「農業法人向け融資に係るリスクの把握・分析評価の手法を検討し、民間金融機関による農業法人向け融資の活性化を支援する措置の検討資料に資すること」（応募要領の「目的」より）となっている。形の上では、融資の活性化について検討する前に融資に係るリスクの把握・分析評価の手法を検討することになっている。18年度調査では「民間金融機関サイドは、『担保によらずキャッシュ・フローの範囲内で融資』している傾向にある実態」を把握しており、「リスクの把握・分析評価の手法」そのものについての明確な表現はないが、この「キャッシュ・フローの範囲内で融資する」実態を確認できたことで、この課題も整理されていると考える。

ただ、一般的に「融資に係るリスクの把握・分析評価の手法」といった場合は、本来「信用格付」や「スコアリング」で導入されている手法が成果品ともいえるべきものと考えられ、各金融機関が金融検査マニュアルに則って整備した農業法人向け融資をモデルに策定した信用格付等の手法を調査することが必要であるとも思われる。しかし、上記の本件調査の目的を考えると、民間金融機関における農業を含めた融資の実態を踏まえて、いわゆる農業融資に関する『目利き』等の指導などによる融資の活性化の支援措置を検討することによって本調査の目的は相当程度達せられる。

- ・なお、リスクの把握・分析評価の結果である「信用格付」や「スコアリング」については、本調査でも実態調査を行っている。民間金融機関は、一部の農協を除き既往融資先である農業法人に係る「信用格付」を行っているが、ベースが一般的な中小企業向けのものが多く、「農業の定性的な評価」などが不十分との意見が多い。実績のある農林公庫の手法を取り入れるか、金融検査マニュアルに則った信用格付手法の整備・普及を前提にモデル手法を今後検討していくことなどが考えられる。

また、民間金融機関では、農業専門のスコアリングモデルは作成していない。農林公庫では、スコアリングモデルを外部に提供しているので、この活用を促すことも一つの方法であると思われる。ただし、用途と時間軸について目に見えるモデルを提示することも重要であり、例えば「融資期間5年以内に適用」というような整理も必要ではないか。

これらの「信用格付」や「スコアリング」については、「農業法人の担保に依存しないで融資を活性化するための主な論点」のところで議論していく予定である。

(2) 農業法人への情報提供に関する主な論点

資金管理手法の確立ができるように資金調達等の実態を情報提供する。

ア 資金調達方法の改善例を広く紹介する方法について

⇒動産担保による資金調達例などの情報の整理と発信

イ 経理の勘定科目の統一等に関する啓蒙普及のあり方と手法について

⇒既存農業団体を通じた啓蒙普及の強化等

- ⇒会社法による会社の計算書類の改正と農事組合法人の決算様式との関係の整理
- ウ 農業法人の経営改善の視点と金融機関の審査の着眼点の情報の共有への取組み
- ⇒民間金融機関の融資事例紹介による審査の着眼点の情報提供：19年度調査結果報告書2年目調査に向けての課題①
- ⇒民間金融機関の財務諸表の見方や自己資本の充実等の広報
- ⇒農林水産長期金融協会の研修・講演テーマとして取り上げて啓蒙・普及
- エ コンプライアンス上課題があると思われる契約に関する注意喚起のあり方

(3) 主な論点に関する対応の方向性について

上記の(1)民間金融機関の農業向け融資の活性化を支援及び(2)農業法人への情報提供に関する主な論点への対応については、文字通り今後議論することになるが、本年度の調査・検討を効率的に行うために、議論の時間的な目安と方向性について整理した。

① 現状の中で取組み可能な事項について

上記(1)民間金融機関向け措置に関して、ア)のうちの情報共有に関する事項は現在の情勢下でも直ちに取組める事項である。

また、(2)農業法人に関する事項に関して、ア)のうちの動産担保に関する情報の整理と発信や、ウ)のうちの民間金融機関の融資事例紹介や農林水産長期金融協会の研修なども直ちに取組める事項である。

② 農政サイド・農業団体サイドと協調するなど中期的に取組むべき課題について

民間金融機関向け措置のうち、イ)の担保に関する情報整備や法令整備の検討、オ)の保証に関する事項やカ)の農業法人とスポンサーとのマッチングなどに関しては、今後農政サイドや農業団体サイドと協調して検討していくべき事項と思われる。

また、農業法人に関する事項のうち、イ)の勘定科目の統一やエ)の契約上の留意事項などについても、今後農政サイドや農業団体サイドと協調して検討していくべき事項と思われる。

③ 金融機関サイドと協調するなど中期的に取組むべき課題について

民間金融機関向け措置のうち、ウ)のスコアリングの活用やエ)の動産担保の活用などは、金融機関サイドの業界団体なども協調して検討していくべき事項と思われる。

[参考：今後の検討会・部会での議論の予定等]

8月28日 第2回検討会「2年目の論点整理」「19年度現地実態調査の実施」
～ 19年度現地実態調査

(以下は案)

10月中旬 第3回検討会「19年度現地実態調査の実施結果」「農業法人向け融資にか係る全般

的討議」

第1回金融・農業法人作業部会「動産担保融資促進の環境整備」

11月中旬 第2回金融作業部会「農業法人の信用格付、スコアリングと無担保融資」

第2回農業法人作業部会「財務諸表からみる農業法人の評価ポイント」

12月中旬 第3回金融作業部会「公的保証制度(農業信用保証協会、CRDへの取組み)」

第3回農業法人作業部会「多様な資金調達方法の情報提供」

1月中旬 第4回金融・農業法人作業部会「担保制度(農地担保、回収の極大化方策)」

(「調査報告書の構成」について)

2月中旬 第4回検討会「民間金融機関と農業法人の情報の共有」 まとめ

※作業部会では、ゲストによる説明を受けた後に委員による議論を行う方法を考えている。

資料 2

ABLの活用（メモ）

区分	19年度現地実態調査での主な意見	現状の中で 取組み可能な事項例	関係者と協調して 中期的に取組むべき 事項例
A B L の 活 用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肥育牛で最近始めた。評価は外部機関がする ・ 甲州ワインビーフを動産担保融資した。今後も対象動産をみて進める。 ・ 馬肉用馬の融資でシンジケートローンに参加。登記が東京で不便。 ・ グリップの手法として実施。モニタリングで経営把握。コベナンツで報告 ・ 肉事協と契約し取り組める体制を整えた。金融庁の対応に関心。 ・ リース会社と中古機械で契約、同社が評価と処分。飼料会社と提携するなどのビジネスモデルが示されれば参考になる。 ・ 農業はトレサも進んでいて環境が整っている。肉用牛経営にアプローチ。 ・ 梅酒などの地域の特徴的な事業で取組み、貢献したい。事例紹介期待。 ・ 評価、監視、処分ルートについて何らかの専門機関が介在すれば有効手法 ・ 一般産業でも実績あり。農業法人でも話しがあれば積極対応。 ・ 理事の指示で肉牛の動産担保を検討中。 ・ 7～8年前に牛を担保に実施。他に担保がないときに有効。 ・ 採卵鶏経営で実績がある。基金協会保証があったので実施できた。 ・ お茶で実績がある。変質してしまい失敗。動産担保に消極的。 ・ 病気の発生がないか等定期的なチェックが営農サイドでも難しいのでは。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ノウハウを取得しようとする金融機関への事例紹介 ・ 資金調達方法の拡大を検討している農業法人への事例紹介 ・ 畜産、耕種のうち動産担保融資が考えられるビジネスモデルの策定 ・ ABL研究会等の情報収集と還元 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価、監視等が可能な組織と金融機関とのコーディネート ・ 農業融資の ABLに係る評価、監視等に関するガイドライン的なものの策定 ・ 農業融資関係の登記、コベナンツ等のひな型整備 ・ 農業融資に係る ABL活用のための金融機関向け、農業法人向け継続的セミナー等の実施

農業融資におけるABLの活用(メモ)

(1) 売掛債権担保と動産担保

中小企業にとって、「売掛金・受取手形」や「在庫」などの事業収益資産を担保として活用することは、資金調達の可能性が広がるメリットがある。

政府もこれを後押しし、経済産業省の研究会の議論などを経て、事業収益資産を担保として資金調達ができるように譲渡担保の公示機能を高める債権譲渡登記制度を改正した。これにより、債務者が不特定な将来債権についても登記できるようになった。また、同時に動産譲渡債権登記制度が創設され、在庫などの動産の譲渡についても登記できるようになった。また、公的保証制度においても売掛債権担保融資保証制度に続き、動産担保に係る保証制度が設けられた。

このように、産業界では、売掛債権担保が先行する形で ABL が広がるのと同時に動産担保に関する仕組みが整備されてきている。

金融検査マニュアルでも担保としての取扱いが認められ、経済産業省の ABL 研究会でも実務レベルでの対応ができるように、分科会での検討が行われている。

企業のバランスシートの構成(TKC 経営指標 H18 より)

[千円,%]

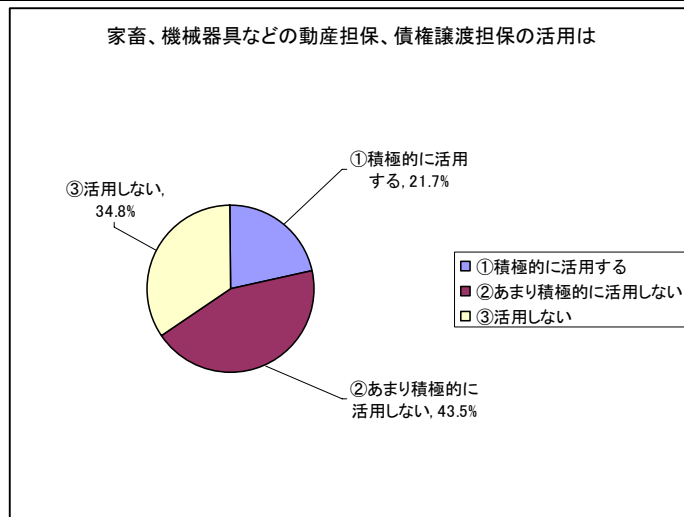
業 種		全 業 種 (注 1)		農 業 (注 2)	
区 分	対象企業数	57,126 件		565 件	
	1 企業あたり売上高	394,685		220,660	
項 目		1 企業当平均	構成比	1 企業当平均	構成比
流動資産		165,142	53.9	119,451	54.4
当座資産		124,120	40.5	44,228	20.2
現金預金		60,039	19.6	27,962	12.7
売上債権		61,186	20.0	13,799	6.3
たな卸資産		28,289	9.2	64,876	29.6
その他流動資産		12,733	4.2	10,346	4.7
固定資産		141,019	46.0	99,699	45.4
有形固定資産		110,940	36.2	88,722	40.4
無形固定資産・投資		30,078	9.8	10,977	5.0
繰延資産		437	0.1	276	0.1
総資産		306,599	100.0	219,427	100.0

(2) 18年度調査結果から

金融機関アンケート 問16(1)より

家畜、機械器具などの動産担保、債権譲渡担保の活用は

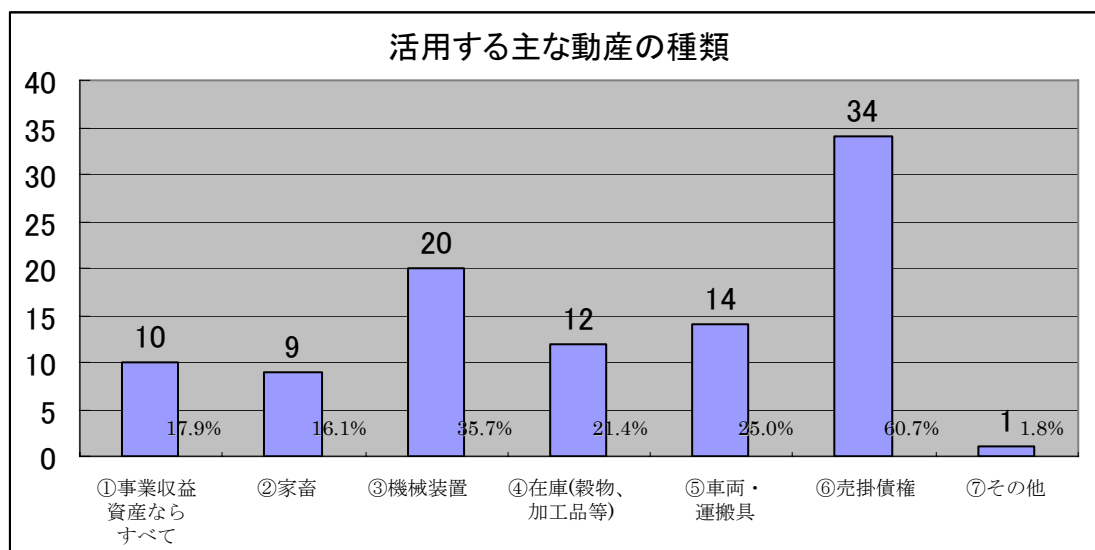
合計	①積極的に活用する	②あまり積極的に活用しない	③活用しない
69	15	30	24
100%	21.7%	43.5%	34.8%



金融機関アンケート 問16(3)より

活用する主な動産の種類

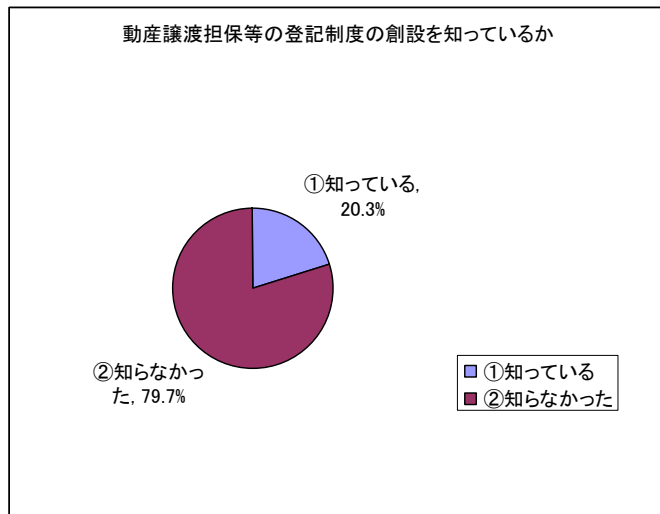
合計	①事業収益資産ならすべて	②家畜	③機械装置	④在庫(穀物、加工品等)	⑤車両・運搬具	⑥売掛債権	⑦その他
56	10	9	20	12	14	34	1
	17.9%	16.1%	35.7%	21.4%	25.0%	60.7%	1.8%



農業法人アンケート 問 22 より

動産譲渡担保等の登記制度の創設を知っているか

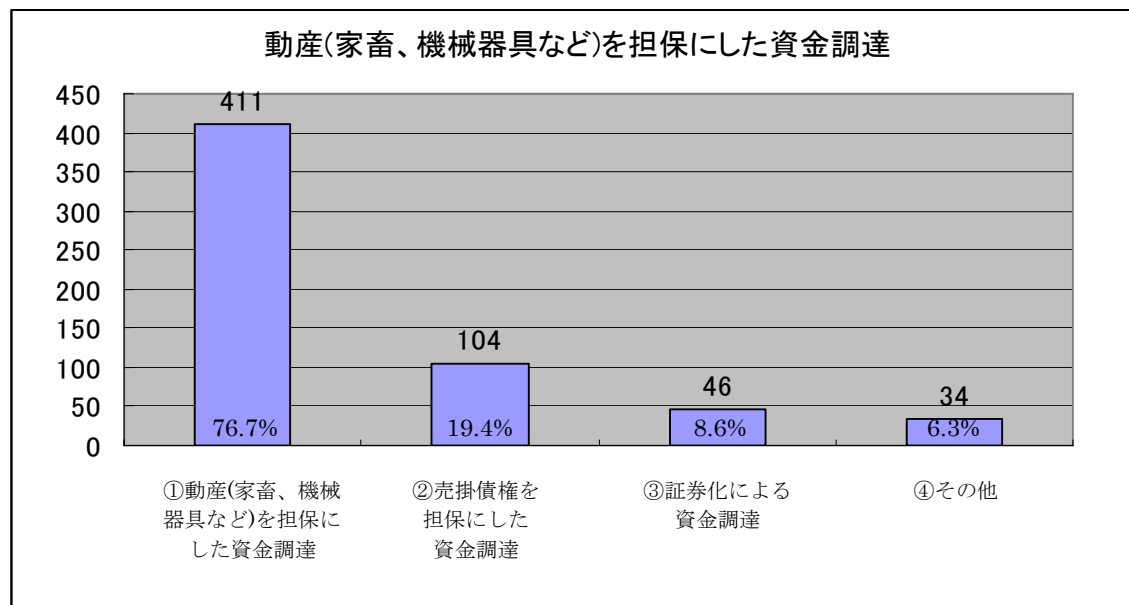
①知っている	②知らなかった
154	605
20.3%	79.7%



農業法人アンケート 問 23 より

動産（家畜、機械器具など）を担保にした資金調達において関心のあるもの

合計	①動産(家畜、機械器具など)を担保にした資金調達	②売掛債権を担保にした資金調達	③証券化による資金調達	④その他
595	411	104	46	34
	76.7%	19.4%	8.6%	6.3%



資料 4 スコアリングモデルの活用 (メモ)

区分	19年度現地実態調査での主な意見	現状の中で 取組み可能な事項例	関係者と協調して 中期的に取組むべき事 項例
スコアリングモデルの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ スコアリングを利用した融資限度額 500 万円までの商品がある。農業融資は法人営業グループで担当しており専担者 2 名がいる。 ・ 認定農業者向け商品を開発済。スコアリングを実施して諾否と条件を決定。 ・ 農林公庫のクイック融資に合わせた形での償還期間 5 年程度のスコアリング融資を計画中。 ・ 一般企業と同じスコアリング融資商品で上限 30 百万円、無担保、無保証。 ・ 一般向けのスコアリングを利用した融資限度額 50 百万円までの商品を農業法人も利用できる。上限 5 百万円程度ではコスト割れ。 ・ 今年から制度資金は〇〇が作成したスコアリングシステムで審査。 ・ 4 月から〇〇県独自の近代化資金のクイック融資ができた。金額 5 百万円以下で、県への利子助成の申請がインターネットでできる。 ・ 一部の資金は指定のスコアリングを利用することが要綱で決まっている。 ・ 活用したいがどう活用するかが大事で、踏み切れていない。 ・ スコアリング融資は必ずしもすべて良いわけではない。 ・ スコアリングは格付に利用する程度。融資ジャッジの材料としては利用しない。キャッシュ・フロー、リスクファクターを考えて対応。 ・ 農業分野で実施する予定はない。農林公庫から提供を受けているが、結果にどの程度責任持てるか判断できない。 ・ 独自のスコリングも使っているが、定性的な判断が必要であり積極的には活用しない。農林公庫の開放プログラムはデフォルトの概念が違う。 ・ 3 月から〇〇が作成したシステムが導入されたが現実的ではない。 ・ 実績はないが、県が検討中。農協単独では出せない。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林公庫からの借入者の集まりの友の会が〇〇町にある。そこで農林公庫のクイック融資は評価されている。 ・ クイック融資は迅速で、農林公庫の印象は良くなった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林公庫のクイック融資のノウハウを取得しようとする金融機関への事例紹介 ・ 農林公庫のクイック融資の事例の農業法人への紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ・ スコアリング融資に関心ある金融機関(農林公庫業務協力機関以外)に対する農林公庫からのクイック融資の説明 ・ 農業融資における、要件、スコアリング項目、定性項目の検討 ・ 農業融資に係る金融機関向け、農業法人向けセミナー等の実施(=スコアリング融資の活用は農業融資の審査能力アップの延長上にある)

資料 5 公的保証制度の充実による融資の活性化（メモ）

区分	19年度現地実態調査での主な意見	現状の中で取組み可能な事項例	関係者と協調して中期的に取り組むべき事項例
公的保証制度の充実による融資の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的保証制度充実されれば農業融資は伸びるだろう(多数)。 ・ 農業と中小企業の公的保証制度を1本化してもらいたい(多数)。 ・ 近代化資金の融資時に基金協会に断られた。基金協会以外の組織で公的保証が得られれば農業融資(近代化資金)は伸びる(第3者組織要望多数)。 ・ 行政の支援によって公的保証が充実すれば、農業融資は伸びる(多数)。 ・ 信用保証制度がなければ、長期の融資はできない。保証制度ができれば長期の融資も可能である。 ・ 鳥インフルエンザのときは、公的保証制度があったから融資が実現した。 ・ 鳥インフルエンザのときに基金協会の説明を受けたが、代弁否認、代弁がおりずらい、中小企業と違う、などと言われ、利用しないように指示。 ・ 基金協会の名前は聞いたことはあるが、中身が分からない。中小企業向けは8割保証になるが、機関保証そのものは有効。 ・ 基金協会は知らない。公的保証があれば行内も農業融資に積極的になる。 ・ 農業法人からは、基金協会の保証と別に保証人をとることに反発がある。 ・ 基金協会の財務の悪いところは保証を受けられなくなっており、県間で差が出ている。 ・ 基金協会やアグリマイティの審査が画一的で許容範囲が狭すぎる。基金協会離れも起きている。基金協会に不満のある農協も多いのではないか。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転資金調達のために一定の枠を公的機関が保証すれば、民間金融機関の融資が円滑に行えるようになる。 ・ 保証協会の業種を拡大して農業を入れてはどうか。公的保証があれば民間金融機関の農業法人への融資も伸びる。 ・ 基金協会や保証協会に代わる第3の保証機関を活用できないか。共同責任も当然であり、農業法人や一般金融機関の双方に大きなプラスになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関全国団体、全国農業信用基金協会協議会等による中央段階からの農業信用保証制度のPR ・ 農業信用保証制度を活用事例の民間金融機関、農業法人への紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業信用保証制度に関心ある金融機関(団体)に対する全国農業信用基金協会からの説明 ・ 日本政策金融公庫(平成20年10月発足)の行う保証機能についてのPR ・ 各県の農業信用基金協会の対応のアンバランスの補正に関する研究と対応(基金協会に断られたときの対応方策を含む) ・ 農業融資に係る公的保証制度に関する金融機関向け、農業法人向けセミナー等の実施

資料 6 農業法人から金融機関への要望（メモ）

営農 類型	19年度現地実態調査での主な意見	現状の中で取 組み 可能な事項例	関係者と協調し て 中期的に取り組む べき事項例
水 稲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間金融機関は農業をよく理解していない。転作奨励金からの所得や天候に左右される産業であることなど、農業のことを教えてほしい。 ・ 銀行が、農業法人の決算書の中身が分からない。翻訳する人がいない。 ・ 農林公庫が動産のトラクターを担保としてみてくれた。当社の米在庫は契約済みのものが多く、日々在庫が分かる。これを担保に活用できないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央段階からの農業関係の動産担保の事例について、農業法人や民間金融機関に対する紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業融資に関する金融機関向けセミナー等の定期・継続的实施 ・ 農業向け動産担保融資の普及と実務のPR
野菜・ 花卉・ 果樹・ きのこ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間銀行が運転資金を融資するには農業のことを勉強することが必要。 ・ 農林公庫の担当者は計画書の中身を早く理解してくれて融資に応じてくれた。今後の規模拡大にも金融機関に協力してもらいたい。 ・ 担当者が制度資金をよく知らずに借入れできなかった。勉強してほしい。 ・ 農林公庫資金の借入れに関する情報書類については簡素化が必要。 ・ 種苗会社から情報を入手することが多いが、農林公庫以外の金融機関も含めて情報の提供を期待する。 ・ 金融機関は、もっとベンチャーを育てるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間金融機関に対するピンポイントでの農業融資に関するレクチャー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度資金全般に関するハンドブックの整備と金融機関への配布 ・ 農業法人に対して、金融機関が経営のどこに着目しているかについてを研修するによって、農業法人の資調達能力を強化
畜 産	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資の際に担保に頼らず経営者を評価し融資する手法を考えてほしい。若い人の場合、やる気はあるが資材も資産もないというのはよくあること。 ・ 畜産業は相場に左右される。短期の状況に左右されず、例えば認定農業者に5～7年のサイクルで低利で無制限に運転資金を供給できないか。 ・ スコアリング融資は「迅速」ということでは意味があると思うが、金融機関にとってはモニタリングや経営把握の方にもっと意味があるのでは。 ・ 民間金融機関の対応は変わってきている。無担保、無保証の融資も増えている。このような傾向が広がることを期待したい。(多数) ・ 現在の不動産担保で借入枠は一杯。動産担保の実現と普及を期待する。 ・ 母豚やオス豚を担保として評価できないか。共済に入っているので評価や処分ルートもハッキリしている。 ・ 輸出に関する情報がほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無担保・無保証の融資や動産担保による融資が実現しているときの、農業法人を金融機関がどうみているかについて、農業法人に対する説明 	

第5 平成19年度現地実態調査結果

現地調査の概要

平成18年度に現地調査を実施していない24都府県を調査対象とし、農業法人(計46法人)、農協(計22農協)、及び銀行・信用金庫(計32銀行24・信用金庫8)の現地調査を行なった。

なお、現地調査結果の取りまとめは、平成18年度と同様に、農業法人については営農類型別に、農協及び銀行・信用金庫については上記24都府県を次の7地域に分けた。

①北海道 ②東北 ③関東 ④甲信越・北陸 ⑤東海・近畿 ⑥中国・四国 ⑦九州・沖縄

平成19年度調査では、平成18年度中間総括における以下の指摘事項を、現地調査時のヒアリング項目に加えた。現地調査で得た情報は検討会に報告し、検討委員による議論のための材料とした。

- ・農業法人への融資の実態(融資手法、農業法人の要望と民間金融機関の対応の乖離)
- ・融資の阻害要因とその対応策(農業法人及び民間金融機関それぞれの立場から)
- ・対応策を実施するに当たり、行政等の支援策、諸制度の改善点

また、今後、法人化を目指す農業者及び多角化経営を行おうとする農業者に対して、資金管理手法の確立ができるよう法人経営の規模等に応じた資金調達等の実態の情報提供について検討。

- ・農業法人の規模等に応じた資金調達等の実態(借入先・融資条件等の変化、資金管理上の留意点)
- ・農業法人が融資を決める際に決め手となる情報やその入手方法(行政、関係機関、金融機関別等)
- ・行政、金融機関等からの効果的な情報提供のあり方

等。

I 農業法人

1. 稲作(5法人)

[農業環境と今後の展望]

[青森・有限会社]

- ・米価は低迷で状況は厳しい。環境は変わっていく。当社は、有機農業を基本に展開していく。

[岐阜・有限会社]

- ・米価の低迷などで経営の実績は悪くなっている。小規模の農業者でもやりがいのある農業にしなければならぬ。後継者はいないので、将来は第三者に事業を渡すことも考えている。

[福井・農事組合法人1]

- ・販売単価が下落傾向にあり、経営の実績はよくなっていない。乾田直播による生産コストの改善も行っており、今後の経営については良くなっていくことを期待している。

[福井・農事組合法人2]

- ・販売単価が下落傾向にあり、経営の実績はよくなっていない。

[石川・有限会社]

- ・米価が極端に下がっており、財務が悪化するの確実。徐々に規模拡大を進めていくが、売上げはあまり増えないだろう。逆にコストは確実に高まる。これまでは、外注加工が多かった。自社加工で行なっていくか、そのために投資を行なうべきかどうか、戦略を練っている状況。

[農業法人設立の経緯]

[青森・有限会社]

- ・昭和 63 年に農業をやっていた父が倒れ就農。平成元年から田んぼを買い集め、平成 6 年に法人化した。当初の経営は 3ha。農地取得資金を借り入れるのに農協はだめで、A 銀行扱いで借り入れるのに 2 年かかった。

[岐阜・有限会社]

- ・農地の賃貸を受けるためには社会的信用を高めることが必要と思って法人化した。多少のアドバイスを受けた。平成 12 年の法人設立であるが、対外的信用や経営面では法人化してよかったと思っている。税金面では、まだどちらともいえない。

[福井・農事組合法人 1]

- ・地域の農業を守るために、将来の販売面のことを考えて農協職員も含めた集落内の 4 人が中心となって昭和 63 年に設立。具体的には、構造改善の補助事業の実施が法人設立の契機になった。
- ・法人化によって、農地の預け先として地域の信用も高まった。

[福井・農事組合法人 2]

- ・昭和 59 年に、機械の共同利用を目的とした生産組合を設立したのが前身。生産の効率化や定年帰農者の受け皿として設立された。

[石川・有限会社]

- ・大区画ほ場整備事業を契機に、機械の共同利用組織を立ち上げたのが前身。共同利用組織のメンバー 2 人と他の仲間 2 人の計 4 人で平成 6 年に任意組合を組織して経営を開始した。普及など関係者の指導を受けて平成 7 年 2 月に法人化した。

[農業法人の経営(法人化を検討している農業者へのアドバイス等)及びご自身の今後の経営方針]

[岐阜・有限会社]

- ・農業はいいものを作る産業である。減農薬でいいものを作るようにしている。
- ・規模拡大も重要であるが、現在作業場の横で「朝市」を行う計画がある。農業者は売り方を知らないなので、地域の農業者にも売り方の原体験をしてもらいたい。

[福井・農事組合法人 1]

- ・コメを中心に約 60ha の面積を経営、その他に部分作業受託が約 10ha。各種事業は、農協との取引が中心である。環境問題などで一斉防除ができなくなって、単独で防除ができない個人経営の農作業の受け皿にもなっている。今後も地域のコメ作りを担っていく。

[福井・農事組合法人 2]

- ・コメを中心に、麦、大豆、そばで合計約 25ha の集落内、ほとんどの面積を経営。土地改良事業を実施済みであり、ほとんどが 30a 区画。当初は農協との取引が多かったが、現在では約 3 割のみで、他は個人である。農協販売では、値段が安く、農協取引は増やせない。

[石川・有限会社]

- ・規模拡大の進度に合わせて、トラクターと田植機の借入れを手続中。

[今までの金融機関との資金取引]

[岐阜・有限会社]

- ・メインバンクは J 銀行。銀行は転作奨励金を事業からの利益としてみない。その結果、「稲作の

所得は不安定」ということになる。所得が不安定ということでメインバンクが融資を渋っていると、ノンバンク(H)に申請を出したら1週間で所長が現場を見に来て、実績があると判断してすぐ融資してくれた。

[福井・農事組合法人1]

・メインバンクは地元農協。特に不都合はない。地銀等の他の金融機関からの誘いは特にならない。

[福井・農事組合法人2]

・民間金融機関は農業をよく理解していない。銀行が、農業法人の決算書の中身が分らない。少しずつは変わっている。J銀行も勉強しているようだ。3、4年前は門前払いだったものが、支店長が来るようになった。

[石川・有限会社]

・農業法人の決算書を一般企業と同じ様に見られても困る。収穫が年1回となっているなど特殊な分野であり、ノウハウを蓄積してほしい。H18年に農林公庫が動産であるトラクターを担保としてくれて助かった。そのときも、米の在庫担保があればよいと話していた。

[金融機関の印象、農協以外の民間金融機関の動向]

[青森・有限会社]

・M銀行からアプローチがあるが、取引金融機関を変えるのは怖い。

[石川・有限会社]

・農協に、直前になって融資を断られて困ったことがある。農協は、組合員との関係で農業法人の成長を必ずしも歓迎していないのではないか。農協の対応を見ていると、農地の担保評価が「固定資産税評価」を基準にしてきている感じがする。銀行に農地所有の途を開くなどして銀行が農地を担保として評価しやすくできないか。

[行政の支援等]

[岐阜・有限会社]

・行政には、はっきりビジョンを立てよ、とお願いしたい。緑ゲタの品目横断的経営安定対策の中身もしっかり伝わってこない。

[福井・農事組合法人2]

・書類を扱う事務処理が増えている。行政などに事務作業の補助、支援をお願いしたい。

[石川・有限会社]

・普及センターの経営指導があったから当社の今がある。普及センターの仕組みを強化してほしい。後継者育成や法人の立ち上げに今後必要である。

2. 畑作・露地野菜（7法人）

[農業環境と今後の展望]

[宮城・有限会社]

・水害や早魃で、大根の露地栽培はうまくいっていない。大雨被害の心配もあり、作付けはあまりせず、近隣の農家から大根を買い入れ、実質親会社にそのまま販売することも行っている。

[福島・有限会社]

・転作で小麦、大豆を栽培、年1作、一部で小麦の後に大豆作付けで年2作、地域の転作を全て引

き受けて経営。転作2年、米1年の3年ローテーション。転作奨励金が10a当たり5万円程度、それに品質奨励金がどの程度確保できるか。規模拡大を目指す。

[鳥取・有限会社]

・M集落の水田24haの転作、大豆の集積を担う法人。大豆転作6ha、水稲作業受託6ha、利用権設定による水稲、大豆の作付け若干の経営規模。大豆生産が奨励された平成12年から4年程度は水稲より収支がよく、過去の赤字累積を補填できたが、現状はコストが上昇し、米の価格等低迷しており、助成金も少なくなり厳しい。

[農業法人設立の経緯]

「大分・農事組合法人」

・もともと、皆で集まってやっていた組合。農機具を使った作業受託。法人化した経緯は、集落で老人が多く、耕作放棄地が出てくるようになったため。休耕地で大豆、麦を作る。農協からは営農指導を受けている。

[宮城・農事組合法人]

・トレーサビリティが設立のきっかけ。安全・安心な食料の原料を自前で生産し、残渣は肥料として利用し循環型の生産ができれば、消費者に理解も得られると考えた。農業生産法人として当法人を設立するにも農林公庫の指導を受け、改良普及組織の指導も受け、認定農業者になった。

[宮城・有限会社]

・地域の理解を得て営業していくことを重視していた。事業そのものはうまくいっていないが、企業イメージは上がった。

[福島・有限会社]

・生産組合が法人化しないので農協退職と同時に法人化、この際、農業会議、普及所、市役所のアドバイスを受けた。出資金の構成は過半を社長出資。法人化で経営の明確化を認識、経営管理の重要性を理解。地元では後継者が少なくなり農地を安心して貸せる経営として信頼されている。

[鳥取・有限会社]

・平成7年の地区圃場整備事業計画採択の際、将来の高齢化に対応した作業の受託組織として設立、地域内12戸で構成、農業会議の指導あり。当初は、経営感覚が希薄で赤字経営が続いた。平成11年から大豆生産を開始、奨励助成が手厚かったこともあり2年で黒字化、欠損金も解消した。経営の黒字化とともに農林公庫、農協資金の取引もスムーズに展開。

[香川・有限会社]

・法人化した理由は人員の確保。ただ、社会保険等の費用は増加している。当地では有限会社形態が多い。法人化して、社会保険のことで事務所に相談に行ったら、「農業で法人化して何のメリットがあるのか」などと言われた。

[農業法人の経営(法人化を検討している農業者へのアドバイス等)及びご自身の今後の経営方針]

[茨城・有限会社]

・納入先の依頼で白菜は年間供給している。最終的に客の満足するものを作る。大規模化しても手が廻らない。白菜などは売上が10億円未満程度でやって行くほうが利益は出せる。変化に対応できる。

[福島・有限会社]

- ・経営管理をしっかりやれる者でないと法人化しても意味がない。

[鳥取・有限会社]

- ・地域集落の法人であり、法人内部の意思疎通を大切にすることが重要、赤字経営が連続し解散の危機も経験。大豆転作が補助金助成と結びつく幸運があり黒字化した。当法人の経営方針として農地所有はしない。賃借での経営がよいとの判断である。金融機関取引でも役員の個人保証のみで物的担保は提供しない、その範囲での経営展開を選択。

[香川・有限会社]

- ・レタスは45年前（父の代）からここで栽培、減農薬でやっている。5～6年前から九州の産地に押される。今後も生産一本で行く。加工等は考えていない。露地野菜の場合は加工しにくい。契約販売は5～6割が限度。困ることは野菜の単価が安定しないこと。規模の拡大をしたい。現在自分の土地は1ha地度、借地が9ha程度。農地は空いている。

[今までの金融機関との資金取引]

[大分・農事組合法人]

- ・近代化資金で金利1%、役員による保証のみで借りた。運転資金は、出資金と集落からの短期借り入れで賄っている。

[宮城・農事組合法人]

- ・農林公庫資金の返済のために地元信用金庫に口座を開設したが、信用金庫はメインバンクにならなかった。農林公庫資金も社長からの役員借入で繰り上げ返済しており、金融機関との取引はない。

[宮城・有限会社]

- ・法人立ち上げ時点では、農林公庫・普及組織も大変応援してくれた。現時点でフォローも提案もない状況であり、不満といえば不満である。信用金庫は親切で、とにかく話しは聞いてくれる。金利は1%くらい高いが、公的保証制度の活用も考えられる。

[茨城・有限会社]

- ・4～5億円は常時借りている。自己資金と銀行借入で賄った。農協は金利が高いので使わない。J銀行など何度も借りてくれとってくる。J銀行とI銀行で5億円借りていて、うち2億円は運用している。

[福島・有限会社]

- ・できるだけ借金をしない方針。農協以外と取引ない。他機関の営業も来ない。近代化資金を農協しか扱っていなかった頃の農協は強気だった。今は民間金融機関も扱う。競争があるのもいい。

[鳥取・有限会社]

- ・農協窓口で全て取引、制度資金として農林公庫、近代化資金取引あり。地方銀行の協力を得た。農協の運転資金は営農貸越からアグリスーパー資金に変更、従来より金利は1%軽減された。農協は当法人を優良企業として評価している。

[香川・有限会社]

- ・基本的には借りない。農協からの借入れで困ったこともない。銀行がたずねてくるが、必要もないから話しは聞かない。長期借入金は研修生の施設を作ったときのもの。短期借入金は代表者（社長）からのもの。リースはトラクター。

[金融機関の印象、農協以外の民間金融機関の動向]

[茨城・有限会社]

- ・金利が高いため農協は利用しない。J銀行なども何度も借りてくれと来る。

[福島・有限会社]

- ・農協が唯一の取引金融機関であるが、営業にも来ないし金利も高い、担保等条件が厳しい、審査に時間が掛かる。不満については、農協の幹部が昔の仲間であり、注文をつけるがなかなか改善が進まない。

[鳥取・有限会社]

- ・農協取引のみであり、味噌工場の譲受等事業展開でも協力を得ている。他金融機関からの営業等もない。赤字の場合でも指導等して必要な金融支援を期待する、物的担保の提供については、法人の経営方針等に十分理解がほしい。

[行政の支援等]

[大分・農事組合法人]

- ・農機の借り換えでは助成がでない。なんとかならないものか。

[宮城・有限会社]

- ・融資には関係ないが、農業生産法人の就業規則や給与水準に関する情報がほしい。

[茨城・有限会社]

- ・農政は農家を知らないでやっている。白菜は4年に一度必ず損をする。税金は4年に一度取るべきだ。

[福島・有限会社]

- ・県補助事業は予算が少ない。事業の説明があるが予算枠があって使えない。公社リース制度を今後も使いたいですが枠が少ない。

[鳥取・有限会社]

- ・補助事業等県のプランはよいが、市町村の財源措置ができない状況で使えない、市町村の財源がなくてもできる県単助成で事業が組めないか。

3. 施設野菜（4法人）

[農業環境と今後の展望]

[大阪・有限会社]

- ・小松菜を栽培する農家は増え、生産過剰で価格競争が激しい。気候の影響で品不足になると注文が殺到するような不安定な業界。

[大分・有限会社]

- ・みつばは県ベースで言うと全国3～4番目の生産量。朝4時からみつばの収穫に入る。就業時間はシフト制。1年を通して同じ量の出荷が出来るようになっている。出荷が減っている。

[農業法人設立の経緯]

[埼玉・農事組合法人]

- ・メリットはあまり感じない。

[大阪・有限会社]

- ・若くて優秀な人材を確保するには社会保障制度が必要と考え、法人化に踏み切った。平成 10 年 2 月設立。ただし、納税猶予制度の関係で土地は父と母の名義。会社法の施行によって株式会社化も検討した。

[大分・有限会社]

- ・当初、大分市内で農業をやろうかと思っていたが、県の普及センターの所長からの誘いがあり、ここで始めた。平成 2 年の計画、平成 3 年の事業。有限会社にしないと補助が出ないから有限会社にした。3 名以上の出資ということで始めたが、現在の出資者は私だけ。

[農業法人の経営(法人化を検討している農業者へのアドバイス等)及びご自身の今後の経営方針]

[埼玉・農事組合法人]

- ・施設野菜でレタスが中心。息子達に事業継承を行う。農業者年金は継承しないと受けられないようだ。現在の土地、建物は法人に貸している形になっている。現在計画している規模拡大の投資は法人名義で行う予定。認定農業者であることが強み。経営の圧迫要因は人件費と電気代。

[大阪・有限会社]

- ・おいしくて安全安心な小松菜づくりを追求。大阪エコ農産物の認証を得ており、この認証を消費者へ普及に努める。小松菜は加工に向いてないので加工関係の多角化は行わない。規模拡大と省力化を行なっていくが、農業のイメージアップにつながるように考えて先行投資も行なっていく。

[大分・有限会社]

- ・付加価値を高めること。加工により付加価値を高め、惣菜のように消費者の口まで直接もっていくようにしたい。惣菜で使う原料の単価は安い。外食も直接、海外から輸入している。コメもそのままと輸入関税は高いが、加工すると下がる。物語を持ってやりたい。

[今までの金融機関との資金取引]

[埼玉・農事組合法人]

- ・当初、5 割の補助事業で立ち上げた。国庫補助 75 百万円、市補助 15 百万円。総額 165 百万円。補助残は平成 9 年に信連経由で 66 百万円、スーパー L 資金を借りた。後 5 百万円近代化資金を入れ、主に運転資金としている。

[大阪・有限会社]

- ・メインバンクは農協。融資条件で特に有利なことは感じないが、融通がきく。
- ・他の民間金融機関からのアプローチは特にない。今後も農協をメインに、長期運転資金、設備資金は農林公庫から借り入れるつもり。

[大分・有限会社]

- ・スーパー L 資金と〇銀行からの借入。スーパー L 資金は農林公庫のクイック資金に一部変えた。平成 14 年ごろ、農協から近代化資金を借りていたが、金利が高く農協のプロパー資金に借り換えできないか聞いたところ、保証人及び保証協会による保証、加えて担保が必要といわれ、〇銀行からの借りに代えた。本人保証だけで済んだ。

[農業法人として金融機関への要望(不満)あるいは提言]

[大阪・有限会社]

- ・資金制度として事業費の 8 割しか借り入れられない制度もある。全部借り入れられる制度とし

てほしい。あとは満足。大阪府は条例で独自の認定農業者制度をつくった。このような認定農業者も大きな資金を借り入れできるようにしてほしい。

[金融機関の印象、農協以外の民間金融機関の動向]

[大阪・有限会社]

- ・マッチングサービス等の経営の側面的支援が農業法人には役立つ。こういうサービスが農林公庫は行き届いている。

[大分・有限会社]

- ・〇銀行は農林公庫の代理貸しについて手数料が低いとあってあまりやりたがらないようだ。農林公庫の印象は良くなった。クイック融資など迅速になっている。

[行政の支援等]

[大阪・有限会社]

- ・近畿農政局など、国が食品企業や流通企業との交流会見学会を開催してくれている。市にもがんばってほしい。

[大分・有限会社]

- ・就農当時、土地を用意してくれた。野菜の栽培で県単で1億円の助成が出た。借り入れも2億円の農水大臣による特認。排水路の整備は高度改革事業で行ってくれた。通常は新規就農者に対して農水大臣の特認はでないのに出してくれた。

4. 施設花き（3法人）

[農業環境と今後の展望]

[高知・有限会社]

- ・オランダ式の鉄骨ハウスで切花を生産。主力商品はオキシペタルムで周年出荷。オリジナルの品種でヒット商品になっている。その他には、利休草(葉物)やダリヤなど、全て水耕栽培で生産している。

[埼玉・有限会社]

- ・深谷は元々花卉で有名で、特にチューリップは全国一の規模。新潟、富山などから球根で来たものを、切花にして販売している。

[農業法人設立の経緯]

[埼玉・有限会社]

- ・法人化は売上の上昇とともに、信用が必要と思い自主的に法人化した。特に誰から言われたと言うことではない。

[高知・有限会社]

- ・年末が忙しく個人の申告時期の決算は大変だった。売上げも伸びたのと決算時期を変えるために法人化した。市場での取引では会社化したことは信用の面からメリットがあった。しかし、雇用関係では農業の季節的な特殊性に融通が利かなく、苦勞したことも有る。

[大分・有限会社]

- ・8人の園芸農家で立ち上げた法人。生産組合よりも、株式会社に近いものとして有限会社を選んだ。

それぞれに生産差があったため、能力の平等を測る目的で平成7年に法人化した。出資は、取締役が55%。残り4名が45%。

[農業法人の経営(法人化を検討している農業者へのアドバイス等)及びご自身の今後の経営方針]

[埼玉・有限会社]

- ・後継者も決まったので、規模拡大を行う。S(種苗会社)とも取引がある。パンジーの契約栽培。安価だが安定的。Sはホームセンター等に出している。

[高知・有限会社]

- ・品種開発などを怠らず、売れる商品を生産するのが経営の基本。注文に生産が追いつかず、規模拡大を予定している。

[大分・有限会社]

- ・経営の拡大、より体力をつけたい。種苗と知的所有権を握ったものが生き残る。油からの脱却を考えたが、ガスでやると配管だけで7千万円かかる。電気だと今の施設でいけるので、電気と油のハイブリッドを現在考えている。「施設園芸脱石油イノベーション」政策の適用を受けた。

[今までの金融機関との資金取引]

[埼玉・有限会社]

- ・借入残はスーパーL資金で、金利が3.5%と高く、後継者が決まった時点で低金利に借り替えた。規模拡大のため、ゼロ金利のスーパーL資金を申請中。担保でうるさくは言われなかった。スーパーL資金以外は、借りたことはない。S銀行は決済銀行として使っているだけ。

[高知・有限会社]

- ・メインバンクをK銀行としているが、運転資金の調達は行っていない。
- ・農地やハウスを担保として評価してくれるのは農林公庫くらい。農業融資には、このような担保評価を行なう農林公庫が必要。

[大分・有限会社]

- ・農協の役員を務めていたこともあり、農協から全額借り入れると、役員は公表する必要があるので、農協からは借りなかった。平成2、7年に総合資金を借りた。農林公庫が経営力を評価してくれた。売掛金は農協の口座に入る。出荷と同時に帳簿には入るようになっている。

[農業法人として金融機関への要望(不満)あるいは提言]

[高知・有限会社]

- ・やむを得ない面もあるが、農林公庫資金の借入れに関する書類については、簡素化が必要。
- ・種苗会社から情報を入手することが多いが、情報の提供を期待する。

[金融機関の印象、農協以外の民間金融機関の動向]

[高知・有限会社]

- ・S銀行、K銀行、地元信用金庫からアプローチがあったが、特に資金は不要であり、断っている。

[行政の支援等]

[埼玉・有限会社]

- ・行政の支援はないに等しい。

[高知・有限会社]

- ・ハウス建設の補助が農協利用者に偏っていると感じられる。税金を使うのだから、行政は農協利用者以外も公平に扱うべきである。融資主体型補助事業などの情報についても、平等に農業者に流して欲しい。

5. 果樹・茶・きのこ (10 法人)

[農業環境と今後の展望]

[山梨・有限会社]

- ・全体では厳しい。生き残るためには勉強が必要。いいものを作るだけでは成り立たない。

[和歌山・有限会社]

- ・3ha 足らずの農地で果実及びその加工品を生産している。いわば商品力で勝負してきた。主要農産物は梅と柿。回転率も低く、利益率も低い業界である。ポジティブリスト制度などにより、今後は規模拡大を目指さざるを得なくなっている。

[宮城・農事組合法人]

- ・栽培に手作業が多く、面積当りの利益が少ないので、大手が出てこない。大手が出てくる前に外部の資本を導入して規模拡大し、100 億円程度の売上高の企業とし、国内での地位を高めたい。

[鳥取・有限会社]

- ・現在はエノキ生産の単一経営。年間 200 g × 10 万本を農協へ出荷。当社を取り巻く環境は厳しい。平成 3、4 年まではエノキの単価はよかったが、H 産業が参入して以降は価格が半分以下。

[福岡・農事組合法人 1]

- ・厳しい。コストを下げても面積を増やす以外にない。H 茶で価格を下げれば販売できるが、農協が中心になって売るようにしないとなかなか残れない。

[高知・農事組合法人]

- ・現在、エノキ、ホンシメジは飽和状態。エリンギは伸びている。冬場は良いが夏は生産を落としている。全国の生椎茸 6 6 千トンのうち、菌床は 4 8 千トン、73% を占める。新しい菌の開発が不可欠。当地は、昭和 45 年の生産調整で農地が減った。棚田が多く山や林になった。

[農業法人設立の経緯]

[山梨・有限会社]

- ・順調に規模が拡大し、アルバイトを雇っていたが、いい人を集めるためには法人化が必要と感じ、1998 年に法人化した。
- ・アドバイスは農業会議から受けた。県は後追いだった。
- ・当時は法人化が叫ばれていたし、法人でなければ参加できないセミナーもあった。

[福岡・有限会社]

- ・県の農業経営研修会等に参加する中で、兄弟で経営しているので、法人化したほうが経営内容がわかりやすくてよいと考えた。出資者は全員親族。法人化した後は経費が増加したが、求人等はメリットがあった。

[和歌山・有限会社]

- ・法人化すると、組織の中での役割が色々と明確になってくる。その結果埋もれていた部分も含め

て多様な能力の結集が必要になり、そのことが法人に良い影響を及ぼす。

[沖縄・有限会社]

- ・元々は専業農家であったが、一時サラリーマンをやっていた。農地はあったので、農業に戻ることにした。個人で農業を12、3年やり、規模拡大に際して農協に相談し、平成5年に法人化した。

[宮城・農事組合法人]

- ・個人でしいたけ栽培を行っていたところ、中国産しいたけの暫定セーフガードが発動され補助事業の募集があり、農事組合法人を設立。

[鳥取・有限会社]

- ・息子の経営参画に合わせ法人化をし、同時に規模拡大を行った。法人化は農業会議に進められた。最も困難を感じたことは、大手企業の参入による価格の暴落。

[福岡・農事組合法人1]

- ・以前は一人でやっていたが、5件の農家が集まって設立した。

[福岡・農事組合法人2]

- ・基盤整備事業のあおりで、5名で何かやろうかということになった。基盤整備でハウスを自分の費用で解体する必要があったため。3名がイチゴ、1名がサラリーマン、1名が兼業農家であった。これから先は協業でないと駄目との判断。

[高知・農事組合法人]

- ・一時、中国産の輸入が4万トンに達した。セーフガードがかかり、国の緊急対策事業として、「しいたけ生産緊急対策」が国の平成14年度の事業となった。国50%、県10%、その他20%計80%の助成でこれにのった。

[農業法人の経営(法人化を検討している農業者へのアドバイス等)及びご自身の今後の経営方針]

[山梨・有限会社]

- ・農地6haのうち、半分以上は借地。農園を引き継いだ時点で、直販も開始。観光農園と宅配による消費者への販売。高付加価値化を図る。生産コストの上昇は燃料費。価格に転嫁できない。桃は農協を通して販売。味が良いのは当たり前、真の付加価値をつけたい。

[和歌山・有限会社]

- ・販路の拡大が課題であるが、安易なDM等は実施しない。通販顧客は1500程度。販売方法、輸送方法にも注意を払っている。農業の大型投資には長期資金が必要であり、農林公庫に頼らざるを得ない。基本的に梅の仕入価格は不安定であり、規模拡大していけば借入れが必要になる。

[福岡・有限会社]

- ・最近、果物の単価が上がらない。特に梨は市場価格が大変安く、生産原価割れ。経営コンサルタントを入れて分析している。販売所は直売所を主に販売し、直販100%を目指す。付加価値とは、減農薬、除草剤は使わない、有機肥料を使うこと。技術的なことは、農業試験場に照会する。

[沖縄・有限会社]

- ・マンゴーは20年以上やっており、年々よい方向になっている。農協が3段階にランク付けしている。燃料は上昇、生産コストは上がっているが、販売価格も上がっており吸収できる。3~4億円の投資を考えている。私の年齢のこともあり、農協が施設を作り、私がリースを受ける。

[宮城・農事組合法人]

- ・現状、地域の中で営業していくことを重視し、農事組合法人としているが、いずれ株式会社化

を図るつもり。現状設備で生産増は可能。計画どおり出荷できないことや、計画以上に成長して、廃棄するようなこともある。販路は8割が農協、2割が直販。今後は直販を増やしたい。

[鳥取・有限会社]

- ・規模拡大はしない。現状のメンバーで、できる範囲で経営していく。販売戦略も変更しない。
- ・事業承継は息子（45歳）が後継者として経営に参加している。当社では経営当初よりおがくずや米ヌカなどを独自に仕入れており、安定的な仕入先があるのが強み。今後の投資予定はない。

[福岡・農事組合法人1]

・農家が一人でやっていくのは無駄。傘下の農家は製造・販売をやる必要がないので規模拡大が出来る。売上は横ばい。経費を減らしているものの、販売単価も下がっている。農協、全農が経営している市場へ出荷約50%、茶商50%近く、それ以外は通販。

[福岡・農事組合法人2]

・町と協議し補助事業にのせた。県と町が三分の一負担。将来的には地域の農業を賄えればと思ったが、もうからない。売上は減っている。その一方で、原油が上がり、コストが高くなっている。せりというより相対取引。スーパーがいくらで売ってくれとなっている。95%は市場販売。

[高知・農事組合法人]

・生産の99%は生椎茸、1%は加工。1週間で収穫。菌床育成では陰暦を使用、潮の満ち干が関係する。平成16年、商品の差別化が必要と日照時間を延ばした。これによりビタミンDが生きる。販売の10%は直販、形の悪いもの、傷のついたものが対象。菌床を作る会社と合併しようと思う。

[今までの金融機関との資金取引]

[山梨・有限会社]

- ・認定農業者になり、農地取得でスーパーL資金を2回、5百万円と3百万円借りた。
- ・Y銀行から農業者ローンを借りた。3期分の決算書ですぐ貸した。農業者ローン第一号として。
- ・昔は農協しかなかった。今は全然農協から借りてない。

[福岡・有限会社]

- ・農協との取引は少ない。資材関連で年間2百万円ぐらい。

[和歌山・有限会社]

- ・K銀行をメインバンクとしているが、販売代金口座はあるものの特に借入れがあるわけではない。

[沖縄・有限会社]

- ・平成7年に、総合資金を1億1千2百万円借りた。金利が高いので、乗り換えようかとも考えている。平成8年にスーパーL資金を8千5百万円借り、施設を拡充した。運転資金の枠（根抵当）は持っている。はじめ農協に持っていたが、農協の統合後うるさくなって、O銀行に移した。

[宮城・農事組合法人]

- ・メインバンクは地元農協。出荷先でもあり、関係は深い。貸越枠は30百万円だが、50百万円へ増枠を要請中。S銀行や地元S信用組合からもアプローチもある。S信用組合は、同友会会員であれば金利マイナス0.5%、というような地元中小企業を支援するような金利設定を行っている。

[鳥取・有限会社]

- ・当座の枠が500万円あり農協がメインバンクではあるが、利用したことはない。
- ・規模拡大や空調設備の更新時に農林公庫資金を3千万円ほど利用した。農林公庫からの借入の際に設備と土地を担保提供したが、農地は担保提供していない。

[福岡・農事組合法人 1]

- ・現在の借入れは、喫茶店建設（平成 12 年）、乗用摘採機が 4 台、防除機 4 台、深耕機 2 台。農協のプロパー資金は借りていない。農協に集荷して 2 週間ぐらい経てば、お金が入っている。資金繰りは問題ない。場合によっては、生葉代金の支払いを年末まで延ばすことで対応。

[福岡・農事組合法人 2]

- ・平成元年の終わりごろ、3 億 4 千万円借りた。7 千万円が近代化。残りが農林公庫資金。運転資金は農協プロパー資金。協会保証を求められる。担保は必要に応じて差し入れる。極度額は設定していない。信連から保証人だけの徴求で、無担保借入れで機械を買った。

[高知・農事組合法人]

- ・長期借入金は平成 15 年 12 月に借りた。リースはフォークリフトやコピー機械。構成員からの借入れは現在ゼロ。

[農業法人として金融機関への要望(不満)あるいは提言]

[福岡・有限会社]

- ・民間銀行が運転資金を円滑に融資するには、農業のことをよく勉強して理解する事が必要。

[沖縄・有限会社]

- ・農協は合併してから対応が遅くなった。昔は知り合いも多く、実績を評価し早かった。合併する前はコミュニケーションがあった。

[宮城・農事組合法人]

- ・現時点では、特に金融機関に不満は発信していないので、満足感については、どちらともいえない状況。当初の大型投資のときに、農林公庫の担当者は計画書の中味を比較的早く理解してくれ、融資に応じてくれた。今後の規模拡大にも、金融機関に協力してもらいたい。

[鳥取・有限会社]

- ・できるならば農林公庫資金をもっと金利の安い資金に借り換えたい。

[福岡・農事組合法人 2]

- ・農協には情報、販売能力の強化をお願いしたい。情報については生産者が聞くことも可能だが、第三者、農協さんがやるべきと思う。

[金融機関の印象、農協以外の民間金融機関の動向]

[和歌山・有限会社]

- ・N金庫やM銀行から最近アプローチがあった。大手金融機関が農業融資に積極的に進出している。

[鳥取・有限会社]

- ・詳しくはわからないが、特に民間金融機関が農業分野参入に動いている様子はない。

[高知・農事組合法人]

- ・K銀行から話があるけど興味がない。農協からは 3 百万円ぐらいは、無担保・無保証で借りられる。

[行政の支援等]

[山梨・有限会社]

- ・はじめて補助事業として光センサーを導入した。3百万円の半分が県の補助。糖度だけが問題ではないのだが、よく聞かれるので導入した。

[和歌山・有限会社]

- ・農業の補助金の申請が農協経由に偏っているのはおかしい。農業者全体を公平に扱うべき。
- ・地域一体を、農業を核に振興していくような方法の提案や提示が必要。

[宮城・農事組合法人]

- ・行政には、情報をどんどん提供してもらいたい。選ぶのはこちらでやる。

[福岡・農事組合法人 1]

- ・農協と行政が一体になって、H茶を推し進めている。H茶については地域全体でブランド化している。如何にブランド化を構築していくか。
- ・山間部地域では、改植でも行政の支援があると聞く。

[福岡・農事組合法人 2]

- ・種菌開発の補助は出ている。財政の関係で10万円以下の補助事業は一律にカットされた。

[高知・農事組合法人]

- ・菌床センターの設備は市のもの。使用料を払っている。イベント、学校給食などがある。

6. 酪農（3法人）

[農業環境と今後の展望]

[静岡・有限会社]

- ・今後畜産が伸びる見込みはないだろう。必要なものだが余分には要らない。最近の飼料代燃料代高騰の影響により売上の25%あったもうけ部分が10%程度となった。

[兵庫・有限会社]

- ・現在の場所は市街化地域であり、住宅が間近に迫っており、これ以上の規模拡大は考えていない。また、堆肥が一番の問題。

[熊本・農事組合法人]

- ・3年ぐらい前から商工会の会員になっている。国民金融公庫利用の斡旋をしてくれる。商工会に入っている農業者も何人かいる。酪農は金額が大きくなることもあり、農協は融資するのを縮めている。大きな農家は農協離れをしている。農家でもコメ販売を自分でやっている。

[農業法人設立の経緯]

[静岡・有限会社]

- ・雇用の為の法人化。具体的には社会保険等の整備をするため。法人化して困ったことは、個人事業には課税されなかった都市計画税の課税があったこと。

[農業法人の経営(法人化を検討している農業者へのアドバイス等)及びご自身の今後の経営方針]

[静岡・有限会社]

- ・有機野菜の展開を進め循環型の農業を目指す。3年前から息子も入社しており事業承継についても問題はない。自分の経験から農家は生産に特化したほうがよい。いずれは年商5億にしたいと考えているが、設備資金を利用するなら金利面で有効な農林公庫資金を利用したい。

[兵庫・有限会社]

- ・経営の方針として、牧場を残し、ゆとりのある空間をのこすのが大前提。2つある法人はそのまままで経営を継続する。現状と同じく1次生産から総合的に販売まで展開したい。

[熊本・農事組合法人]

- ・乳牛50頭強、肉牛50頭強でやっている。生産調整によるペナルティーを避けるため、乳を捨てた。乳価が上がると言った全農はどう考えているのか。飼料が25%値上がり。飼料を自分で作るしかない。規模拡大を行ったら、生産調整が入り、計画が狂ってやっていけない。

[今までの金融機関との資金取引]

[静岡・有限会社]

- ・地元密着なのでお互い真剣。F信用金庫はとにかく堅いが、S銀行は経営次第。S銀行のプロパー資金をいれるときは無担保保証もある。

[兵庫・有限会社]

- ・当時のK銀行（現：M銀行）からの借入と商工会からの借入があった。3年前にやっと認定農業者になれたので、今後設備投資がある際にはスーパーL資金を利用したい。

[農業法人として金融機関への要望(不満)あるいは提言]

[静岡・有限会社]

- ・担保については農家と金融機関の価値が違うようだ。銀行、信用金庫、農協は農地を固定資産評価額で計算している。10年以上の長期金融でなければ農業は持たないと思う。担保保証に頼らず経営者を評価し融資する手法を考えてほしい。基金協会と連帯保証を同時に取るのはおかしい。

[兵庫・有限会社]

- ・資金調達に困っていたときに自分の経営を理解してくれる銀行の担当者に出会い支援してもらえたことで現在の経営がある。

[熊本・農事組合法人]

- ・同業者で繰り延べ償還金を考えているものが多い。期間1年の組合の資金もあるが、乳代の前借と同じになる。農協プロパー資金の利用は、共済生命保険担保で借りている。今年1月の近代化資金の支払いが大変。繰り延べを考えている。

[金融機関の印象、農協以外の民間金融機関の動向]

[静岡・有限会社]

- ・銀行は償還期間がシビア、回転を早くしてリスクを負わない。また、近くの酪農家にはずいぶんノンバンクが入ってきている様子。

[行政の支援等]

[静岡・有限会社]

- ・行政に対し特に要望はなく、邪魔さえしなければよい。

[兵庫・有限会社]

- ・農業法人協会があまり上手く活かされていないと感じる。フットワーク良く動いてほしい。
- ・有用な情報を選ぶ能力が必要な時代になった。誰かが責任をもって情報をセレクトするのも農業者にとっては有効だと思う。

[熊本・農事組合法人]

- ・土地の造成に対する補助はあった。

7. 肉用牛（5法人）

[農業環境と今後の展望]

[福島・有限会社]

- ・原材料インフレ、製品のデフレが進む中では、技術開発が不可欠。当社は食品残渣の飼料化でコスト削減を図っており、製品価格が3割下がっても経営可能なように考えている。

[和歌山・有限会社]

- ・三重県に農場を持ち、肥育牛約100頭を飼育。情報もいろいろ入手し、ネットワークが広がっている。子牛価格が上昇しているが、販売価格はそれほど上がっていない。飼料価格も上がっており、経営実績は悪くなっている。経営の拡大は図りたいが、資金繰りも厳しい状況で、なかなかできない。

[兵庫・農事組合法人]

- ・黒毛和牛の肉用牛繁殖経営は、相場が安定していることから全国的には堅調。F1は、黒毛のような高値の販売もできず不振。繁殖経営農家は小規模で高齢化が進んでいるため、廃業も多い。県としても産地を維持していこうということで補助事業を実施、当組合もそれを利用している。

[農業法人設立の経緯]

[茨城・農事組合法人]

- ・一戸一法人で、農協の指導のもとに昭和52年に法人化した。
- ・牛肉自由化のときは3年連続で赤字になった。

[和歌山・有限会社]

- ・肉屋に10年勤め、昭和33年頃肉卸専門で創業、昭和40年頃から肥育を開始。平成6年法人化。三重県内に離農跡地があったので、これを取得、その機会に税理士のアドバイスにより法人化。

[福島・有限会社]

- ・法人化はしたくなかったが、昭和56年に税務署とやりあうことがあって、57年に法人化した。
- ・出資金は1000万円であるが、時価評価は8000万円程度とのことであり、事業承継が課題になりつつある。息子は28歳と29歳で当社に就業済。今後の規模拡大は息子たちの課題。

[兵庫・農事組合法人]

- ・元々は平坦部で酪農を行っていた。父親の代のときに、平場での酪農経営が公害問題などの影響で規模拡大しにくくなり、昭和50年代に当地の開発に着手、55年に補助事業絡みで農事組合法人を設立。

[沖縄・有限会社]

- ・平成元年ごろから個人でやっていた。構造改善事業を受けるにあたって、法人化した。補助率68%であった。出資者は、今は3人。

[農業法人の経営(法人化を検討している農業者へのアドバイス等)及びご自身の今後の経営方針]

[福島・有限会社]

- ・肥育牛を970頭飼養。現在200頭程度の規模拡大を考えている。食品残渣を飼料化しており、コ

スト削減効果が大きい。生ごみ引き受け収入が毎月 300 万円程度。地域との共存共栄が経営の基本。販売技術を持たなければ生き残っていけない。現金収入が多く、借入れは必要ない状況。

[茨城・農事組合法人]

- ・豚をやっていたが、牛の肥育に変えた。現在は肥育牛 600 頭。A 開発事業という補助事業があり、補助率 7 割(国が二分の一、県が三分の一)にのった。増資は必要性も感じない。資本金は当初の 100 万円のまま。飼料価格は上がり枝肉価格は下がっている。来年ぐらいから繁殖牛を入れたい。全国肉用牛事業共協同組合、農業法人協会にも参加。ただ、農業法人協会は耕種の方が強く、畜産に弱い。

[和歌山・有限会社]

- ・生産から加工・販売まで一貫しているのが経営の強み。屠畜も自ら組合員として行っているのも強み。この形は、今後も変わらない。当面設備投資の予定はないが、子牛価格の上昇で仕入れの頭数が減っている。運転資金を調達して仕入資金を確保したい。

[沖縄・有限会社]

- ・決算書は自分で作っている。飼料は農協より入れるが、ここで自家配合にしている。全体では母牛 160 頭、廃用 70 頭、子牛 100 頭。肉用牛もやっていく。飼料は 1～2 年間に比べ 30%ほど上がった。沖縄の農業は補助がないと成り立たない。4～5 年後に県の補助事業にのって、80 頭規模の牛舎を作る予定。9 割補助だが規制が多すぎる。情報収集はインターネットで調べる。

[今までの金融機関との資金取引]

[福島・有限会社]

- ・メインバンクは地元信用金庫。農協は担保評価の基準を固定資産税評価に変えたことによって、貸しはがしが起きている。信用金庫は親身なってくれる。地元地銀等のアプローチはある。設備資金は農林公庫借入れ、長期運転資金は信用金庫から 5～10 年で貸してくれる。メインバンクは実際、経営をよく見ている。農協だと実績よりも理事会での議論などが多くなる。

[茨城・農事組合法人]

- ・補助残は国からの借入れで 3 千 2 百万円程度。金利が高いのですぐ返した。総合資金 1 千万円、近代化資金 4 百万円を入れ畜舎や堆肥処理施設を造った。現在は素牛導入資金として昨年借れたスーパー L 資金のみで残高は 3 千万円。平成 8 年の事業費 8 千万円かかった糞尿処理施設は補助事業で、自己資金は 13%で済んだ。7～6 年前の 5 千万円の借入の時は担保がなくて困った。現在は運転資金の必要性はあまりない。運転資金が必要であれば預託牛にすればいい。

[和歌山・有限会社]

- ・K 銀行がメインであったが、破綻により S 信用金庫に。根抵当権を 50 百万円設定しており、その範囲での取引。設備も運転も 5 年(60 回払い)での償還。平成 15 年に農協から近代化資金(3 号資金: 肥育牛)を 10 百万円借入れ、30 頭分の仕入れに使おうとしたが、550 万円は強制的に飼料の精算に充てられた。このような制度はおかしい。二度と使いたくない。

[兵庫・農事組合法人]

- ・メインバンクは農協。融資条件で特に有利なことは感じない。飼料を商系から調達しているため、サービスも悪い。農協自身リスクを負いたくない感じで、融資に関しては腰が引けている。今後も農協がメインだが、他の民間金融機関からのアプローチもあまりない。動産担保の話は参考になった。普及すれば、農業法人にとってありがたい話。

[沖縄・有限会社]

- ・平成 14、5 年にスーパー L 資金を 38 百万円借りた。短期借入は社長に対する借入。素牛を法人に移したことによるもの。運転資金は短期に農協から母牛の買い付けで、借りることはある。

[金融機関の印象、農協以外の民間金融機関の動向]

[和歌山・有限会社]

- ・メインバンクが毎月の試算表を見るようになってきた。経営の中身をみてくれるようになった感じ。ファイナンス会社が動産担保を勧誘してきた。内容に関心があったが断った。取引金融機関を増やすつもりはない。地銀等の他の金融機関の動きはあまりわからない。

[兵庫・農事組合法人]

- ・動産担保や新しい手法などを農林公庫を始め金融機関に周知してほしい。東芝ファイナンスや日立キャピタルからの連絡が何回かあった。新聞を読んでも農業法人のことが出ていることも多い感じを受けている。

[行政の支援等]

[福島・有限会社]

- ・都市部と農業の共存を考えてほしい。法律に関しては行政の分野であり、知恵を出してもらって一体となることによって経営が円滑になることもある。
- ・補助金よりも仕事、知恵がほしい。金融機関に安心感を与えることも行政として必要ではないか。

[茨城・農事組合法人]

- ・補助事業はある。糞尿の処理の補助等利用している。次は繁殖牛の導入の助成を利用したい。

[和歌山・有限会社]

- ・地元 S 市では畜産経営が減ってきていることもあって、力の入れ方が弱くなってきた。引き続き畜産振興に力を注いで欲しい。
- ・動産担保の推進を図って欲しい。

8. 養豚（4 法人）

[農業環境と今後の展望]

[青森・有限会社]

- ・経営の実績はよくなっている。畜産は糞尿処理が大きな課題。飼料代が高騰している。キロ当たり 30～50 円上がっている。今が最悪の状態であり、今後については良くなっていくことを期待している。事業承継は終わり、後継者が社長になっている。

[宮城・株式会社]

- ・経営の実績はよくなっている。畜産は糞尿処理が大きな課題。農業用水に放流しているが基準が厳しく、逆浸透の 3 次処理まで行っている。平成 7 年に事業実施済。生産コストの大部分を占める飼料が高騰している。今後の経営の見通しは厳しい。

[神奈川・有限会社]

- ・当地は元々構造改善事業の一環で、養豚、養鶏業者が入ったところであり、立地的には安定している。

[石川・農事組合法人]

- ・若いときに千葉県の養豚業者に研修に行っていたときに、法人化を勧められた。経理が明確になり、財務状況が分かること、損金計上が多く認められることなどがメリット。

[農業法人設立の経緯]

[神奈川・有限会社]

- ・当初3人が共同出資し、それに一人加わって4人になった。
- ・設立当初はメリットを感じたが、従業員の厚生など結構きつい。

[石川・農事組合法人]

- ・母豚170頭飼養の養豚一貫経営。他に水稻1.5ha経営。昭和42年設立。年間売上高約120百万円。収支トントンの状態。

[青森・有限会社]

- ・創設は昭和35年のF商事。現法人設立は昭和44年。名称は、創設者の名前からとった。当時から畜産は多かった。法人設立は昭和44年と早かったが、社会保険などは完備。法人としていることで信用度は高いと思っている。法人設立直後の経営は苦しかった。

[宮城・株式会社]

- ・経営の主宰が自分になってから法人を設立。
- ・平成9年から11年に公社営事業で母豚1200頭規模に拡大

[農業法人の経営(法人化を検討している農業者へのアドバイス等)及びご自身の今後の経営方針]

[宮城・株式会社]

- ・次の規模拡大は後継者の仕事。用地を探すような準備までは行うつもり。

[神奈川・有限会社]

- ・母豚1080頭、肉豚1万頭、「T手作りハム」に一部出資しており、一部当社の豚でハムを作っている。餌は農協半分、餌屋から半分仕入れる。10年ぐらい前までは規模拡大を行っていた。現在は、現状維持でやっている。現在三箇所を農場を保有している。3年前に堆肥舎と浄化槽を入れた。ここ相模原は6千頭規模。情報は畜産協会等によるものが多い。

[神奈川・有限会社]

- ・現在に事故率は5～6%だが、戻るまで2年ぐらいはかかった。
- ・昨今の飼料の値上がりでは、配合飼料価格安定基金のお陰で助かった。

[石川・農事組合法人]

- ・農場の近くまで住宅が迫っており、これ以上の規模拡大は困難。後継者がいない。飼料は日本養豚事業組合から仕入れており、メーカー仕入に比べ約5千円/t安い。県内の5者で「能登豚」のブランドを立ち上げ、全量出荷。堆肥はモミガラを混ぜて全量販売している。

[今までの金融機関との資金取引]

[宮城・株式会社]

- ・メインバンクはS銀行。17年秋に100百万円を1.0%、5年、担保なしで借入。同時期にS銀行に100万円を1.35%、7年、担保有で借入れ。公示法人になって2～3ヶ月してから来るようになった。地元信用金庫は条件が悪い。民間金融機関と取引してみても、農林公庫資金の登録免許税の免除のありがたみが分かる。

[神奈川・有限会社]

- ・ 常時、2億円程度借り入れるが、半分は役員から借りている。残り半分を農林公庫、農協、民間銀行（Y銀行）から調達。Y銀行からは自宅を担保に3千万円を新たに借りた。数年前のPRRS（豚繁殖・呼吸障害症候群）時、事故率は26%にまで達し、資金繰りも苦しくなった。そのときY銀行が1千万円まで貸してくれ助かった。

[石川・農事組合法人]

- ・ 取引金融機関は農協と地元信用金庫、今は販売先が一つでその代金が農協口座に入ることからメインバンクは農協。農協からは飼料を農協経由にすれば、サイトを一ヶ月分延ばして運転資金供給できると言われている。

[農業法人として金融機関への要望(不満)あるいは提言]

[青森・有限会社]

- ・ 金融機関の対応には今のところ満足。農場の勉強会に、農林公庫やM銀行の担当者にも出席してもらい、会社の状況を分かってもらおうようにしている。商工中金やA銀行が、急に農業融資に積極的になってきた。無担保・無保証人の融資も増えている。例えば認定農業者に対しては、5～7年のサイクルで、低利で無制限に運転資金を供給するような制度が必要ではないか。

[宮城・株式会社]

- ・ 現在は、金融機関の対応に満足している。これまでで一番困ったのは、農林公庫資金を借り入れるときに信連が、担保不足を言わずに計画の内容を大幅に減額したこと。それ以降系統との取引はない。民間金融機関の対応は変わってきている。無担保・無保証人の融資も増えている。
- ・ 金融機関も含めて、適正な資本金額の指導を聞いたことがない。必要ではないか。

[石川・農事組合法人]

- ・ 今すぐ必要というわけではないが、運転資金の枠が欲しい。必要な時に低利で調達したい。
- ・ 母豚やオス豚を担保として評価してもらえると助かる。共済に入っているので評価や処分ルートもハッキリしている。

[金融機関の印象、農協以外の民間金融機関の動向]

[石川・農事組合法人]

- ・ 地銀等他の金融機関からアプローチを受けることはない。

[行政の支援等]

[青森・有限会社]

- ・ 認定農業者が急に増えているが、今後トラブルが発生する可能性もあると思う。行政によくみてもらいたい。畜舎を建設するときのアセスメントが青森県では厳しい。数百万円の負担であり、このままでは、みな秋田や岩手へ行ってしまう。

[宮城・株式会社]

- ・ 個々の経営に対してではなく、産業全体に関して構造改革による支援が必要。養豚で言えば、飼料から肉が消費者の口に入るまで。24時間稼働するベルギーの施設は日本の八分の一。米も食鳥も検査は民間に開放された。食肉検査も民間に開放されて良い。まだまだ改善の余地はある。

[石川・農事組合法人]

- ・特に養豚は新設が難しい。国産シェアの最低限を設定するような取組みが必要。
- ・畜産試験場も取組み易い試験を行い、養豚業者が必要とする試験が行なわれていない。
- ・市、普及、農協ともに合併で職員が現場を回らない状況。現場の声を聞いて欲しい。
- ・愛知県の養豚グループにも入った。情報はお金を使ってでも取りにいきたい。

9. 採卵鶏・ブロイラー（5法人）

[農業環境と今後の展望]

[茨城・農事組合法人]

- ・しゃもに対する需要はあるので伸びる余地はある。鳥インフルエンザがなければだが。
- ・経営については、生産と販売を切り離したいが、経営に不安を感じる役員がいる。

[岡山・有限会社]

- ・昭和 52 年設立の採卵鶏経営。飼養規模は、成鶏 45 万羽規模。農場は 6 農場であるが、1 地区にあり、事務所や鶏糞処理場は 1 箇所済んでいる。最近も採卵鶏経営の倒産が出ている。人口も減って卵の消費量も減っていく。業界としての展望はあまりない。

[広島・有限会社]

- ・小規模の養鶏業者が、農業会議やN飼料の指導を受けて、昭和 52 年に法人設立。
- ・飼養規模は約 40 万羽。全量Fという会社に販売している。よい卵を作っていけば経営実績は上がっていく。飼料高騰が厳しいが、常に経営改善に向けた努力を行っている。

[香川・株式会社]

- ・国内大手のふ卵場業者。13 県に約 50 の直営農場を持つ。一部M商事の資本が入っている。
- ・売上高約 53 億円。経常利益約 3 億円。飼料高を価格に転嫁できない。業界再編が起こる可能性がある。

[農業法人設立の経緯]

[茨城・農事組合法人]

- ・昭和 60 年、任意組合として発足。国・県による補助事業(3分の2)の認定を受けるためにも個人名義のままの任意組合ではまずい、との判断から 13 名が集まり、農事組合法人を設立(補助残は近代化資金)。

[東京・株式会社]

- ・当社は I 飼料の 100%出資子会社で、当初から法人化を予定していたものであり、質問にあたる法人化による利点等については答えにくい。

[岡山・有限会社]

- ・昭和 52 年当時の売上高が約 5 億円。財務署が入ったのを機会に法人設立。生産部門は、農林公庫の融資を受けるために有限会社とし、販売部門は県保証協会の保証を受けるために別会社として株式会社にした。

[広島・有限会社]

- ・畜産公害が問題になり始めた頃、公害のない環境づくりという県の指導を受けた。小さな農家で対応に限界があったため、定款づくりなどで関係者の指導も受けながら、経営を共同化して法人を設立した。

[香川・株式会社]

- ・法人設立は昭和 37 年と早い。設立の経緯までは承知していない。

[農業法人の経営(法人化を検討している農業者へのアドバイス等)及びご自身の今後の経営方針]

[茨城・農事組合法人]

- ・当初は売上が上がらず苦しかったが、品評会で一位を獲得したことから急に売上が伸びた。組合員が 2 万 5 千羽飼養。会員それぞれの規模は小さく高齢者が多い。販路は半分が東京のデパートと問屋。料理店への直接取引や直販や宅配便も行っている。付加価値化としてシャモの品質を高める。経営の圧迫要因は、飼料の高騰。飼料供給安定基金でなんとか賄っている。

[東京・株式会社]

- ・養鶏場はほとんど直営で、販売先はスーパー等に出している。スーパーの規準を満たすのが大変。当社の場合はえさの原料にこだわりを持たせる。今後の設備投資は「設備の拡充」。経営の強みは親会社と一体になっていること。経営上のリスクは、鶏インフルエンザの発生が心配。基金(卵価安定、飼料、家畜防疫等)に入っているが。ここ数年は借入で窮したことはない。

[岡山・有限会社]

- ・農業だけを特別にみてはいけない。一般企業と同じように考えていくべきである。10 年程度の長期計画を立てて経営している。農林公庫から断られたら投資はしない。現在も規模拡大投資を考えているが、農業者にとって、長期、固定金利の制度資金は必要。農業法人の経営者は、財務をきちんと把握して経営に当たり、必要な場合は説明を行う責任がある。

[広島・有限会社]

- ・現在の飼料高騰をどう切り抜けるかが課題。鳥インフルエンザによる消費者の製品離れは自社だけでは解決しない。心配であるが、自社のきちんとした取組みと関係者の支援、協力が必要。
- ・N 飼料グループとして販路は安定しており、いかにいい卵を作っていくかである。
- ・財務や計数管理を、いつでも外部に説明できるよう、にきちんとした経営を行っていく。

[香川・株式会社]

- ・鳥インフルエンザが国内でも発生しており、農場分散でリスクを回避している。顧客開拓にも、地元ふ卵業者以外にひなの供給ルートを確保するような売り込みをしている。
- ・金融機関はキャッシュ・フローしかみていない。法定耐用年数の融資を農林公庫はみしてくれる。農林公庫の制度資金は必ず残してほしい。

[今までの金融機関との資金取引]

[茨城・農事組合法人]

- ・2 年前に運転資金として、近代化資金を 14.7 百万円借入。担保なし、基金協会保証で役員の手帯保証。前にスーパー L 資金を借りようと申請したが、決算内容もよくないこともあり、担保不足で断られた。在庫を抱える必要上、運転資金は必要。スーパー L 資金は、今では財務内容がよければ無担保で貸してくれる。J 銀行との取引は 20 年前くらいから無担保で行っている。

[東京・株式会社]

- ・現在農林公庫資金を約 10 億円借りている。経営体育成強化資金、特別振興資金。スーパー L 資金は、ゼロ金利資金を中心に今後 5～6 億円、3 年間で 10 億円程度借りる予定。用途は施設の衛生面での更新やウィンドレス鶏舎等設備拡充資金。今後は金融機関からの借入をグループ金融に変えていく予定、以前は金融機関側から無担保・無保証の訪問販売をしてもらうこともよく

あった。

[岡山・有限会社]

- ・メインバンクの信用金庫には自宅を担保提供、他の金融機関より都合のよい取引をしている。他に地銀3行、メガバンク1行と取引があるが、担保は不要、経営者の保証のみ。最近、在京の大手金融機関の来訪を受け、売上高の50%まで、1.85%で長期資金融資可能の打診があった。

[広島・有限会社]

- ・担保によって、資金調達の枠は大体決まっている。償還期間が長くなる借入れや据置期間が必要な借入れは農林公庫資金、少し短い設備資金はH銀行からの借入。法定耐用年数で返済する努力をしている。短期借入金はない。糞尿処理施設は、売上げにつながらないこともあり、飼料基金から償還期間20年程度で借り入れている。

[農業法人として金融機関への要望(不満)あるいは提言]

[茨城・農事組合法人]

- ・農林公庫資金について、償却期間に合わせた借入期間(できれば償却期間+1, 2年)が望ましい。また、親会社保証を求められる。設備・土地を含め、担保も求められる。保証はゆるやかなものとしてもらいたい。

[東京・株式会社]

- ・金融機関の態度は以前と変わらないと思う。

[岡山・有限会社]

- ・既往取引の金融機関の対応には満足している。無担保、無保証人のスコアリング融資は「迅速」ということでは意味があると思うが、金融機関にとってはモニタリングや経営把握の方にもっと意味があるのではないか。

[広島・有限会社]

- ・現在の担保で借入れの枠は一杯ではないかと思う。動産担保によって、資金借入れの枠を確保しておきたい。何かのときに使える。実現と普及を期待したい。

[金融機関の印象、農協以外の民間金融機関の動向]

[茨城・農事組合法人]

- ・農協・普及センターでは営農指導はできるが、経営に対するアドバイスがなく、この点が弱い。
- ・金融機関で融資を頼んでも実行してくれないこともある。やはり財務内容がいまいちと言われる。
- ・民間銀行から資金を得るために農業法人が必要なのは、決算書(利益、売上)の内容。

[東京・株式会社]

- ・民間からは無担保無保証でなければ借りない。メインバンクはM銀行。メインバンクはあったほうがよいが、金利に反映できない。農林公庫資金は特に金利が安いとは感じない。

[広島・有限会社]

- ・「無担保、無保証人で貸します。」というアプローチが多くなっている。

[行政の支援等]

[岡山・有限会社]

- ・行政等は、災害時の対応やセーフティーネットをしっかりとってもらいたい。行政の対応は平等

であるべき。政治力の強い企業や組合が優遇されるようなことがないように望む。情報交換はネットワークを通じて常に行っている。農業関係者以外から情報を入手することが多い。

[広島・有限会社]

- ・鳥インフルエンザの発生時は、行政と業界団体が一体で動いており、よかった。行政には、常に公平に対応してもらいたい。

[香川・株式会社]

- ・飼料代があがっている。行政に適正価格の調査を行ってもらいたい。
- ・これまでは、業界内、業界と行政の話で終わっていた。これからは消費者を入れた議論が必要。

II 農協

1. 東北（対象：青森県、宮城県、福島県 5農協）

[農業環境と今後の展望、農業法人の設立動向]

[青森]

- ・管内は米作中心で、ながいもなどの野菜が少し。米価が下がり、長芋も北海道の攻勢で価格が下がった。農業の環境は悪い。
- ・農家の平均の経営面積は小さく、今後の米作りは、法人化して大規模化しなければ立ち居かないのでは。農業法人は1社のみ。その後設立はない。

[宮城] A農協

- ・管内は米作中心。米価が下がって所得は減少、設備投資意欲下がっており、農業融資も低調。
- ・既存の農業法人は3法人程度。園芸、畜産と米の複合経営など。集落営農は特定農業団体になっており、5年以内に法人化の見込み。

[宮城] B農協

- ・品目横断的経営安定対策が始まり、個人は集落営農の団体化をみており、投資を控えている。品目横断が立ち上がり、県内14の農協はみな特定農業団体の集落営農組合を作る方向。現時点で米の法人は2、3社。当面法人化は進まないだろう。部落単位の意識が強く、リーダーがいない。

[福島] A農協

- ・管内は米作地帯。米7割、果樹1割強、野菜1割、その他。個人経営が主体で、大型の法人は5社程度。品目横断的経営安定対策により、特定農業団体は設立されているが、一気に農業法人を設立しようという動きはない。

[福島] B農協

- ・平坦地から高地まで農業多様。米、野菜、畜産の生産で米価の低迷、野菜価格不安定、畜産子牛価格高騰等あるが、米の影響が大きい。集落営農の組織化は1地区で農事組合法人設立に向け進展。米価の下落、燃油の高騰、飼料価格の高騰等、厳しい環境は続くが、農協独自のブランド化、飼料用稲生産拡大（稲発酵粗飼料）等取り組みを積極化。取引先農業法人は5先、営農類型は畜産、施設野菜等である。法人の設立情報はほとんど入ってきてない。

[農業融資の状況等]

[青森]

- ・農業融資は全体としては低調。ただし、スーパーL資金は無利子化の影響で増加。農業法人向け

融資は、法人は1社だけということもあって変動はない。制度資金よりもプロパー資金に注力したいが、無利子化の影響でスーパーL資金が出ている。モニタリングが有効なことは理解できるが、ケース・バイ・ケースで、最低限の対応は決算書を徴求している程度。これからの課題。

[宮城] A農協

- ・農業融資は増えていない。特定農業団体に対し、役員の見保で運転資金を融資している。

[宮城] B農協

- ・投資の中心は米作から畜産になってきている。農業融資は全体として伸び悩んでいる。

[福島] A農協

- ・農業融資は横ばい。農業融資の需要は増えている感じではないが、スーパーL資金は出ているようだ。スーパーL資金は農林公庫直貸が多い。

[福島] B農協

- ・農業法人向け融資限度は3億円（基金保証額を除く）、酪農の大型融資1億円（近代化資金、農業改良資金）を実行、この限度で十分支援できる。営農指導、営農相談が未熟で強化必要。融資については、事業計画の見通し、キャッシュ・フロー重視の姿勢強く、その後に保全措置、担保不足でも事業として成立する確率が高いものは積極的に融資する。無担保融資はない。

[農業法人向け融資の留意点等]

[宮城] A農協

- ・設備投資に関しては制度資金の融資が多い。償還期限は法定耐用年数を優先している。運転資金は短期資金として対応。稲作の個人経営で多角化は難しい。規模拡大などに対しては、まず販路を確認する。今までの取引状況なども重要。農協内の営農部門に計画の妥当性を確認する。

[宮城] B農協

- ・事業内容の将来性(ビジョン)が大事。農業法人には、適切な税務申告を期待したい。

[福島] A農協

- ・農業法人の経営、企業評価の着目点は、財務内容をみる。資産内容や経営者のやる気、人物評価、収支見込をみる。融資期間は法定耐用年数や組合員の希望も考慮する。規模拡大や多角化に際しては、本当は営農サイドとの連絡を密にしなければならのだが、必ずしもそうはなっていない。

[福島] B農協

- ・経営者がどのような人か、その経歴等を含めて経営能力をみる。その投資が何のために必要か、投資の妥当性を判断、それが収益にどのように貢献するか、既存部門を含め収支見通しはどうか。経営者には、経営管理を十分に勉強してほしい。どんぶり勘定になっていないか、経営状況が悪ければどこが問題か。

[農業法人向け融資の手法等]

[宮城] B農協

- ・設備、機械への融資は、制度資金に準じて法定耐用年数で融資する。運転資金の償還は、実際の年数は別にして10年くらいの長いスパンで考える。据置期間をおくこともある。規模拡大や多角化については、将来的な経営の安定化が重要。

[福島] A農協

- ・格付は行っていない。大口先は決算書などから実績を把握し、理事会にも報告している。
- ・集落営農に関して、昨年から勉強会を始めた。具体的なシステム作りはこれから。

[福島] B農協

- ・各農業法人とも税理士が入っており、TKCの経営分析比率との農業実態を理解した形での分析とは違う。農業法人への融資は、運転資金、設備資金併せて3億円限度で対応している。スコアリング、格付けは個別農業中心の世界で可能なのか、中金の13段階の格付けを見ていると、どのように農業の定性的なものを定量化して組み込めるか理解できない。

[農業法人に対する債権保全状況(動産担保の可能性も含む)]

[青森]

- ・担保、保証は両方取る。ごく少額の融資で無担保・無保証人の案件があるが、今のところ一般的な案件で行う予定はない。
- ・動産担保融資については、現時点では消極的。

[宮城] A農協

- ・農地は担保評価する。農地法の改正が議論されているが、流動性が高まれば農地の評価が上がるのではないかと。無担保の融資はあるが、無保証の融資はない。
- ・動産担保融資は、預託牛制度がそれに近い。

[宮城] B農協

- ・農地は評価していない。農水省や県が「固定資産税の評価」とうるさい。売買事例より評価が低くなっている。隣の農協は売買事例で評価している。今後、当農協でも売買事例と固定資産税評価の両建てで評価することを検討したい。

[福島] A農協

- ・農地は評価している。年1回、農業委員からも聞き取りを行っており、資産査定基準にもしている。「固定資産税の評価」というのは数字としても分かりやすいが、それでは貸せない。
- ・無担保融資は、500万円以上の融資ではない。無担保の場合も最低保証人をとっている。

[福島] B農協

- ・動産担保について理事会で議論している。過去の案件で肉牛等を動産担保としたケースもある。その評価は添担保でゼロ評価。過去の譲渡担保の事例は明示方式であるが、農協の譲渡担保であるとの表示をすることが組合員から強い反発を受けた。

[他の金融機関の動向]

[青森]

- ・銀行が農業融資に積極的になっている。スーパーL資金の融資推進会議で、農協扱いよりも銀行扱いの件数の方が多いときもある。

[宮城] A農協

- ・銀行、信用金庫ともに表だって出していないが、農業融資は増えているようだ。

[宮城] B農協

- ・S銀行やY県内の銀行が無担保・無保証での融資をPRしており、農業に参入してきている。

[福島] A農協

- ・T銀行がアグリビジネスローンを始めたと聞いているが、他の金融機関も含めてそれほど活発に

動いているとは聞いていない。

[福島] B農協

- ・民間金融機関は取引拡大の視点から一本釣りが多い。農業全体の振興を考えてほしい。これら一本釣りの対象は従来から農協取引が少ない者である。

[行政の支援]

[青森]

- ・管内は、合併でつがる市になった。市になってことで、ブランド化への取組みに期待している。

[宮城] A農協

- ・制度資金については関係機関を一体化した指導が必要。プロパー資金についても行政と連携する方法を考えている。品目横断的経営安定対策では、市と農協と共済組合が対策室を設けて一体化して進めている。これを農業金融全般に広げられないか。

[宮城] B農協

- ・制度資金の融資が25百万円までは迅速に対応できるように改正されたのに、合併による対応の遅れで従来どおりの方法になっている。歩調を合わせてほしい。

[福島] A農協

- ・制度資金や利子助成の内容が分りづらい。県の研修も分りづらかった。
- ・制度資金の借入相談を受けたとき、制度資金の手数料収入とプロパー資金の収益とのジレンマがある。

[福島] B農協

- ・行政は制度資金の説明会等開催のみ。地域資源の活用、地域再生等の動きからすると行政と農協系統、民間金融を絡めた協力関係構築の支援が必要。

2. 関東（対象：茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県 3農協）

[農業環境と今後の展望、農業法人の設立動向]

[茨城]

- ・農業法人の設立動向は、若干で動きはあまりない。

[埼玉]

- ・個人農家が多く、稲作が最も多い。その他麦、野菜、花が中心。管区内ではきゅうり、ナス、トマトが中心。集落営農は管区内で6, 7件進行中、農協として資金提供までは至ってない。
- ・法人設立に関しては、若干で動きはあまりない。

[神奈川]

- ・元々は日本三大葉タバコの生産地であったが、現在は都市型農業に変わってしまった。市街化調整区域が76%に及ぶ。専業農家は少ない、新規就農者が年間4～5人程度いる。農協が直販所を設置して、そこにも新規就農者が生産物を出している。地域として農協との関係が強い。

[農業融資の状況等]

[茨城]

- ・融資も多くはない。件数で見ると稲作の資金需要が多いが1件あたりの額は小さい。肉用牛等では極度額を設定し対応しているところもある。特定の農家ではあるが、経営の実情の把握に努め

ている。

[埼玉]

- ・トラクター、コンバインで平均5百万円以内が多い。運転資金としての需要はほとんどない。花卉で苗の購入などは、農業経営資金で賄っている。クイック融資も行っている。格付け、動産担保融資等、今後の検討課題としてある。融資金額が大きい案件の場合は、定期的に様子を見る。

[神奈川]

- ・融資は減少傾向にある。法人融資では酪農が8割と高いが、全農家で見ると施設野菜、花卉の融資割合が高い。件数の割には融資残高が少ないのは古い法人が多く、残高が逐次減少しているため。養豚の法人は1件しかないが、養豚は増加傾向。

[農業法人向け融資の留意点等]

[埼玉]

- ・米作りは大規模化が必要であろう。また、米だけではなかなか難しく、多角化が課題になる。

[神奈川]

- ・経営方針、計画、経営者本人の経営理念。規模拡大では、計画の信憑性を見る。

[農業法人向け融資の手法等]

[埼玉]

- ・償還期間については、特にキャッシュ・フローの範囲内、というような決め事はない。設備と運転で特に違いを定めていることもない。信用格付は行っており、審査は厳しくなっている。審査案件は、すべて本店まで上がる。農業以外ではスコアリング融資も行っている。

[農業法人に対する債権保全状況(動産担保の可能性も含む)]

[茨城]

- ・基金協会保証は取る。場合によっては第三者保証も徴求することもある。

[埼玉]

- ・基金協会保証は取る。

[神奈川]

- ・基本的には融対物件を担保にするが、足りなければ土地・建物、場合によっては家屋も取る。金額5百万円以下の融資では保証人のみで担保を取らないこともある。基金協会保証も使わない。

[他金融機関の動向]

[埼玉]

- ・当地では大々的に出てきている話はない。農協中心だが、世代で回る傾向もある。

[行政の支援]

[埼玉]

- ・100万円を超える農業資金を借り入れる場合には、市から利子補給が出される。

3. 甲信越・北陸(対象:山梨県、石川県、福井県 3農協)

[農業環境と今後の展望、農業法人の設立動向]

[山梨]

- ・ 稲作は兼業農家が多い。収穫は9月から10月半ばまで。圃場、区画の整理は進んでいる。地区によって差はあるが。アンケートに書いた法人は2件とも稲作を行っている。この農業法人についても規模拡大、圃場の集積もされている。昨年12月以降、県の指導のもとで梨北管内でも集落営農数件で農業法人設立の動きが出ており、すでに法人化したところもある。

[福井]

- ・ 管内は米作中心。個別農家は2haから3ha程度の規模の農家が多い。規模が小さく、かつ、直売が増えており、農協の利用が減っている。コメの価格が低下傾向。
- ・ 農業法人は一挙に増えて20以上になったが、平成19年度は落ち着き、設立はない。

[石川]

- ・ 農協内では「住宅ローンを伸ばせ」とは言っても「農業融資を伸ばせ」という状況ではない。ただ、農業融資リーダーも1人から4人に増やし、相談には対応できる体制になっている。品目横断的経営安定対策や、国の補助事業を契機として、農業法人が増えている。

[農業融資の状況等]

[山梨]

- ・ 制度資金が少ないのは、償還される方が多いから。農業施設及び設備向け期間10年の新しいプロパー資金をはじめた。運転資金はアグリマイティー資金と品目横断的資金であるアグリスーパー資金で対応。営農指導員の方から情報を得ている。

[福井]

- ・ 農業融資は目に見えて減ってきたが、品目横断的経営対策で、集落単位に法人ができ、一時的に機械、格納庫、乾燥調製施設の融資が増えた。
- ・ 償還期間については、法定耐用年数を基準に考えている。

[石川]

- ・ 農業法人の設立、大型化に伴い融資も増え、補助残融資も出ているが、特に平成19年は近代化資金が伸びている。モニタリングは、畜産などの大型融資で行なっている。飼料会社が年次計画を作成しているので、計対比などによりフォローしている。

[農業法人向け融資の留意点等]

[山梨]

- ・ 経営状況の把握、今後の見通し、決算内容（通常3期分）を重視。正会員であるかどうかや今までの取引にも留意する。

[福井]

- ・ 農業法人は過少資本。米作法人は、規模が分ると売上げ経費まで分る。経理がまるで法人になりきれていない、財務を理解して経営意識を持ってもらいたい。米作以外では、酪農3件、肉牛8件の法人がある。いずれも厳しい経営で、業界全体の動きに注意している。

[石川]

- ・ 設備資金、運転資金の融資限度は事業によって上限が決まっており、その範囲には収まるように対応している。設備資金の償還期間は法定耐用年数以内、農地取得は20年以内としている。

[農業法人向け融資の手法等]

[石川]

- ・大きい農家は少なく、経営面積も 10ha 程度までであり、投資額も大きくはない。大体プロパー資金で内部の基準に基づき対応。次いで、近代化資金で対応しているがこれは毎年数件程度。
- ・動産担保は 7～8 年前に牛を担保徴求した実績がある。他に担保がないときには有効である。

[農業法人に対する債権保全状況(動産担保の可能性も含む)]

[山梨]

- ・不動産担保がもっとも多い。新規で貸すときは、担保不足で出すことはない。プロパー資金は全て、基金協会保証付き。基金協会保証付きのものは担保を取ってない。要網上、保証人は役員(理事)クラスまで徴求する。スコアリングは行なっている。アグリマイティー、農機具ハウスローンを出す場合、このシステムにかけることが必須。信連の方から要網が出される。

[福井]

- ・農地は評価していない。県が「固定資産税の評価」とうるさい。換価性が低くなっている。農事組合法人に対して無担保融資の実績はあるが、資産家である理事を全員保証人にとっている。基金協会保証はあまり使っていない。

[石川]

- ・農地は担保評価しているが、監査などで見直しを迫られることも多く、評価は低くなってきている。掛目も 60%まで下がった。農業法人への融資については、法人に資産がないため個人資産を担保として頼らざるを得ない。近代化資金の融資では、基金協会の保証付きの多い。

[他金融機関の動向]

[福井]

- ・F 銀行、H 銀行が農業への融資を行っている。F 銀行は訪問もしているようだ。

[石川]

- ・地域内ではあまり目立った動きはないが、今後は農家の側から銀行に行くかもしれない。

[行政の支援]

[福井]

- ・農業者が財務の意識を高めるような取組みをお願いしたい。農政の課題として、個人の機械を処分して集落営農法人を立ち上げている。機械への融資を行っているが、据置期間が終了して元金償還に入ったときどうなるかが心配。今までのように兼業収入での返済ということにはならない。

[石川]

- ・認定農業者に関する情報提供を期待している。行政と農協の営農部との連帯が重要になってくる。

4. 東海・近畿 (対象：静岡県、岐阜県、大阪府、兵庫県、和歌山県 3 農協)

[農業環境と今後の展望、農業法人の設立動向]

[静岡]

- ・当地はレタス、大根、茶が産地。茶も二極化してきている。乗用機械の導入と茶価の低迷で、大

規模化とそうでない中間層が分かれてきている。一戸一法人も多い。法人化したいという話はよく聞く。茶農協が農事組合法人を立ち上げ、法人に生茶を持ち込んで製品にする。

[岐阜]

- ・水田、コメが多い。大垣、西美濃、恵那、中津川で農業が盛ん。当地では農業法人の設立は、年に1件あるかないかぐらいで低調。

[和歌山]

- ・合併により大型化し、融資の対象としての農業法人の地位は相対的に低下している。対象となる農業類型は梅とミカン。果樹は資金が寝る期間が長く、経営の両極化が進んでいる。農協としては、経営の苦しいところの対応を余儀なくされており、慎重に対応していきたい。農業法人の設立はここ数年ない。既存の法人はほとんど梅農家で10数法人。

[農業融資の状況等]

[静岡]

- ・農業融資は減少、設備投資は減っている。融資会議を開いて営農とはすり合わせをしているが、融資後は、決算書を見たり等、特にはしていないが自己査定するときには見る。

[岐阜]

- ・養鶏が金額上は一番多い。和牛もある。畜産が若干あるが、芳しくない。保証は5百万円以下の場合には保証人のみ場合あり。(基金協会保証をつけず)

[和歌山]

- ・農業融資は減少している。N金庫が決算書に基づく農業法人の評価システムを作成中。当初作成のものが細かすぎ、簡略版を作り直している。完成後に導入し、モニタリングなどに役立てたい。

[農業法人向け融資の留意点等]

[静岡]

- ・財源、返済計画。見方は個人、法人も同じ。担保、投資効果、返済が出来るか否かに留意する。不動産の担保評価が厳しくなっている。

[和歌山]

- ・農業法人の経営では、将来性や経営者の手腕などに着目する。農業法人側でも、黒字をだすとか、役員報酬を十分に出すような努力が必要。

[農業法人向け融資の手法等]

[和歌山]

- ・設備投資の借入金の具体的な償還期間は法定耐用年数を基本に考える。ただし、15年くらいが限度。長期運転資金の期間は5年くらいが限度。最近は規模拡大への融資対応はない。梅の一次加工、直販所への融資くらいまで。いずれも農協として事業内容を把握できる範囲内。

[農業法人に対する債権保全状況(動産担保の可能性も含む)]

[和歌山]

- ・農業融資の担保他は果樹園が多い。当然評価もしており、その基礎は売買事例。転用許可もおり易く、平地の場合は転用含みとなり評価も高い。無担保融資や動産担保融資の実施の予定はない。

[他金融機関の動向]

[岐阜]

- ・全て農協オンリーということはないが、銀行と一緒に取引をしているところもない。他の金融機関が積極的に融資をしているという話は聞いていない。

[和歌山]

- ・法人関係では動きがあるようだが、個人関係では殆どないようだ。決算書の有無による差だと考えられる。

[行政の支援]

[静岡]

- ・茶では基盤整備は行われている。乗用機械に対する補助はある。

[和歌山]

- ・利子助成の研修や説明会が少なく、円滑な事務が行なわれにくい。もっと研修などを行って制度や事務への理解を高める必要がある。

5. 中国・四国（対象：鳥取県、岡山県、広島県、香川県、高知県 4農協）

[農業環境と今後の展望、農業法人の設立動向]

[広島] A農協

- ・米作が多く、山間部には畜産もある。大型経営は農協との取引がない。農協と取引のある中小規模の農家の経営環境は厳しい。農業融資の相手方は兼業農家が多く、返済財源は農外所得に頼っている。農業法人は毎年2～3法人設立されている。農業融資は受け身。

[広島] B農協

- ・農業融資の相手方は水稲、アスパラガス、ぶどうなどが多い。管内に畜産法人もあるが、農協からの融資はほとんどなく、農林公庫直貸か酪農組合からの融資。農業融資にも人員を割いて注力。水稲主体の農業法人が増加。既に16法人、今年中に3法人設立予定。8法人が設立を検討中。

[香川]

- ・県内農業は多種多彩であるが、多額の資金を必要とする畜産では、飼料の価格の上昇が深刻な問題である。農業法人は現在15法人を把握しているが、最近の設立はあまり聞かない。集落営農の特定農業団体は相次いで設立されている。既に76団体が設立され、あと14団体くらい設立される見込みと聞いている。

[鳥取]

- ・鳥取県の農業融資の中心は農協。今後も堅調に推移すると思われる。金融部まで農業法人の設立動向はあまり情報が入ってこない。2件ほど建設業から法人を作った先があったが、全体として法人化が進んでいる様子はない。

[農業融資の状況等]

[広島] A農協

- ・農業融資の状態は大きく変わっていないが、制度資金の残高は減っている。近年、農業法人への融資が2～3件あったが、それらは単県補助事業の補助残融資。モニタリングや情報提供は行な

っていない。営農部門と金融部門で一体的な活動ができていない。

[広島] B農協

- ・農業法人向け融資は増えている。農業融資全体では兼業農家のシェアが高いが、こちらの残高は減っている。モニタリングや情報提供は、農業支援課が行っている。事務所も各地にあり、農業者との接触も多い。

[香川]

- ・農業融資は大きく変わっていないが、残高は減少傾向にある。モニタリングや経営支援は、行なう必要は感じるが、あまり行なわれていないのが現実。

[鳥取]

- ・今年4月から鳥取県独自制度で近代化のクイック融資ができた。内容は5百万円以下、保証機関利用で7～10日で作れるメニュー。資金需要が順調に伸びている。また、プロパー資金も新しく、認定農業者でない者向けの「農業振興資金」という近代化資金と同条件の資金も伸びている。

[農業法人向け融資の留意点等]

[広島] A農協

- ・農業法人の評価は融資絡みなので、返済の確実性がポイント。農業法人側としても精度の高い計画書作りがポイント。技術の裏付けや販路の確保が重要。融資限度額は用途ごとに要綱で定めている。設備資金の償還期間は、法定耐用年数の範囲内で計画上のキャッシュ・フローも見て決める。プロパーでは、長期運転資金は殆ど融資しない。

[広島] B農協

- ・農業法人の格付けは行っていない。担い手に対する融資は制度資金での対応となり、その条件で貸し付ける。プロパー資金の場合、基金協会の保証をつけた上で、償還期間は基金協会の基準内で設定。融資限度額は事業内容によって決める。

[香川]

- ・農業法人をみるときは、計数管理ができていることもポイント。融資に応じたくてもリスクが計れないようでは困る。税理士もよくわかっていないことがある。農業法人の側も財務を理解する必要がある。損益に目がいきがちだが、資産や自己資本の内容もよく理解するべきである。

[鳥取]

- ・決算書、経営力、資金の流れをみる。農業法人が円滑な融資を受けるためには実績を示すのが一番よいだろう。償還期限は基本的に5年程度だが、耐用年数により15年程度までは設定する場合もある。運転資金メニューとしてアグリスーパー資金があるがほとんど融資実績はない。

[農業法人向け融資の手法等]

[広島] A農協

- ・規模拡大や多角化などに対しても、基本的なルールの範囲内で対応。無担保、無利子やスコアリング融資の実績はないが、県やN金庫が策定中。農協の単独では出せないだろう。動産担保は採卵鶏経営で実績がある。基金協会の保証がなかったら対応できなかっただろう。

[広島] B農協

- ・法人設立、規模拡大、多角化などについては、農協出資金、補助、補助残融資の3種類の組み合わせが多く、農機具リースも増えている。担保はなし。理事数名の保証と基金協会の保証で対応。

農業法人からは基金協会の保証と別に理事の保証を取ることに反発がある。動産担保は有効だと思うが、農協の場合は営農貸越というものが形を変えた動産担保のようだ。

[香川]

- ・農業融資の場合、まずきちんとした計画書があるかをみる。中味を確認し、収支見込みを検討する。農業の場合は、安定したキャッシュ・フローにならない。規模拡大や多角化については、事業の見通しに最も注意する。設備投資の償還期限は、基本的に法定耐用年数以内、これは基金協会の考え方でもある。

[鳥取]

- ・農協の融資には全て基金協会保証を利用し、その他の担保は徴求しない。融資限度は法人で農業振興資金の30百万円。償還期限は基本的に5年程度だが、耐用年数により15年程度までは設定する場合もある。スコアリング融資は行っていないが、近代化のクイック融資がある。

[農業法人に対する債権保全状況(動産担保の可能性も含む)]

[広島] A農協

- ・農地は固定資産税評価を基に評価している。広島市内の農地の評価は高い。評価は買い手がいての話。資産査定を考えると担保の範囲内での融資。それ以上のことは経営陣の判断。基金協会の財務の悪いところは、保証を受けられなくなっており、県間で差が出ている。

[広島] B農協

- ・最近の農業融資では農地を担保に徴求した事例がない。徴求するとしたら、固定資産税評価に基づく評価となる。

[香川]

- ・無担保融資や動産担保はまだ様子見の状況。動産担保の1つとして、牛の預託牛制度はこれまでも行なわれている。農地は担保として評価するが、審査の材料にはしない。県の指導も厳しい。

[鳥取]

- ・全て協会保証で賄っている。担保は徴求しない。

[他金融機関の動向]

[広島] A農協

- ・銀行、信用金庫で目立った動きはない。

[香川]

- ・県内ではK信用金庫が独自の農業ローンを発売しているが、実際はあまりでていないようだ。
- ・動産担保についても、特に大きな動きは聞かない。

[鳥取]

- ・農業への参入を進めているという話は聞かない。ノンバンク系もあまり入ってきていない。

[行政の支援]

[広島] B農協

- ・制度資金の関係で行政との情報交換は盛ん。行政は担い手、農業法人に力が入っているが、小規模農家をどうするかについてのビジョンを示してほしい。

[香川]

- ・再生委員会的なものを行政主導でリードしてもらえれば、農業者がもっと踏み込めるのではないか。農協は平等主義であり、リードして個別対応していくことが難しい。

[鳥取]

- ・4月からの近代化資金のクイックは事務も楽で非常に使いやすく助かっている。5百万円以上の大型案件について、基金協会保証の保証料を嫌う農業者はスーパーL資金に流れている。スーパーL資金及び近代化資金の無利子化措置は、できれば継続してもらいたい。

6. 九州・沖縄（対象：福岡県、熊本県、大分県、沖縄県 4農協）

[農業環境と今後の展望、農業法人の設立動向]

[福岡]

- ・お茶が中心。直近の販売高では、①いちご 53 億円、②きく 49 億円、③お茶 40 億円。集落営農は地域差がある。団体の中で法人化していく。担い手対策を実施。集落営農組織 20（17～18 に集約か）、農業法人は 8。農業法人と農協は一体化して進む必要がある。農業法人に対しては積極的にやっている。

[大分]

- ・畜産は繁殖が主で 486 戸、小さな農家が多い。肥育は 2 戸（法人 1、個人 1）。肥育は若干根付かない。他県からの需要は高い。法人は管内で 15 件ぐらい。個人から法人成りしたところもある。補助事業の活用により施設等を取得し、立ち上げるところが多い。大分では農協の資金に関しては手薄になっている。

[熊本]

- ・酪農家が多い。搾乳、家族経営から法人化しているところが多い。他には野菜、水耕、ねぎ等。集落営農は 64 件ある。ブロックで担当職員を貼り付けている。山間部は構造改善していない。球磨米、メロン、栗は高い評価を得ている。中央会指導で担い手対策を実施。

[沖縄]

- ・融資残に占める法人は 1 割にも満たないが、農業法人は増えている。花卉、施設関係はバブル以降は厳しく、延滞が増加。残高は減る一方で、負債整理や条件緩和もやっている。繁殖牛が多く 8～9 割。沖縄から子牛を購入して、内地で肥育。品目横断的対策の対象品目が沖縄にはない。サトウキビを暫定的に認めてもらっている。任意団体を作り、作業の受託委託をやっている。

[農業融資の状況等]

[大分]

- ・残高は横ばいか。施設は償還額が多いのでそれを件数でカバーしている。融資にあたっては、金融と営農指導が協力、金融だけでは農業者のノウハウに対応できない。新規は 100%基金協会保証を取る。小口で無担保融資の場合でも機関保証はつける。アグリスーパー資金は、今のところない。融資後のフォローアップは、畜産では金額も大きいこともあり行っている。

[福岡]

- ・福岡県内の農林公庫資金の 50%はここでやっている。プロパー資金は、制度資金が時間的に間に合わない場合に対応、あるいは金額が小さい時。お茶などは、当座貸越を行っている。長期運転資金の 5 年は、認定農業者の期間と一致。個人も法人も基本的には一緒。法人は金額が大きくなると、審査、融資が厳しくなる。モニタリングは金額が大きい時はフォローする。

[熊本]

- ・農業資金は減少。農協のプロパー資金、後ろ向きな負債整理資金にも使用。この場合には専門農協の助言指導も受ける。営農ローンは最高3百万円まで（基金協会保証）。長期運転資金の期間が10年と長いのは自然災害、負債整理的なものを含めているため。

[沖縄]

- ・まずは制度資金、ダメならプロパー資金。畜産、マンゴーは法人化し規模拡大。農業法人は増加。平成14年に27の農業が合併したが、うち7～8は破綻に近く、融資が出来なくなった。農業融資における精通した人間も減り、組合員から苦情が出た。法人の場合は、見えないところがある。仕入、販売で農協以外から取っているところもある。法人については、信連が独自に行っていたスコアリングを、現在本店のみ実施、今後、更にスコアリングを取り入れたい。

[農業法人向け融資の留意点等]

[大分]

- ・長期運転資金が5年とあるのは、認定農業者の認定期間と一致、認定期間を超えて出すことは出来ない。大分ではスーパーS資金は極度型でなく、手形型でやっている（法人中心）。極度型だと期間が終わるときの管理が厳しい。肥育をやる場合は運転資金が必要となる。

[熊本]

- ・決算的なもの、収支状況が中心。融資をしても返済可能であるかどうか。融資することによって経営改善されるのか。無理せず、現状の改善。指導金融。規模拡大における留意点は、償還が出来るかどうか。

[沖縄]

- ・長期運転資金は最長10年（資金用途と償還財源を見て）、短期は1年程度。根抵当で出す。営農ローンは2百万円まで基金協会保証つきの枠を設定。カードローンの農業版的な位置づけ。系統資金である素畜導入資金はあるが、品目横断的な担い手対策であるアグリスーパー資金の利用はない。

[農業法人向け融資の手法等]

[大分]

- ・審査は今年より制度資金（近代化資金）はN金庫が作ったスコアリングシステムで見ている。信用照会はC I Cを使い、また農機具ローンなどは、チェックシートを使っている。債務者区分上、農協の査定は下向き査定。良いところより悪いところを重点的につける。無担保資金は前向き資金に限り、3百万円程度で設定。

[熊本]

- ・営農指導について、酪農、タバコは専門農協があるので、当農協は資金だけ出す。審査については、酪農の場合、収支計画書を出す。制度資金に比べ、農協のプロパー資金に対する審査は甘いのかも。ABLは行っていないが預託は行っている。ABLの場合、家畜の管理は誰がするのか。

[農業法人に対する債権保全状況(動産担保の可能性も含む)]

[大分]

- ・家屋を担保に取る。査定は不動産鑑定士でないと見れない。農地は担保として上がらない。任意

売却でしかできない。

[福岡]

- ・原則、担保での対応はなるべくやらない。基金協会から担保を求められれば取る。例えば、お茶の場合、現地担保は取るが、基金協会からの依頼がなければ他は取らない。個人保証は、原則としてとらない。5百万円以下の金額でも、無担保・無保証人融資は要綱違反になるので出せない。法人に対する連帯保証人を徴求することはある。入庫品担保融資をお茶でやったら、担保としたお茶が変質し失敗した。

[熊本]

- ・基本的には機関保証。後ろ向きの負債整理資金では担保も取る。宅地、建物と農地も担保に取るがケース・バイ・ケースの判断。

[沖縄]

- ・ケース・バイ・ケースで取る。基金協会保証は100%。

[他金融機関の動向]

[福岡]

- ・昨年あるお茶法人に、F銀行から無担保で貸すとの照会があった。その法人から、当農協に、無担保で貸してくれないかと照会があり、すぐに無担保では出せないと回答したら、その法人はF銀行から借りた。

[沖縄]

- ・沖縄で一番大きなR銀行が農業資金を作っている。次いで、O銀行。大口法人に対する運転資金が多い。生産にかかわる加工業者にも貸付けている。

[行政の支援]

[大分]

- ・法人化に積極的

[福岡]

- ・農政と農協が二枚看板でやっていく。

[熊本]

- ・農道、排水路は支援する。

[沖縄]

- ・結構支援はある。基盤強化総合対策実験事業は、市町村単位で申請し、農水省が認めればよい。3割国負担。国のみで地方の負担はない。

III 銀行・信用金庫

1. 東北（対象地域：青森県、宮城県、福島県 3銀行、1信用金庫）

[今後の農業融資の展望、農業法人の設立動向]

- ・農業は、A県における基幹産業であり、今後農業融資の需要は出てくると思われる。地銀等の扱いも増えると思われ、農業分野に注力していく。当行でも新商品を開発中。農業法人による農林公庫資金の申込みは増えており、農業法人の設立も増えていると思われる。[M銀行]
- ・事業性融資はいまだ回復基調にはないが、農業は参入の余地があり、また、M県では農業シェ

アも高いので、前向きに取り組んでいきたい。県内の農業法人は約 250 法人(県にヒアリング)。増えている。 [N銀行]

- ・ F 県は農業県であり、農業融資に力を入れたいがノウハウがない。独自のノウハウを持ってから進出したい。政策(政府、地銀協会)の後押しがあれば銀行全体として取組みを強化しやすい。使いやすい保証制度があれば、農業に入っていくやすいだろう。 [D銀行]
- ・ F 県は農業県であるが、農業は天候に左右されるなどリスクが大きい分野と認識。公的保証制度が整備されれば前向きに検討したい分野である。農業法人設立の動きはある。これからは、個人経営単体ではなく、法人化が加速されるだろう。 [N信用金庫]

[農業融資の状況等]

- ・ 農業の環境は良いともいえないが、農業法人向け融資は、設備、運転ともに増えている。農林公庫のクイック融資に合わせた形での、償還期間 5 年程度のスコリング融資を計画中。運転資金だけではなく、設備資金も可としたい。農業融資で難しいのは季節性の問題。 [M銀行]
- ・ 融資残高は飛びぬけて伸びてはいない。農林公庫との連携を強化している。農業融資が見込まれる三つの拠点で農林公庫の研修を受けた。 [N銀行]
- ・ 兼業農家への融資取り扱いは増えているが、全体ではそれほど増えている感じはない。農林公庫との連携を進めているが、専担部署はない。業種別のセミナーや研修を受け、ノウハウを蓄積したい。 [D銀行]
- ・ 農業融資の取引は少ないが、増えている。農業の専担部署は設立の予定ない。 [N信用金庫]

[農業法人向け融資の貸付条件、留意点等]

- ・ 農業法人に対しては、業歴、経営者、商品の生産性、生産・販売への取組状況(売上増の可能性)などを評価のポイントにしている。農業法人の勘定科目の統一などは、農業融資の研修会(農林公庫主催)でも話題になる。 [M銀行]
- ・ 農業融資は、BSE や鳥インフルなど、リスクファクターや外部環境が違う。ブームのようなものに乗ってはダメ。農林公庫から情報収集することが大切。 [N銀行]
- ・ 農業法人の評価は、基本的に他の業種と変わらないだろう。農業法人にも、銀行が見る財務内容のところをわかってもらいたいが、おたがいに情報が不足している。情報を共有して、解決方法を考えたい。 [D銀行]
- ・ 審査は、市場性(売れるか、流通)に注目する。農業法人が民間金融機関に評価されるためには、決算処理に負うところが多い。毎月の試算表や計画対実績などを定期的に報告することで評価も高まる。 [N信用金庫]

[農業法人向け融資の手法等]

- ・ 農業は基幹産業であり支援していくが、キャッシュ・フローの範囲内での融資であり、プロパーでの償還期限は 10 年を超えない。新商品も開発中であるが、農林公庫の代理貸(委託貸)を活用していく。 [M銀行]
- ・ 食肉卸や飲食などを見ているが、それらの違いを考えるので精一杯。産業としての農業は、将来性を予測することも難しい。 [N銀行]
- ・ リスクをどう考えるかで償還期間は変わる。超長期の融資は制度資金で対応したい。規模拡大

や多角化などのプロジェクトリスクの評価は難しい。 [D銀行]

- ・設備資金の償還期限は最長法定耐用年数が最長、これを超えると条件緩和である、というのが金融庁の言い分。長期運転資金の償還期限は最長で5年。規模拡大や多角化に際しては、市場性の審査のほか、債権保全が問題になる。 [N信用金庫]

[農業法人に対する債権保全状況]

- ・農地は担保に取るが、評価は低い。転用の規制も厳しい。換金に備えて一時的に所有でき、売買ができやすい仕組みになると評価できるようになる。動産担保については、まだ様子見の段階。情報を蓄積しており、将来はやることを検討したい。公的な保証について、農業信用基金協会という名称は聞いたことはあるが中身が分からない。 [M銀行]
- ・目利きで担保に頼らずと言われているが、実態上期間の長いものは担保を取る。農地は担保に取るが、評価はしていない。農業信用基金協会は知らない。公的保証があればありがたい。公的保証があれば行内も積極的になるだろう。動産担保については、管理が厳しい。まだ様子見の段階。監視と処分が課題。 [N銀行]
- ・農地は担保として評価はしない。農地の利用に基づく合理的な評価には時間軸の考え方も必要であろう。動産担保は、「評価」と「処分」のところが経済産業省の研究会でノウハウの研究が立ち上がったところ。様子を見る。 [D銀行]

[他金融機関の動向]

- ・A銀行は最近農業融資に積極的で、新商品も出した。I銀行は、農業ではないが、動産担保融資を行った。信用金庫の農業融資の動きはあまり分からない。 [M銀行]
- ・第二地銀なども新商品を扱い、積極的に動いている。メガバンクは、融資額の単位が違う。10億程度の金額の話聞く。 [N銀行]
- ・県内各行とも、外部保証をつけた農業融資を前面に出してきている。 [D銀行]

[行政の支援等]

- ・農業者が農林公庫のクイック融資などを受けたい場合、まず市などの行政に相談する。そこで金融機関として銀行などを訪問するように指導されるようだが、銀行としては計画書作成のために普及指導所を紹介する。流れが悪く、たらい回しのような受け止め方になるのでは。 [M銀行]
- ・行政も積極的に取組んでいる。 [N銀行]
- ・農業者と金融機関の情報の共有の仲介機能などが発揮できないか。県域やブロックの金融懇談会なども一つの方法。銀行協会主催の農業融資研修会を後押しできないか。公的保証が充実されれば、民間金融機関の農業融資は必ず増える。 [D銀行]

2. 関東（茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県 2銀行、1信用金庫）

[今後の農業融資の展望、農業法人の設立動向]

- ・I県の農業融資残高は約1200億円。ほぼ1/3ずつ農林公庫、農協、民間金融機関という内訳になっている。J銀行はさらに民間金融機関の1/3。県内の農業法人は約400あり、農業法人協会に加盟しているのは80程度。 [J銀行]
- ・農業は北部が中心で農協が強い。農業法人の設立に関する相談は、1年間で2-3件だが、養鶏

などである。農業法人自体は少ない。[S銀行]

- ・近郊は、野菜、惣菜、なしの果樹、コメ等をやっている個人農家が多い。法人設立は大した動きはない。[Y信用金庫]

[農業融資の状況等]

- ・農業融資及び農業法人向け融資の状況は、県内で占めるシェアの現状を考えると、今後大幅に農業融資が延びる余地は少ないと考えている。現在当行の融資残高に占める農業の割合は0.3%であり、これが1%となるとは思えない。[J銀行]
- ・近代化資金は全て個人向けだが、時間がかかりすぎる。中小企業融資はスピードアップしている。申し込み票をもらってからも早い。[S銀行]
- ・農業融資は伸びている。需要は個人農家が多い。農機具等の購入資金が中心。[Y信用金庫]

[農業法人向け融資の貸付条件、留意点等]

- ・農業だからと特別扱いはせず、中小企業と同じく、バランス、借入金状況等総合的に見て与信判断している。融資限度は経営の中身次第、基準金利は格付及び保全率から算定。償還期限は融資対象の耐用年数以内であれば10年を超えることもある。[J銀行]
- ・一般の審査と同じ。過去の実績と今後の将来展望がどうなっているか。[S銀行]
- ・決算書類は格付けをするために重要である。法人だけでなく個人も同じだが、実態を表したものにしたい。[Y信用金庫]

[農業法人向け融資の手法等]

- ・農業だから如何ということは無く、融資限度は経営の中身次第。償還期限は耐用年数以内が最長の条件であるが、事業性を見て期間の圧縮を促す。動産担保の管理は銀行ではできない。部分保証でもいいので一般の保証協会と同じように保証が使えるといい。統合できるなら統合を望む。[J銀行]
- ・無担保・無保証人（代表者保証はあり）の農業者向け商品がある。当行のビジネスローンより金利が最大0.25%低い。ただ、スコアリング融資は見直しの時期。5年ぐらい前から始めて2年間ぐらいは良かったが、その後大幅にデフォルトが出た。スコアリングのビジネスローンは辞めているところも多い。[S銀行]
- ・法人格付けは実行済み。農業分野や個人はこれから。外部格付けのSDB（信用金庫中金が進めている中小企業信用リスクデータベース）の活用を行っているが、これはあくまでデータベースの話。農業特有のリスクを反映できない。定性評価との2本立てで進めている。[Y信用金庫]

[農業法人に対する債権保全状況]

- ・担保がないから融資が出来ないということはない。基本的に与信は格付や企業の中身次第。そうはいっても多額の融資の場合は担保を必要とする。農地も担保評価している。担保の評価は、当行関連担保評価会社の評価（近隣売買事例や田畑売買価格）を利用している。[J銀行]
- ・スーパー・サポートローンは、県の制度資金。保証協会の80%保証で、20%は金融機関負担だが、うち5%は県が負担する。[S銀行]

[他金融機関の動向]

- ・地銀は新しい商品を作ったりして農業融資に進出したいと考えているが、他県の融資機関からも思うように融資が伸びないとの話を聞く。設備資金はスーパーL資金で、運転資金は銀行でというのが一般的、スーパーL資金が無利子となると、銀行の出番がなくなる。[J銀行]

[行政の支援等]

- ・茨城県では農協だけが窓口となれる融資制度があったりするなど、行政は農協との結びつきが強いと感じる。行政にはセーフティネットの後支えをしてほしい。[J銀行]

3. 甲信越・北陸（対象：山梨県、石川県、福井県 3銀行、1信用金庫）

[今後の農業融資の展望、農業法人の設立動向]

- ・農業者の高齢化、耕作放棄地の増大が問題。全国で二番目の水準、異業種参入も少ない。腰を上げてやっていこうという環境ではない。県内に多いのは果樹農家と稲作農家。ぶどう、桃も昔からやっている。稲作は兼業農家で、片手間でやっているといった感じが強い。[Y銀行]
- ・農業は重要な産業であり、今後支援をしていきたい。地域経済の面からも融資を増やしていきたい。リレバンに沿って、建設業の農業参入なども支援したい。[F銀行]
- ・農業融資については、特別の取組は行っていない。自然体で対応している。景気が上向きで、他の業種が伸びている中で、農業融資は特に伸びているという感じではない。農業融資に関する知識が乏しいのが現状。農業法人の設立の動きに関しては特に動きは聞かない。[K銀行]
- ・管内は兼業農家が多く、マーケットがロットとして見えない。2年前から農業に進出しているが、農協が強いこともあって、あまり活発化はしていない。農業法人は増えているようだが、農業融資は特に増加していない。[N信用金庫]

[農業融資の状況等]

- ・農業サポートローンを平成18年4月に創設。近代化資金は今まで40件程度手掛けている。年に2、3件代弁が発生。農林公庫資金も5百万円が2件程度。手間隙がかかる割には、8割の責任を持つようであれば、プロパー資金でやったほうが良い。[Y銀行]
- ・これまで取引も少ないが、今後出たい分野でもあり、部署も作りたい。現時点で融資が増えている状況ではないが、本部で指示を出せるようになれば融資は増える。特に、第三者の保証制度ができれば取り組みやすい。保証割合は7割や8割でも良い。[F銀行]
- ・農業融資の状況は大きく変わっていない。農機具販売会社からの働きがけで、3社と提携ローン（農機具会社保証付き）を実施。50～60件で推移しているが、実行額はいずれも10百万円以下。今後商品を開発する計画がある。[K銀行]
- ・農業法人の経営、企業評価の視点は、融資があまりないこともあって確立していない。償還期間については、2年前に農業融資に進出した時点から、特にケース・バイ・ケースでと留意している事項である。[N信用金庫]

[農業法人向け融資の貸付条件、留意点等]

- ・審査基準では「投資計画を実行した場合の事業収益の見通し」を重視するが、事業評価において、「目利き」があるかどうかという自信はない。評価手法を集めている段階。担保徴求については、金額、期間、事業内容を総合的に判断する。農業者向け商品は無担保。他のプロパー資金

で出す場合はケース・バイ・ケース。〔Y銀行〕

- ・通常は、コーポレートリスクを見る。農業法人への融資はプロジェクトリスクをみなければならぬ。それ自体は財務内容と関係なく、難しい。法人設立などの創業支援などは更に難しい。農業法人のリスクの判定は難しく、政策がぶれると経営に大きな影響を及ぼす。〔F銀行〕
- ・農業融資ということで、企業評価の視点を特別扱いする事はない。利益率等を重視している。基準金利は格付けで決定している。超長期の償還期限は最長 10 年まで。融資限度額は小口が多い事もあって、外部保証が付けばほぼ希望額で対応している。〔K銀行〕
- ・ABLについては、評価、監視、処分ルートについて何らかの専門機関が介在すれば、有効な手法であろう。スコアリング融資は行っていない。公的保証については、実需があまり見えていないものの、あれば大変助かる。〔N信用金庫〕

〔農業法人向け融資の手法等〕

- ・顧客支援として『職のマッチングフェア』等を行っており、東京でも開催した。創業から事業再生まで、ライフサイクルに応じた支援が必要になる。本来の意味でのリレバンが求められる。〔Y銀行〕
- ・動産担保はイメージできるが、実際に扱っていないのでよく分からない。公的保証が充実されれば農業融資は伸びるだろう。〔K銀行〕

〔農業法人に対する債権保全状況〕

- ・甲州ワインビーフを動産担保融資した。集合物譲渡担保契約を結んで、タグをつけて、トレーサビリティを行なっている。定期的なモニタリングも行なっている。モニタリングは与信管理の面でも必要。今後も案件があれば、対象動産を見ながら進めて行きたい。処分をどうするかが問題。〔Y銀行〕
- ・農地は保存義務の問題もあって担保として評価はしない。動産担保は、仕組みばできるのではないか。〔F銀行〕
- ・農地は担保として評価していない。処分による回収は宅地化が前提になっている。収益還元価格には至っていない。金融庁の対応次第という事もあるが、客観評価が難しい。〔K銀行〕

〔他金融機関の動向〕

- ・F県内において、他の地銀や信用金庫の動きが活発になっているような話は聞かない。〔F銀行〕

〔行政の支援等〕

- ・政策的に動いて、旗振りしてもらおうと動きやすい。例えば、地銀協会から文書を出す方法なども考えられる。実際、地銀協から調査があったことがある。〔F銀行〕
- ・公的保証制度が充実されれば、農業法人、金融機関の双方にメリットがある。民間金融機関の参入促進を図るためには、農業に関する情報の開示と共有が必要。〔K銀行〕

4. 東海・近畿（対象：静岡県、岐阜県、大阪府、兵庫県、和歌山県 5銀行、1信用金庫）

〔今後の農業融資の展望、農業法人の設立動向〕

- ・畜産（養鶏）などの経営体はあるが、リスクを考えるとプロパー資金は取り組みにくいのが現状。

農林公庫資金の委託貸や保証付き資金への取組みが優先される。保証制度があれば融資の提案はしやすくなる。農業法人が増えてきているという印象はない。〔O銀行〕

・バブルの整理も終わり、やっと阪神方面に進出していこうとするところ。農業融資への進出は必ずしも高くない。県や農業団体との接触もなく、農業法人の設立動向も把握していない。〔K銀行〕

・農業だから特別ということではなく、自然体での対応となる。フードビジネスの一種。農業融資については農協と住み分けができていると考える。農業法人の設立は年間30先とハイペース。ただ、農業法人協会の事務局が農協内にあるため、なかなか情報入手ができない。〔S銀行〕

・農業融資については自然体の対応。農業法人の設立も活発ではない。〔T銀行〕

・大阪北部は少しハウスなどもあると思うが、この近辺はほとんどなくなったと思う。近隣での農業経営があったとしても農協ががっちりかためていると思う。結果として農業の事業性融資取引は皆無。〔U銀行〕

・飛騨地域は農業の生産が多い。また、観光のグレードアップのためにも食材に関する産業の育成を重視している。既に農業法人への融資実績もあり、今後も注力していく。農業法人は増えてきていると思う。〔T信用金庫〕

〔農業融資の状況等〕

・農業法人向け融資残高は、農林公庫の委託貸残高を含めて約30億円程度。設備資金も運転資金も変わっていない。農業融資は、他産業とキャッシュ・フローも違うし、リスクファクターも違う。農業法人は、一般企業に比べ経理等がしっかりしていない印象を受ける。書類整備の状況も悪い。また、担保物件に未登記物件も多い。〔O銀行〕

・農業融資はまだこれからという状況。平成18年6月に農林公庫と業務協の覚書を締結し、これからノウハウを吸収し、融資を積極化していきたい。〔K銀行〕

・農業融資残高は年々減少しており、当行全体の0.1%。独自商品はない。法人部のフードビジネス担当（1名）が農業分野も担当している〔S銀行〕

・農業融資は皆無であり、独自の商品の開発及び専担部署設置の予定もない。農業融資を想定した審査態勢の構築もない。〔T銀行〕

・農林公庫と連携している結果、設備資金の農業法人向け融資は増えてきている。認定農業者向け商品のアグリビジネスローンを開発済。専担者を育成中。農業法人は、安全・安心などに関する「理念」に着目して評価している。売上げが安定的に続くか、販売につながっていくかにも着目する。農業法人には、売り先などを明確に表すことができるかがポイント。〔T信用金庫〕

〔農業法人向け融資の貸付条件、留意点等〕

・農業融資の審査は、実績重視。設備資金の償還期限は制度資金の25年が最長。法定耐用年数も考えるが、通常7年から10年。農業法人の規模拡大や多角化時に重視するのは、キャッシュ・フロー、通常の業種よりも難しい。まだまだ担保に頼っているのが現状。他産業に比べて事業者数が限られており、ノウハウの蓄積が難しい。補助から融資への流れの中で、農業法人と地域金融機関が情報を共有することは農業法人のビジネスにとってプラスになると思う。〔K銀行〕

・農業だからと特別扱いはせず、中小企業と同じ。特に経営者を重視。償還期限は耐用年数に関係なく10年以内。10年目に見直しをし、さらに10年期間延長する場合もある。〔S銀行〕

- ・融資実績があまりないので、これからノウハウを蓄積していく。[K銀行]
- ・設備資金、運転資金の供給や償還期間の規準については、農業だからということはない。経営者は保証に入れるが経営内容次第で無担保・無保証人融資も行っている。また、一般向けのスコアリングを利用した融資限度額 50 百万円までの商品があり、農業法人も同じ枠で利用できる。公的保証の活用については、農林公庫が合併するなら、一般の保証協会と統合してほしい。[S銀行]
- ・現在農業法人向け融資の取扱がないため、ご回答できるだけの方針等がありません。[T銀行]
- ・償還期限は事業内容などをよく考えて、ときには農林公庫よりも長い期間で融資している実績もある。農業と中小企業の保証協会は合併してほしい。一本化したら使いやすい。[T信用金庫]

[農業法人に対する債権保全状況]

- ・農地は担保として売れないのではないかと。銀行として売買事例を知らない。中小企業向け ABL は、まず売掛債権担保融資から始まった。次に動産担保が導入されてきたという流れであり、金融機関はまず売掛債権担保を考えるのではないかと。新しい保証制度を作してほしい。[O銀行]
- ・農地以外の担保を優先。農地は固定資産評価。農地を担保に取るかはケース・バイ・ケース。[S銀行]
- ・農業法人向け融資が皆無であり、債権保全の検討が必要な取引先はない。ABL については、親会社 (M銀行) が生産過程等を「管理」する別会社を設立する予定と聞いている。[U銀行]

[他金融機関の動向]

- ・J銀行、信用金庫などに特に動きはないと思う。[O銀行]
- ・信用金庫は農業融資に取り組んでいるようだが、銀行は熱心には取り組んでいない。[S銀行]
- ・農業法人協会の事務局が農協にあり、農協が門戸を開かない。何とかしてもらいたい。[T銀行]

[行政の支援等]

- ・鳥インフルエンザのときに感じたが、このような課題や災害が起きたときには県に相談窓口を設置してもらえるとありがたい。[O銀行]
- ・担当副部長として農業融資を伸ばしたいが、行内で大きな声になっていない。農水省のビジョンなりを何らかの方法で取締役クラスにアピールできないか。(K銀行)

5. 中国・四国 (対象：鳥取県、岡山県、広島県、香川県、高知県 5銀行、3信用金庫)

[今後の農業融資の展望、農業法人の設立動向]

- ・集落営農の組織化、法人化の推進、新規就農の推進が取り組まれており、規模の拡大に伴う資金需要の発生は考えられる。したがって、今後の資金需要に对应していくだけの体制 (事業性の評価・審査面等) は整備しておきたい。農業法人は徐々に増加しているが、実数は把握していない。情報収集 (農業法人設立等) の意義が認識できないことが原因と考えられる。[K銀行]
- ・市場としてのロットが良く見えない。現在は様子見という段階。農林公庫の話に乗って、認定農業者向けの新商品 (保証会社の保証のないプロパー資金、スーパーL クイックと同時貸付) を今年 8 月にスタートさせたが、まだ 1 件も実行がない。[T銀行]
- ・農業融資は伸びる可能性があり、興味がある。基金協会とも勉強している。農業法人の設立に

関して、建設会社参入より食品会社の参入が目立つ。県とも接触して、農業法人の動向を聞き取っている。農業融資の残高は、横ばいからやや増えている状況。〔H銀行〕

- ・平成17年7月からアグリビジネスをスタート。主に既存農業法人の支援、異業種からの参入支援、川下(食品産業)からの参入支援を狙いとして、食品産業を含めて法人を対象に取り組んでいる。農業法人の設立は増えている。建設業などからの異業種参入が多い。〔S銀行〕
- ・積極的に取組みたい気持ちはあるが、行内での実績が少ないので力を入れにくい。対象を認定農業者に絞り込むと扱いやすくなる。農業法人の設立動向はきちんとは把握していない。ただ、個人経営からの法人化よりも、異業種からの参入の方が多そうだ。〔L銀行〕
- ・地域密着型の融資を行っていきたいが、これまでは農家に食い込めていなかった。今後目を向けるように推進してく。養鶏業者が多く、今後は裾野を広げていきたい。個人経営から法人経営への動きがあり、農業法人は増えている。〔K信用金庫〕
- ・T県の農業融資の中心は農協。当信用金庫での農業関連の資金需要はほとんどない。農業法人の設立動向は情報が入ってこないのわからない。〔T信用金庫〕
- ・個別農業者、畑作(にんじん等)と畜産の取引あるが米価の低迷等とコストの上昇等から厳しい状況を認識。法人設立の情報なく、法人協会との付き合いも現在ない。〔Y信用金庫〕

〔農業融資の状況等〕

- ・プロパー融資は、特に農業向け融資としての区別をしていないため、実数は不明。ただし、取引先は多数存在する。農業分野の融資については、「期間が長いこと」「担保の問題」「リスクの見極め」等課題が多く取り組み難い。農林公庫等と相談しながらプロパー融資での対応で充分、認定農業者等の条件優遇等検討しながら対応していきたい。〔K銀行〕
- ・他の業種と特別な区別を行っていないが、独特の勘定項目、特殊性を考えた分析を行なうよう指示している。農業融資の残高は、この1～2年大きな変化はない。認定農業者がどこにいるかも分からない。専担者がいなく、モニタリングや情報提供は難しい。農業法人自体が見えていない。農業法人にはもっと情報を発信してもらいたい。〔T銀行〕
- ・農業法人の経営・企業評価としての視点は、一般企業と同じ。返済が毎月とまらないなど、審査方法が異なることに留意する必要あり。償還期間はキャッシュ・フローに応じて決めている。融資限度は個別案件によって決めている。近代化資金に関しては、県の手続きが難しい。〔H銀行〕
- ・平成7年7月から平成19年3月末までに50件以上約10億円の農業融資を実行。増えてきているが、個々の案件は小規模である。マーケットも小さく、新商品を開発するよりも、優良先へはプロパー資金を融資したい。法人の設立段階の相談から積極的に対応している。モニタリングよりも支援のための情報提供が多い。〔S銀行〕
- ・融資残高は約19億円。増えてはいるが横バイの範囲内か。銀行の融資全体の1%に満たない。農業だけではなく、無担保、無保証人、自動審査の商品が全体的に増えている。農業でも数件利用があるが、商品全体のような伸びがない。小口融資が多いので、モニタリングや情報提供までは行っていない。〔L銀行〕
- ・設備資金は増えていないが、運転資金が増えている。17年度末にアグリビジネスローンの商品化、カードローンと証書貸付の2種類があり、確実に残高は増えている。〔K信用金庫〕
- ・農業への融資残高は40先で全体の0.21%。資金需要額も少ないことから特に農業だからという見方はしておらず一般企業と同じ扱い。農業者から借入相談があった場合は、一般の審査と同じ

対応。 [T信用金庫]

- ・畑作、畜産関係中心。農業融資も他部門の融資判断と特に差はない。農林公庫資金の取扱は1件のみ、営業店で事務処理を担当したが、条件整備の難しさ等大変苦労した。農林公庫に全面的に手伝ってもらって完成した状況で難しすぎる印象がある。 [Y信用金庫]

[農業法人向け融資の貸付条件、留意点等]

- ・一般の企業と同様、特に重要な評価項目は経営者自身で、経営意識を持った経営を行なっているかどうか。他に、収益性、人材、技術力等が挙げられている。設備資金や運転資金の供給の方針、融資限度、基準金利、償還期限の条件に制限は特に設けていない。 [K銀行]
- ・キャッシュ・フロー、利益率等、他の企業と同じように見る。農業融資のノウハウがないという事もある。設備資金、運転資金ともに、格付けによらず期間などに応じて金利設定。 [T銀行]
- ・規模拡大や多角化に関しては、ケース・バイ・ケースで対応。無担保・無保証人による融資は一般企業への貸付けと同じであるが難しい。無担保はあっても無保証が難しい。ABLに関しては、ABL協会による処分ノウハウの整備が進むと活用されるだろう。農業融資はむしろ動産担保向き。公的保証が活用できれば、農業融資は格段に伸びる。 [H銀行]
- ・農業法人に関しては、生産物の品質の差別化を重視している。マッチングの取引先からも言われている。また、経営者の方針や販路の確保なども評価のポイントになる。償還期間は法定耐用年数以内でケース・バイ・ケース。融資限度額はスコアリング融資を除き事業内容による。運転資金融資や期間が短い設備資金が重点。 [S銀行]
- ・農業法人の評価に関して、審査自体は一般企業に対するものと変わらない。設備資金の償還期間は法定耐用年数で考えるが長くて10年。運転資金の償還期間は、規定上は10年まで可能だが、5～6年でも長い方。設備資金の限度額は事業計画の妥当性を、運転資金の限度額は必要額の妥当性を確認して決める。 [L銀行]
- ・分析の切り口が一般企業とあまり違うことはない。一般産業と同様に、設備資金であれば長プラにスプレッドを上乗せ、償還期限は償還できる力をみるので、設備資金では一般産業より長め、長期運転資金では一般産業と同様に長くて5～7年。 [K信用金庫]
- ・一般の企業と同じ対応。 [T信用金庫]

[農業法人向け融資の手法等]

- ・農業向け融資は、通常の融資先の一つとして定例的な訪問による与信管理を行なっている。また、投資規模、資金使途等から実態に応じた償還期間を設定する。ABLを取り組む上で、特に肉用牛は管理がなされており、比較的取組みが容易。今後新しい融資手法として積極的にアプローチしていきたい。利用が容易な制度があれば、公的保証も利用したい。 [K銀行]
- ・スコアリング融資は必ずしも全てが良いわけではない。この後どうやっていくかが議題。動産担保の動きは高まるだろう。既にT(リース会社)との提携で固定資産の動産担保を行なっている。評価と処分も担当している。不動産以外の債権保全策があれば融資しやすい。鳥インフルエンザのときなどは公的保証があったこともあり、融資が実現した。 [T銀行]
- ・農業法人に対して、経営方針を明確に持ってほしい。一般のスコアリングの手法を農業融資に使っている例はあるが、全ての農業融資に使えるわけではない。ABLについてはビジネスモデルやスキームを入手して利用したい。基金協会の保証を断られており、基金協会以外の組織

で公的保証が得られれば、農業融資(近代化資金)は伸びる。 [S銀行]

- ・ 農業法人と銀行との間に意識のギャップがある。銀行側が農産物のライフスタイルや市場に関する勉強をしておらず、理解が十分でない。情報の共有が必要。スコアリング融資は、一般企業と同じ商品で、無担保、無保証人の商品を扱っている。近代化資金については、基金協会保証はつけていない。公的保証制度が充実すれば確実に近代化資金は伸びる。 [K銀行]
- ・ 農業法人にも、一般産業と同じように事業計画書を作成してもらおう。農業というビジネスに価値観をどう持つか、それによって条件も変わってくる。ABLは農業法人でも話ができれば積極的に対応する。公的保証が充実されれば、融資は行いやすくなる。 [K信用金庫]
- ・ ケースによっては無担保・代表者保証の融資も行っている。一般向けでも独自のスコアリング融資は行っていない。保証が使いやすければ農業にも参入しやすい。 [T信用金庫]

[農業法人に対する債権保全状況]

- ・ 農地を担保とする場合、農地法の縛りがある為に流動性が低く、融資相当額に見合うだけの担保価格はほとんどなく、貸倒時の処分も難しい。当行では、担保とする場合でもあくまで添担保としている。したがって、農地以外の担保徴収又は無担保での取組みを行なっている。 [K銀行]
- ・ 農地は担保として評価していない。用途が限られ、処分しにくい。 [T銀行]
- ・ 農地は担保評価しない。金融庁が評価すればできるが、換価性の裏づけが必要。 [H銀行]
- ・ 評価と処分(換価性)は別。農地売買のマーケットの情報が金融機関に入っていない。その仕組みを変えなければ、評価できるようになったとしても担保徴求できない。 [S銀行]
- ・ 農地は評価するが、評価の基礎は固定資産税評価にならざるを得ない。売買事例で評価する場合、土地の上の生産物の生産の継続の保証が必要、売買情報の入手が前提。 [L銀行]

[他金融機関の動向]

- ・ 県内金融機関の農業者に対する取組みは、H銀行、T信用金庫、K信用金庫が専用の融資商品を設けている。E銀行が農業ファンドを組成し、積極的に投資を行なうなど、最も第一次産業に対して注力した取組を行なっている。 [K銀行]
- ・ 地銀では目立った動きはないが、一部の信用金庫が県立大学と連携しているようだ。 [H銀行]
- ・ 県内の地銀の農業融資は同程度。L銀行は近代化資金が多いが、プロパーは少ないのではないかと。信用金庫は事業性の融資はほとんど行っていない。E銀行は農業融資が最も盛ん。 [S銀行]
- ・ 農業法人向けの独自商品を開発して推進している金融機関もある。可能な範囲で他の金融機関の動きを知りたい。 [L銀行]

[行政の支援等]

- ・ 農業分野の融資については、「期間が長いこと」「担保の問題」「リスクの見極め」等課題が多いため、利用が容易な公的保証があれば、金融機関の取組みは更に加速すると思う。 [K銀行]
- ・ 公的保証の充実などを政府に求めたい。個人情報保護法に抵触しない手法での認定農業者に関する情報の開示を求める。研修などがあれば農業が見えてくる。銀行側には農業融資への関心もあるので、政策的な後押しがあれば、金融機関も参加しやすい。 [T銀行]
- ・ 農業融資のセミナーを行ってほしい。また、セミナー以前の問題として、情報が欲しい。行政の支援によって公約保証が充実すれば、農業融資は伸びる。制度融資の情報を提供してもらいたい。

制度が使いやすければ、やはり農業融資は伸びる [H銀行]

- ・政策として農業融資を推進するのであれば、インセンティブを明確にした改革を行なうべきではないか。例えば県レベルの制度資金の創設など、権限を地方に下ろすと地域の特色ある農業融資が実現するのではないか。 [S銀行]
- ・公的保証制度が充実されれば、農業法人、金融機関の双方にメリットがある。民間金融機関の参入促進を図るためには、農業に関する情報の開示と共有が必要。研修やセミナーがあれば積極的に参加して情報入手したい。 [L銀行]

6. 九州・沖縄（対象：福岡県、熊本県、大分県、沖縄県 6銀行、1信用金庫）

[今後の農業融資の展望、農業法人の設立動向]

- ・筑後地方や久留米では農業のシェアは高まっている。特に盛んとは感じないが、感覚としては増えているのではないか。 [F銀行]
- ・K県に505法人があったがうち、平成18年では62が農業法人協会に登録されている。ほとんどが農業法人の上位に位置する。現在では登録法人は68~69法人に増えており、全体ではもっと多い。集落営農も含めると大規模化しているといえる。 [H銀行]
- ・O県は九州では農業生産は最下位。大きな農地が無く小規模な農家が多い。農業法人数は増えている。 [O銀行]
- ・K県は農協の力が強い。異業種（建設業）からの参入がある。近郊では、野菜栽培（水稻の休耕期間）が多い。酪農、養豚は県の北部が盛ん。一般に農業法人は増えており、増加傾向にある。団塊の世代が戻ってくるし、農業法人に限定できないが、農業に向かう。 [K信用金庫]

[農業融資の状況等]

- ・特に畜産分野における取り組みは前々からある。 [F銀行]
- ・実績は小口で件数が多い。制度資金が中心であり、今まではプロパー商品で組み立てたということはない。しっかりとした施設を作ってやっていたら、普通の企業として見る。農業者向け商品については、営業店に拒否反応がある。 [H銀行]
- ・今までやれなかったファイナンスを探っている。農業もそのうちの一つ。当行としても農業金融が課題になっている。農業生産法人や農協等に話を聞くが、なかなか入りづらいのが実感で、銀行が正面からやるのは難しい。 [N銀行]
- ・アンケート時点では法人融資はなかったが、1件実行した。花卉をやっている農事組合法人。取引実績に重点を置いている。長い取引があれば、地域還元という意味もあり重視する。農業法人でも生産から販売まで自分で行っていたら、一般企業の同じような見方ができる。 [K信用金庫]

[農業法人向け融資の貸付条件、留意点等]

- ・勘定科目については、わからないままで融資をすることはありえないので、クリアなものになっている。また、圧縮記帳されていればわかる。 [F銀行]
- ・農業法人は情報が開示されていない。財務改善意識、減価償却がされていない。勘定、資金がどんぶりになっている。川下のマーケティングをする時、販路を持っているパートナーがいるか。生産と加工の経営の違いを分かっているか。 [H銀行]
- ・実態を見る。会計、事業資金との棲み分けがされているか、ヒアリングで確認する。法人に妙な

ところがあれば、ヒアリングで確認する。ビジョンは評価するが、事業計画と実態とが下ブレしていれば理由を聞く。主要な決算書の数字の把握が必要。技術力があるが販売力がない等の弱み強みを探る。マッチングサービスを行い支援もする。[O 銀行]

- ・一般融資と同じ。事業計画の妥当性、資産、過去の実績。目に見える財務が必要、3期ぐらい。最低限、法人と個人を分けること（棲み分け）が必要。助成、圧縮記帳、償却の見方、最初から数年間赤字になったりすると、捉えづらい。[N 銀行]
- ・運転資金を最長10年としているのは、県などの経営改善資金は10年とあり、それに準じた扱い。銀行とまともに話せる人材が必要。意見の取りまとめが必要。一人でやっている場合は経営者の姿勢はわかる。教育、人材の確保ができていないか。うまくいっている実績が必要。事業計画、計数管理。うまく出来ていれば、拡大に際しても支援は出来る。[K信用金庫]

[農業法人向け融資の手法等]

- ・通常の農業法人に対するモニタリングは当然やっている。ABLを肥育牛で最近始めた。評価は外部機関がする。プライスをつけセカンダリーでいくらと見る。農林公庫のスコアリングについて考え方はおかしくない。農業版CRDに、どれだけのデータが入っているのかにより決まる。データを持っているところに働きがきたい。[F 銀行]
- ・近代化資金はやっているが、基金協会は使っていない。SファームのABLは、通常の審査と同じように行った。キャッシュ・フローを見る。シンジケートは5行で組成、当行はアレンジャー。生体馬を動産担保とした仕入資金融資。肥育、加工処理、販売、レストランの関連会社があるが、不透明なグループ間貸借が多かった、今後はABLできちんとさせる。個体管理を行なっているが、ICタグは現在検討中。仕入から販売価格まで当行で管理。万一の場合の販路は確保。[H 銀行]
- ・農業者に対する無担保・無保証融資は、現段階では難しい。現在は、①オリックス保証による貸付を平成17年から、②担保不要の直貸しを代表者の連帯保証で出している。今後のデフォルトデータをこれらによって見ていく。[O 銀行]
- ・ABL融資は1件、H銀行がアレンジャーとなったシンジケート・ローンに参加。融資先と既存取引はあった。他にも担保を取っているが、馬が主担保。問題は、登記出来るのが東京の法務局のみで、インターネットで行えるが、不便で、もっと広げるべきだ。借り手が成長期であることが重要。創業期はやはり不動産担保中心でABLは早すぎる。「K信用金庫」

[農業法人に対する債権保全状況]

- ・農地は評価できない。[F 銀行]
- ・農業者に対する融資に当たっての保全は、当初は動産担保を考えた。しかし、管理面や処分がまだネックになっており断念し、信用基金協会で作ることとした。平成19年3月ぐらいから基金協会と継続して打ち合わせをし、11月12,13日に契約締結に至った。出資はできないので負担金（交付金）という名目に対応。農協が県単一の方で進み、農協の融資機能が低下する中で、県からのサポートもあったことが追い風となった。[O 銀行]

[他金融機関の動向]

- ・新聞等が出る情報は把握している。リレバンに農業のことが良く出るようになったことも影響しているのだろう。[F 銀行]

- ・ F 銀行がホールディングになり他県の生産地とのつながりも出来たため、積極化している。T 銀行が、ABLを含めて九州全体で数百億円をやるというような話も入っている。[N 銀行]

[行政の支援等]

- ・ お金の出し方、制度の硬さが問題。助成は出やすく、速くすること。機械でも中古は駄目とかいろいろ制約がある。補助金をつけることにより金額が上がってしまっているだけで、お金を出して支援しているのが、根源的な支援にはなっていない。[F 銀行]
- ・ 異業種参入、建設業で農業の経験がない場合、事業計画を一緒に練り、技術指導をする。規模拡大は、行政として力を入れている。作付面積で日本一の経営体を5つぐらい作りたいと考えているようだ。また、ブランドの確立も。[O 銀行]

第6 まとめ

1. 農業法人向け融資の実態

(1) 18年度アンケート調査の結果

本件調査は、18年度、19年度の2カ年にわたって実施した。18年度は全国アンケート(回答：農業法人 798、農協 391、銀行 44、信用金庫 30)と全国の半分の23道府県での現地実態調査、19年度は残り24都府県を中心にした現地実態調査と検討会による議論等を行った。2カ年調査のまとめにあたり、最初に1年目に実施したアンケート調査の概要を再度確認しておく。

① 農業金融への取組み

銀行・信用金庫の農業融資への取組み(回答数 70)について、「積極的に取り組む」と「当面は現状維持」が各50%であった。一方農協(回答数 362)では、「積極的に取り組む」は24%にとどまり、「当面は現状維持」が75%に上った。農協の消極姿勢に対し、全体の約半分とはいえ、銀行・信用金庫の積極的な姿勢が目立つ。積極的に取り組む理由は、「地域の有力産業である」「規制緩和により他業種からの参入など資金需要が見込める」「地域密着型金融の推進」「企業的農業者が増大している」などがあげられる(アンケート記述欄)。一方、現状維持の理由は、「農業融資のノウハウがない」「農業のリスクを把握できていない」「農地の担保評価が困難で、保証付融資が制限されている」「農業の財務分析法が確立されておらず、データ蓄積不足」などがあげられる(同)。また、対象とする農業分野については、「こだわらない」が91%を占めた。

農協の融資推進活動については、「基本的には営業活動は行わず、農業者から相談があった場合に対応する」が81%を占め、「営農部門と金融部門が連携して訪問活動を行う」が8%、「金融部門だけで訪問活動などを行う」が7%にとどまり、積極的営業をしない、「待ち」の姿勢が見られた。

② 担保に過度に頼らない融資

担保徴求そのものについては、銀行・信用金庫と農協ともに約半分が「融資対象物件に加え不動産を徴求する」としている。設備投資の審査事項として重視する項目は、銀行・信用金庫が、第1位は「投資計画を実行した場合の事業収益の見通し」(46%)、第2位は「収益実績」(41%)、第3位は「財務内容」(27%)となっている。農協は、第1位と第2位は銀行・信用金庫と同じであるが、第3位が「債権保全措置」(37%)となっている。償還期間の決定基準が、銀行・信用金庫は「投資計画のキャッシュ・フロー」(41%)が第1位であるのに対し農協は「融資対象設備の耐用年数」(55%)が第1位であり、銀行・信用金庫がキャッシュ・フローを重視する傾向があることが窺えた。

③ 農業法人の動向

農業法人の借入れのある金融機関は、農林公庫78%、農協50%、地方銀行33%、信用金庫15%の順となっている。営農類型別にみると、稲作、畑作、酪農では農協が7割程度と高い割合を占め、畜産は地方銀行が4割程度を占めるなど、営農類型による違いがみられる。

また、売上高規模別にみると、売上高 3 億円までのランクでは農協は 4~7 割であるが、3 億円以上になると地方銀行が 4~6 割程度を占め、規模が大きくなると農協から離れていく傾向が窺える。

最近の動向について、「最近 2 年間で初めて借入れした金融機関がある」と回答した農業法人 191(回答の 25%)に金融機関の種類を質問したところ、地方銀行が 38%で最も多かった。次に農林公庫の 21%、ついで都市銀行の 20%、農協の 14%、信用金庫の 10%となっている。地方銀行の積極姿勢が窺える。

(2) 現地実態調査から

① 銀行・信用金庫の農業法人への融資状況等

現地実態調査として、18 年度に銀行 22、信用金庫 3、19 年度に銀行 24、信用金庫 8 の計 57 金融機関を訪問した。19 年度の主な聞き取り事項は次のとおり。

- ・訪問先の銀行は、総じて農業融資を活発化したい意向。
- ・全国的にみて、南北では農業融資の中身を把握しているところが多く、融資も活発。それ以外の地域では「マーケットが小さい」「よく分からない」という意見もあった。
- ・融資にこだわらず、経営支援を行おうとする銀行の意見もあった。
- ・情報収集は農林公庫からという銀行がいくつかみられた。
- ・ほとんどの銀行で償還期間は最長 10 年以内となっている。
- ・金融機関と農業法人との情報共有が重要であり、セミナー等の開催希望などのコメントもあった。
- ・超長期の融資は農林公庫で対応してほしいという話が多かった。
- ・公的保証の充実についての要望も多かった。

本年度の主要課題の一つである ABL については、銀行の場合は農業の盛んな北海道、北東北、南九州で実績がある。肉牛関係では、牛トレーサビリティ法によって個体管理が徹底していることも実施の追い風になっている。各銀行とも全般的に ABL には前向きであるが、ABL そのものを手がけていない金融機関も多く、ましてやマーケットが見えていない農業の世界ではまだ先、というのが大方の銀行の反応である。ABL は、顧客の経営状況の把握に重点を置く商工中金型と診療報酬などの売掛債権担保や中古機械の動産担保のように個別の担保をする政策投資銀行に分かれ、銀行の場合は、売掛債権担保の手法の方が早く導入されており、より普及している状況である。

信用金庫の場合、営業エリアが局地的であり、地域の中での金融機関同士の競争が激しいこともあって、南北に限らず農業の盛んな地域では ABL の実績もあるなど、農業融資に積極的に取り組んでいる信用金庫も多い。一方、理事から農業への動産担保の適用の検討を指示されたものどこから検討してよいのか分からない、といった信用金庫もあった。情報やノウハウが蓄積されれば活用される可能性が高いと思われる。

スコアリングモデルを使った融資に関しては、金融機関の評価は分かれている。認定農業者向け商品を開発済みでスコアリングによる融資諾否決定をシステム化している金融機関も

あれば、「スコアリングは格付に利用する程度」とし、融資諾否決定に利用することにネガティブな金融機関も多かった。比較的農業融資の実績が多い金融機関で、そのようなネガティブな意見が多かった。これまでの農業融資の実績から考えて、キャッシュ・フローやリスクファクターを考えると、むしろ、農業融資の場合は定性的判断が重要である、との認識に至っている金融機関もある。

もう一つの主要課題である公的保証制度の充実については、全国の民間金融の多くが、「公的保証が充実できれば農業融資は確実に伸びる。」と応えている。銀行・信用金庫では、19年10月から中小企業の保証協会で責任共有制度が導入されて部分保証の考えが広がっている。農業融資について公的保証制度を利用する場合も、民間金融機関は同程度(2割)のリスクを負担しても構わないという考えである。

農業融資に関しては、各都道府県に農業信用基金協会があり、制度的には農協のほか一般金融機関に対しても保証が可能である。しかし、基本契約を締結していないなど、実質的に取引がなくてその存在する知らない銀行担当者もいた。かつて利用したことがある銀行でも手続き等から現在は利用していない、という銀行も見受けられた。特定の県を除けば、農業近代化資金の融資を行っていても農業信用基金協会の保証は利用していない金融機関がほとんどであった。公的保証制度が充実できれば農業融資は伸びる、としている民間金融機関が示す具体的な方策の意見は、次の三つであった。

- ・ 農業信用基金協会が中小企業向けの都道府県信用保証協会と一体化する。
- ・ 民間金融機関にとって農業信用基金協会を利用しやすいものにする。
- ・ 農業信用基金協会、信用保証協会に代わる使い易い第三の保証機関を用意する。

② 農協の融資の実態

現地実態調査として、18年度に23農協、19年度も23農協を訪問した。19年度の主な聞き取り事項は次のとおり。

- ・ 品目横断により法人化の動きは出てきたが、安易な法人設立ではないか今後は心配。
- ・ 畜産法人は農協から離れているという法人が多いという印象がある。
- ・ 基金協会の財務内容によって対応が違っていることから、県間の差が出ているとの意見があった。
- ・ 銀行等が償還期間はキャッシュ・フローの範囲内としている一方で、農協は、償還期間を耐用年数見合いとすることが多かった。
- ・ 農地の評価方法については、固定資産税評価に基づき低く留めている農協と売買事例等に基づいて評価している農協に差がみられた。

アンケート調査結果に表れていたように、農業融資に対する農協の取組みは、一言で言えば消極的というものであった。現地を訪問しても一部の農協を除きネガティブな意見が多かった。農協の推進部では農業融資の推進は行っていない、との説明もあった。

本年度の主要課題の一つであるABLに関しては、中にはかつて動産担保を行ったことがある、という農協もあったが、全体的に農業融資が低調であり、動産担保で融資を行っているという農協はなかった。営農貸越をABLの一形態とも言えなくもないが、積極的にABLを行っていこうとする農協は見受けられなかった。

農協では、銀行・信用金庫と異なりほとんど信用格付が行われていなかった。したがって、銀行・信用金庫と与信のシステムが異なっている。スコアリングモデルについては、単独での利活用は不可能で、上部団体の作成のものを利用もしくは利用予定であった。

公的保証制度の充実については、既に基金協会の保証を一定程度受けている立場である。銀行・信用金庫とは明らかに立場が違うが、基金協会の保証とは別に保証人を徴求することについて農業法人に不満があるという意見、基金協会の審査が画一的で許容範囲が狭いことなどから農協の基金協会離れを指摘する意見もあり、同じ系統組織として一枚岩とはいかない状況である。

③ 農業法人の金融機関への意見・要望

現地実態調査として、18年度に43法人、19年度に44法人を訪問した。19年度調査における業種別の民間金融機関に対する主な意見・要望は次のとおり。

[水稲]

- ・民間金融機関は農業をよく理解していない。転作奨励金からの所得や天候に左右される産業であることなど、農業のことを彼らによく教えてほしい。
- ・銀行が、農業法人の決算書の中身が分からない。翻訳する人がいない。
- ・農林公庫が動産のトラクターを担保としてみてくれた。当社の米在庫は契約済みのものが多く日々在庫が分かる。これを担保に活用できないか。

[野菜・花卉・果樹・きのこ]

- ・民間金融機関が運転資金を融資するには農業のことを勉強することが必要。
- ・農林公庫の担当者は計画書の中身を早く理解してくれて融資に応じてくれた。今後の規模拡大にも金融機関に協力してもらいたい。
- ・担当者が制度資金を良く知らずに借入れできなかった。勉強してほしい。
- ・農林公庫資金の借入れに関する書類については簡素化が必要。
- ・種苗会社から情報を入手することが多いが、農林公庫以外の金融機関も含めて情報の提供を期待する。
- ・金融機関はもっとベンチャーを育てるべき。

[畜産]

- ・融資の際に担保に頼らず経営者を評価し融資する手法を考えてほしい。若い人の場合、やる気はあるが資材も資産もないというのはよくあること。
- ・畜産業は相場に左右される。短期の状況に左右されず、例えば認定農業者に5～7年のサイクルで低利で無制限に運転資金を供給できないか。
- ・スコアリング融資は迅速ということでは意味があると思うが、金融機関にとってはモニタリングや経営把握の方にもっと意味があるのでは。
- ・民間金融機関の対応は変わってきている。無担保、無保証人の融資も増えている。このような傾向が広がることを期待したい。
- ・現在の不動産担保で借入枠は一杯。動産担保の実現と普及を期待する。
- ・母豚やオス豚を担保として評価できないか。共済に入っているので評価や処分ルートもハッキリしている。
- ・輸出に関する情報がほしい。

まず、民間金融機関の担当者が農業融資のマーケットの数字の中身が理解できるような情報交換が必要である。民間金融機関の支店職員がたまに農業資金を扱うために勉強するようなスタンスでは非効率であり、支店からの照会を受ける本店(部)担当者との情報交換が必要である。

営業・審査のノウハウを理解するには、地域の実態や各種の制度などについて掘り下げて理解を進めることが大切である。その意味で、民間金融機関側から積極的に市町村の農業担当者や普及組織の経営担当者と接触を活発化すると、地域の農業事情などについて相当の情報蓄積が進むと思われる。

また、民間金融機関の農業融資を一層活発化するためには、農業融資に関する情報提供を、いわば金融機関単位に個別に行うことと並行して、業界単位で実務的なサポートにつなげていくことも有効である。民間金融機関側からも、農業融資に関するセミナー開催などの要請が、現地実態調査の場などで多く寄せられた。

これらのニーズに対応するために、例えば、農業関係の典型的な融資事例集や今回の調査で課題となったABLの事例集を整備したり、農業制度資金の総覧的なものや農業法人向け融資の目利きに関する資料などを収集、整理して民間金融機関に提供することなどが考えられる。

さらに、上記の情報の提供の仕方としては、スポット的に提供するのではなく、民間金融機関の業界団体などと連携して、継続して実施していくことが考えられる。業界団体主催のセミナーに農業融資のメニューを加えてはどうか、という金融機関からの提案もあったが、東京で開催する手法も考えられるし、より多くの民間金融機関に情報提供を行うためには、定期的にブロックでセミナー的な手法により情報提供を行うことなども考えられる。

(2) 農業法人の成長と金融機関による支援

① 農業法人の資金管理能力の向上

民間金融機関からの農業融資の活性化を図る一方で、農業法人の側では融資を受けるだけの資金管理能力が求められる。資金調達の選択肢が広がれば資金計画の幅も広がり、資金管理も複雑になる。新たに動産担保の手法を取り入れたり、「社債」のように一括償還のような手法を初めて導入すると新たな資金管理の考え方や手法が必要になる。新たな資金調達方法を導入する場合は、それに応じた資金管理手法を導入するなどして、自らの資金管理能力を向上させなければならない。

② 民間金融機関の理解と支援

農業法人が、例えば加工事業などに取り組んだり、直売が増えると、在庫を持たざるを得なくなる。このようなケースでは、短期運転資金や長期運転資金がこれまで以上に必要になり、やはり資金管理の重要性が高まる。金融機関や関係機関は、農業法人が新たな資金調達方法導入した場合や直売事業などに取り組むなどして新たな資金管理手法が必要になるような場合、十分な注意や指導が必要である。本件調査事業の検討会におけるヒアリング時にも、農業法人の代表者から、「一般金融機関は、経営を読み取り、悪いところを指摘してくれる。」との発言があった。金融機関に対しても、今後は融資のみならず経営支援の期待も高くなっていくものと考えられる。モニタリングなどを通した一層の農業法人の経営状況の把握と、情報提供に留意していく必要がある。

(3) 農業融資活性化に資する新しい資金調達方法

① ABLの活用

不動産担保に過度に依存しない融資の手法として、ABL という方式の融資が、現地実態調査の結果から農業分野でも一部の金融機関と農業法人の間で行われていることが分かった。また、他産業においても必ずしも実績は多くはないものの、機会があれば農業分野で活用したいという金融機関も多かった。農業法人側では、そのような制度自体を知らない法人も多かったが、活用されていない事業用資産を担保として活用することに対する期待が大きい。

しかし、実際に ABL を活用している銀行などからも、処分に関する実務に不明確なところが残っている、というような意見が出されている実態もある。また、平成19年6月にはABL研究会が設立されてABLの実務の研究が行われ、経済産業省においても「ABLの普及・インフラ構築に関する調査研究」事業が行われており、ABLに関する業務の標準化やABL普及のための制度上の問題点やネットワークの構築などに関する検討が行われている。このような状況から、ABLのポイントとなる評価、管理、処分について、今後実務面がさらに明確になってくると考えられる。

既に述べているとおり、ABL に関しても情報提供が今後重要であるが、このような社会の議論の結果等を踏まえて、実務的な手法を整理してPRしていく必要がある。特に、実際に行われている事例集などで啓蒙を図っていくことも効果的であると思われる。

② スコアリングモデルの活用

動産等も担保として徴求することなく、無担保、無保証人での融資を実現する手法としては、中小企業を対象としたスコアリングによる融資手法が取り入れられている。農業融資におけるスコアリングモデルは、既に農林公庫において開発されて利用されている。農業団体でも開発されているが、実用化はこれからの状況である。特に、短期、少額の融資などでの活用が期待されるが、一方では、スコアリングの結果は参考にする程度で融資諾否決定には利用しない、という金融機関もある。農業融資に関しては、定性評価の基準や手法の充実を求める意見も多かった。今後は、農林公庫のスコアリングに併せ、定性的な評価の基準となるような業界情報の提供を加えることによって、融資の活性化を図っていくことが有効である。さらには、金融機関独自のスコアリングに農業情報を加えて融資の活性化を進めることにつなげていくことが期待される。

③ 公的保証の活用

民間金融機関の多くが、現地実態調査のときに「公的保証制度が充実できれば農業融資は確実に伸びる。」と発言している。農業信用保証保険制度については、活用されれば農業融資の伸張に有効であると考えられるが、民間金融機関の利用は全般的に低調である。19年9月に農林水産省から各都道府県の農業信用基金協会に対してパンフレットが配布されるなどして制度のPRが進められている。各県基金協会と民間金融機関との間で基本契約締結に向けて動き出している地域もある。民間金融機関側からは、出資相当の支出が損金算入されることが必要との要望なども出されている。

今後、各県基金協会と民間金融機関が基本契約を締結する環境整備が進められ、基本契約締結のうえ基金協会保証の活用が期待される。PRの動きに関しては、上記のとおり金融機関側からの要望事項が出されているケースもあり、フォローも必要と思われる。

農業信用基金協会は各都道府県にある。与信判断の考えに差が出ることは、それぞれ独立した機関として当然であるが、財務の状況などによって金融機関からの出資金の取扱いなどについて構造的な差が生じないようにしていくことも重要だと思われる。各地の民間金融機関が積極的かつ平等に扱えるための取組みが求められるところであり、まず、PRを積極的に進めることが民間金融機関の農業融資の活性化につながるものと考えられる。

④ 新たな資金調達方法の情報提供

ABLの活用などにより、農業法人の資金調達方法が広がりつつある。また、18年5月1日施行の会社法によって有限会社(特例有限会社)を含めてすべての会社で社債を発行できるようになり、資金調達の選択肢が広がった。また、例えば動産担保であれば、畜産、水稻などの業種ごとによって類似の事例に関する情報が活かされることも多くなるであろう。ただし、このような資金調達方法の選択肢の拡大は農業法人の経営改善に役立つものと思われるが、不十分な情報を基に農業法人が投資計画等の検討を始めてしまうと思わぬ落とし穴に落ちてしまう。断片的な情報提供はミスリードにもつながりかねない。

民間金融機関が農業法人や農業法人を志向する農業者に新しい資金調達方法等の情報提供を行なうことは、今後ますます重要になってくる。農業法人の実態を把握したうえで、情報をよく整理して積極的に提供し、新たな資金調達方法の普及に努めていくべきものと考えられる。

平成19年度「農業法人向け融資における実態調査」に係る
現地実態調査実施要領

I 調査先の選定

2年目の調査であることを考慮し、今年度は47都道府県のうち残り24都府県について調査する。

1都府県当り農協1程度、銀行・信金1程度、農業法人2程度選定。

→[現地調査先] 農業法人48程度、農協24程度、銀行・信金25程度

選定方法

[民間金融機関調査先候補の選定]

アンケート調査結果から、農業法人への融資実績が多い民間金融機関及び審査方法、融資条件、債権保全措置等に特色のある民間金融機関を選定する。

なお、アンケート回答のなかった府県については、新聞情報等から農業法人への融資実績があると思われる民間金融機関及び動産担保融資の実施等の特色のある民間金融機関に調査の主旨を説明して、選定する。

[農業法人調査先候補の選定]

アンケート調査結果から

○規模拡大や多角化経営で投資を検討していると回答した農業法人

○民間金融機関からの借入について要望があると回答した農業法人

に留意し、次の項目を考慮し選定する。

- ・農協取引先と銀行・信金取引先別を同程度
- ・売上規模
- ・営農類型（法人経営が多い営農類型（耕種4〔稲作、畑作、露地野菜、施設野菜〕、畜産4〔酪農、肉用牛、養豚一貫、採卵鶏〕）ごとに各6法人程度）

[調査先農業法人、民間金融機関の選定]

農業法人とその取引民間金融機関の組み合わせを原則とする。

[追加調査先の選定]

検討会委員の要請等を踏まえて、追加して調査を行うことも考慮する。

II 現地実態調査聞き取り事項

下記の個別事項の聞き取りを行う前提として、調査先の農業環境、農業法人設立動向、農業融資の現状等状況把握を行うものとする。

〔農業法人〕

以下のことについて、代表者あるいは担当責任者から聴取する。

1 農業法人の概要

- (1) 法人設立の契機、法人の形態（農事組合法人、株式会社、有限会社）を選択した理由
- (2) 経営方針、販売戦略等
- (3) 事業承継の状況等
- (4) 農業生産
 - 営農類型、規模（所有地、借地）、栽培作物
 - 販売方法、価格決定方法
- (5) 加工・販売等の有無
 - 事業展開の経緯及び運営方法
 - 仕入れ販売の割合
- (6) 経理体制
 - 取引金融機関に提供している経理書類（決算報告書以外に）

2 経営の発展経緯と経営改善の方向

- (1) 法人の発展的経緯
 - 例示：
 - ・付加価値の高い農産物の生産や多作物生産による周年栽培
 - ・農産物の直接販売や契約栽培の推進
 - ・他の営農類型に進出（例：稲作→稲作+畑作）
 - ・農産物加工施設の設置または拡大
 - ・販売施設の設置または拡大
- (2) 今までもっとも経営上困難を感じたこと
- (3) 法人の規模拡大等と資金需要
 - 設備資金 経営の段階と投資内容、金額
 - 例示：規模拡大や加工流通に進出した時の投資及び金額
 - 運転資金 必要となる事由と金額
 - 例示：どれだけ運転資金が必要となったか

3 金融機関との取引状況

(1) 規模拡大計画時等の資金調達状況

設備資金（借入償還期間、金額、利率等）

運転資金（ ” ）

資金調達が困難だった場合の事由と対処の方法

（例示：経営実績や財務内容、投資計画の妥当性や収益性、借入金額、金利、償還期限などの融資条件、農地の取得や設備資金借り入れの際の担保不足、運転資金借り入れの際の担保不足）

例示：他の金融機関から借入、借入可能額に見合うまで規模縮小、事業の延期

(2) 通常の運転資金の調達方法等

(3) 資金調達や資金管理手法の情報

- ・これまで必要だった資金調達（設備投資、運転資金等）に関する金融情報の収集の仕方

- ・農業法人の資金繰り等の資金管理方法等の情報の収集の仕方

例示：どのような投資の場合にどの程度の運転資金が必要か→同業者から情報
資金繰り等の資金管理方法→取引銀行、経理担当者を設置

- ・動産担保融資（ABLを含む）に関する情報の蓄積

- ・今後経営を発展させるための資金調達の情報の収集の仕方

(4) 資金を円滑に借り入れるために農業法人として必要なこと

例示：収益性や財務状況の改善、経理体制の整備や財務状況の開示、投資に係る経営計画や資金計画をきちんとたてること、融資実績を積み上げ信頼を得ること

4 農協、銀行・信金への要望

(1) 今後の経営の展開にどのような資金が必要ですか

(2) そのための融資条件面での要望

(3) 担保・保証面での要望

(4) 金融サービス以外での要望

例示：販売先や加工業者との交流会、経営分析サービスの強化、金融手法などの情報の提供

(5) 最近の金融機関の動向や印象

5 農業法人向け融資に係る支援策や諸制度の改善点

行政などで有効な支援策や改善策がありますか

例示：農林公庫のより一層の民間金融機関への融資ノウハウの移転
農業法人の会計制度に利益準備金制度を創設する

6 情報ネットワーク（人的、物的）を構築についての考え方

〔農協、銀行・信金〕

以下のことについて、農業融資担当者から聴取する。

1 融資推進・体制等

- (1) 農業融資の展望等と今後の取組み方針
- (2) 担当者 専任 名 兼任 名
- (3) 事務の分担の有無
本支店及び審査部

2 農業融資の状況と審査

- (1) 農業融資（農業法人向け融資）の状況
- (2) 農業法人に対する独自の商品、経営評価手法を有していますか
例示：取引実績（取引歴〇年、事故なし等）、財務分析を中心とした信用格付
経営者、経営方針、営農類型等の評価手法
- (3) 支店に農業者からの借入相談があった場合の審査の流れと態勢
- (4) 審査のために農業法人からどのような資料をもらいますか
- (5) 財務分析を行う際の勘定科目の取扱い

3 農業法人向け融資の条件等

〔設備資金〕

- (1) 対象者に制限を設けていますか
営農実績〇年以上、認定農業者、農業法人協会参加など
- (2) 融資限度額
審査で融資額を減額する場合の要因
担保評価額不足等
- (3) 基準金利について 長プラ、短プラ、中小企業向け融資金利
- (4) 償還期限 10年以上の融資実績はありますか。
例示：期間10年以上は原則制度資金としているか否か

〔運転資金〕

- (1) 農業法人へ運転資金を供給する対応方針は
〇年間取引実績の有る者 財務内容 担保の有無 キャッシュフロー等返済能力等
- (2) 運転資金の限度額、償還期間をどの様に設定していますか
融資額と担保評価額の関連
限度額の見直しはどのようにしていますか
償還期設定の考え方
- (3) 経営不振、市況の悪化、不作に伴う運転資金の相談が合った場の対応は
- (4) 農業法人に求める資料は何ですか 毎月の残高試算表など

4 農業法人向け融資の手法等

(1) 農業法人への要望

融資を円滑化するためにどのようなことが必要ですか

例示：経理体制の整備、情報の開示

(2) スコアリング融資

実施状況、実績

スコアリングモデルは、どのように開発しましたか

(3) 動産担保融資

実施状況、実績

コベナントの内容

(4) 農業法人に対する公的保証の活用状況

5 債権保全措置

(1) 債権保全の方針

「不動産担保に依存した融資からキャッシュフローを重視した融資への転換」の浸透
具合

(2) 農地を担保に徴求することについて

7 農業法人へのモニタリング及び支援

(1) 融資後の経営状況把握方法及び経営支援

(2) 農業法人に提供する情報やサービスの提供

例示：マッチング支援、金利情報等

8 他の金融機関の動向

9 農業法人向け融資に係る支援策や諸制度の改善点

行政などで有効な支援策や改善策がありますか

例示：農林公庫のより一層の民間金融機関への融資ノウハウの移転
動産担保の評価機関の創設、保証機関の創設